

平成 23 年 6 月 20 日開会

# 第 2 回 定例会 会議録

美波町議会

見 出 表	頁
6 月 20 日 ( 月 )	
議長開会の挨拶	7
町長提案理由の説明	8
6 月 21 日 ( 火 ) ・ 6 月 22 日 ( 水 )	
休 会	
6 月 23 日 ( 木 )	
一般質問	
・ 11 番議員	
防災意識向上のためのまちづくり	25
学校教育	
・ 8 番議員	40
災害に強いまちづくりについて	
町職員を生かしたまちづくりについて	
・ 14 番議員	48

見 出 表	
防災対策	
公共施設の避難計画と課題	
・ 3 番議員	57
防災対策について	
赤松小学校の跡地について	
・ 9 番議員	67
工事の発注と地元業者の活用	
・ 5 番議員	70
役場庁舎の浸水対応は万全か	
日和佐幼稚園・保育園の移転	
介護福祉移設の移転	
・ 7 番議員	77
東海・東南海・南海三連動地震への今後の対策について	
町立病院の再生について	

見 出 表	
農業・漁業の振興策について	
6月24日(金)	
休会	
6月27日(月)	
議案審議	93
閉会中の継続調査申出書について	135
議長閉会の挨拶	135

平成 23 年 6 月 20 日 美波町議会第 2 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	濱 浩治
会計管理者兼会計課長	山田 由美	総務企画課長	磯野 晴幸
住民生活課長	谷口 和江	保健福祉課長	原 千代子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
政 策 調 整 監	草野 裕作	産 業 振 興 課 長	今津 秀貴
消防防災課長	武田 和幸	水 道 課 長	中林 伸次
住 民 室 長	花木美名子	地 域 振 興 室 長	小坂 進
日和佐病院事務長	岡本 照彦	由岐病院事務長	木本 節
学校教育課長	海司 広幸	社会教育課長	岩瀬 和夫

子どもセンター長	藤井 隆司	由岐・木岐・阿部保育園園長	服部 園子
教育委員長	原田 村美	監 査 委 員	青木 昭夫

1、会議事件は次のとおりである。

【報告議案】6件

- 報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について  
・専決第 2号 美波町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 報告第 3号 議会の委任による専決処分の報告について  
・専決第 3号 玉厨子伊儀谷線舗装工事変更請負契約の締結について
- 報告第 4号 議会の委任による専決処分の報告について  
・専決第 4号 志和岐地区漁業集落排水事業終末処理場新設工事変更請負契約の締結について
- 報告第 5号 議会の委任による専決処分の報告について  
・専決第 5号 志和岐地区漁業集落排水事業終末処理場新設工事変更請負契約の締結について
- 報告第 6号 平成 22 年度美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 7号 平成 22 年度美波町一般会計事故繰越し繰越計算書について

【専決議案】11件

- 議案第 44号 専決処分報告について
- 専決第 6号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 12号）
- 専決第 7号 美波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 13号）
- 専決第 8号 美波町コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 14号）
- 専決第 9号 平成 22 年度 美波町一般会計補正予算（第 7号）
- 専決第 10号 平成 22 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5号）
- 専決第 11号 平成 22 年度 美波町老人保健事業特別会計補正予算（第 2号）

- 専決第 12 号 平成 22 年度 美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 専決第 13 号 平成 22 年度 美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 専決第 14 号 平成 22 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 専決第 15 号 平成 22 年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 専決第 16 号 平成 23 年度 美波町一般会計補正予算（第 1 号）

【条例議案】1 件

- 議案第 45 号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 15 号）

【補正予算議案】5 件

- 議案第 46 号 平成 23 年度 美波町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 47 号 平成 23 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 48 号 平成 23 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 49 号 平成 23 年度 美波町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 50 号 平成 23 年度 美波町病院事業会計補正予算（第 1 号）

【人事議案】2 件

- 議案第 51 号 美波町教育委員会委員の任命について
- 議案第 52 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

意見書（案）

- 発議第 3 号 美波町議会議員政治倫理条例の制定について
- 発議第 4 号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書（案）
- 発議第 5 号 本四国速を含む高速道路の通行料金等に関する意見書（案）

6月20日(月)  
(時に 9時00分)

議

長 おはようございます。本日平成23年第2回美波町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の折りご出席くださいます。ありがとうございます。

ただ今の出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回美波町議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、諸般の報告を行います。4月11日全員協議会を開催しました。5月13日防災対策特別委員会を開催しました。5月17日・18日議長・副議長研修会に議長・副議長が出席しました。5月20日阿南市との定住自立圏共生ビジョン懇話会が開催され、議長・副議長が出席しました。6月6日病院事業改革特別委員会及び全員協議会を開催しました。6月14日議会運営委員会を開催いたしました。6月17日総務産業建設委員会を開催しました。以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。日程第1 議会録署名議員の指名を議題といたします。会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第115条の規則により議長において指名いたします。5番永本議員、6番丸龍議員、両名を指名いたします。

日程第2 会期決定の件を議題といたします。会期につきましては、さる6月14日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長よりご報告をお願いいたします。

山本議会運営委員長

議会運営委員長

皆さん、おはようございます。議会運営委員長報告を行います。先週6月14日議会運営委員会を開催いたしました。委員7名全員出席の下、理事者側からは影治町長・山路副町長。磯野総務企画課長の出席を求め、平成23年美波町議会第2回定例会に上程予定の議案内容につきまして慎重に審議いたしました。結果会期は、本日6月20日より6月27日までの8日間に開催することに決定いたしました。なお、服装については、6月議会においては、この季節の折クールビスということで、ノーネクタイ・上着着用なしで、取り組むことを申し合わせました。なお一般質問の通告は、本日の正午までといたしております。ご承知願いたいと思います。以上議会運営委員長報告を終わります。

議

長 お諮りいたします。本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月27日までの8日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は、本日から6月27日までの8日間と決定いたしました。なお、会議予定につきましては、お手元に配布の日程表により、進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第3 提案理由の説明を議題といたします。本定例会に提出されております議案は、一覧表にありますとおり報告議案6件、専決処分報告議案11件、条例制定議案1件、補正予算議案5件、人事議案2件、計25件であります。これを一括して議題といたします。影治町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町

長 おはようございます。梅雨に入り、紫陽花の花は日毎に色を深めています。蒸し暑い日が続く本日、平成23年美波町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜りまして、ご審議をいただけますこと大変有り難く存じているところであります。

まずはじめに、この度の東日本大震災により、被災された方々やご家族の皆様にご心よりのお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、併せて、被災地域の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、議会の委任による専決処分の報告議案4件、繰越明許費繰越計算書の報告議案1件、事故繰越し繰越計算書の報告議案1件、専決処分の報告議案で条例改正に関する議案3件、平成22年度一般・特別会計の補正予算に関する議案7件、平成23年度一般会計補正予算に関する議案1件の計11件、条例の改正議案1件、平成23年度一般・特別会計の補正予算に関する議案5件、人事に関する議案2件の計25議案を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、各課・室における事務事業の進捗状況の報告を申し上げます。

はじめに総務企画課関係でございますが、東日本大震災の支援については、3月15日に東北地方太平洋沖地震被災支援対策本部を設置すると共に義援金の受付を開始し、翌16日の第1回定例会本会議の最後に東北地方太平洋沖地震被災支援表明

を議会と連名で行い、これまでに美波町として出来る限りの様々な支援を行ってきたところであります。今後も私たちは、被災地と困難を共有して、復興支援に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

まず、町で受け付けた義援金ですが、6月17日現在で5,349,823円の寄付を頂いております。この義援金については、日本赤十字社及び被災自治体等へお送りさせて頂く予定といたしております。また、3月18日から支援物資についても受付を開始し、飲料水・おむつ等の支援物資を徳島県を通じてこれまでに2回にわたり、被災地へ送っております。被災地支援の職員派遣については、徳島県の保健師チームとして4月12日から16日までの5日間と5月28日から6月2日までの6日間について保健師各1名を派遣いたしております。

また、関西広域連合として宮城県北部沿岸市町村の支援を行っている徳島県チームの一員として4月15日から24日までの10日間と5月27日から6月5日の10日間について職員各2名づつを派遣いたしております。4月19日から22日の4日間についても国土交通省四国整備局の随行として2名を派遣しているところであり、現在までに8名の職員の派遣を行っております。派遣先での活動状況については、5月17日に美波町コミュニティホールで、19日には由岐公民館において、それぞれ住民の皆様への報告会を開催いたしたところであります。

大規模な被災のため復興に相当な月日が掛かることが考えられることから、今後も引き続き、職員の派遣を行っていくこととしており、今回は7月8日から2名の職員を南三陸町へ派遣する予定としております。

次に、定住自立圏共生ビジョン策定についてでございますが、定住自立圏の形成に関する協定につきましては、今年3月の第1回定例会で議決頂いておりますが、その後の共生ビジョン策定に向けての取り組み状況についてご報告させていただきます。この共生ビジョンについては、協定で定められた項目の具体的な実施計画について策定するものでありますが、この協定項目を大きく7つに分け、直接実務を行っている担当で組織する担当者部会を設置し、具体的な取り組み内容の検討を5月から行っているところであります。この担当者部会で策定された共生ビジョンの具体的な取り組み内容としては幹事会の協議を経て、共生ビジョン懇談会の意見を聞き調整を行うことと致しております。また、パブリックコメントにより住民の方々の

ご意見も頂き、共生ビジョンに反映させることといたしております。この共生ビジョンの最終案については、9月議会に報告させて頂く予定といたしております。

次に、町政懇談会につきましては、4月12日に西町・本町地区、4月13日に天神町を対象に行っております。これは日和佐高校跡地の利活用について地元住民の方々に、より理解を頂くため行ったものでありますが、東日本大震災の後ということもあり、避難場所や避難路の確保など防災関係のご意見を多く頂きました。また、山河内地区では4月22日に開催いたしております。町政懇談会につきましては、今後とも実施し、町政を進める中で、対話によるより良いまちづくりの実現に向け取り組んで参りますので、ご理解、ご協力賜りたくお願い申し上げます。

次に、姉妹都市交流については、オーストラリアのケアンズ市との交流について、今年度はケアンズ市議会姉妹都市諮問委員会が主催する若者大使事業の案内が4月にあり、急遽中学生へ意向を聞いたところ希望者があり、正式に中学3年生2名をこの7月29日から8月8日の11日間、ケアンズ市に留学することといたしております。内容については、ケアンズ市と友好関係にある世界の7つの都市の15歳から16歳までの若者が地元でホームステイし、地元の学校へ通いながら交流や体験を通じて国際理解と友好の推進を図ることとなっております。4月に案内があったことから、参加に掛かる経費についてはこの6月議会に上程させて頂いておりますので、ご承認の程よろしくお願いを申し上げます。

また、沖縄県の恩納村と交流につきましては、6月8日に山路副町長、磯野総務企画課長及び担当者の3名が恩納村に出向き、今後の交流のあり方について協議を行ってまいりましたが、恩納村の意向もあり、今年度の子ども会の交流は実施せず、新たな交流のあり方を双方において検討し、進めることとなっております。

次に、税務課関係でございますが、町税及び各種使用料の徴収体制の強化の取り組みとして、平成20年度より実施しております全庁体制での一斉徴収の平成22年度実績につきましては、昨年12月から本年1月末までの2ヶ月間で町税24件2,351千円、水道使用料3件136千円、住宅使用料3件204千円、介護保険料2件28千円で総計2,719千円の徴収額となり、昨年度の一斉徴収より1,800千円の増加となり、一定の成果が上げ

られました。また、個人住民税の滞納者 10 名について、地方税法第 48 条の規定により徳島県へ徴収の移管を行いました。移管滞納税額の合計 2,947 千円の内、納付誓約書の提出者 3 名、徴収金では 8 名から 1,399 千円の納付がございました。また、平成 22 年度に徳島滞納整理機構へ徴収移管しておりました 5 件の実績ですが、移管滞納税額 2,662 千円の内 1,325 千円の納付がありました。移管件数 5 件の内 3 件につきましては、完納となりましたが、残り 2 件の内 1 件は実態のない法人であり、収納が見込めないことから不動産の差押えをしております。残り 1 件の個人につきましては、前年度からの継続移管者でありましたが、担税能力がなく収納額が少額に留まったため、22 年度の収納率は 49.8% となり、平成 21 年度の収納率 75.71% を下回る結果となりました。担当課としても徴収努力をしておりますが、社会状況の悪化に伴い、年々滞納額が増加傾向にあり厳しい状況でございます。賦課と負担の公平性を確保する観点からも、引き続き徴収強化に取り組んで行く必要がありますが、今後共通法に徴収を実施するためには、適切な会計処理を行っておく必要があることから、22 年度末においても不納欠損処分を行っております。今回行った不納欠損の内訳は、軽自動車税で 23 件、132,400 円、固定資産税で 63 件、17,715,000 円、町民税で 35 件、1,212,211 円、内県民税 543,000 円、国民健康保険税で 28 件、2,385,900 円でございます。特に固定資産税が高額な金額となっておりますが、その内容につきましては、倒産法人の 4 件での欠損額が約 14,600 千円余りとなっております。今回、既に時効の完成している町税について不納欠損処分を行ったわけですが、今後は負担の公平性を確保するために法令等に規定されている強行処分も辞さない覚悟で徴収に望むこととしております。

本年度におきましても、徳島滞納整理機構への徴収移管者 5 名を決定し、6 月 1 日付けで移管を行っておりますし、昨年度初めて行いました地方税法第 48 条の規定による徳島県への徴収移管についても引き続き行う予定とし、関係機関との連携を図りながら滞納の解消に努めて参ります。

次に、保健福祉課関係でございますが、平成 22 年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況の概要は、特定健康診査の受診者は 827 人で受診率は 43.5% で、受診者のうち 117 人が特定保健指導の対象者となり、うち 114 人に対し保健指導を行っており実施率は 97.4% でありました。今年度初めて受診された方

が 74 人ありますが、受診率が伸びない背景として、毎年継続して受診しない人がいること、医療機関で治療中の人の健診受診率が悪いことが挙げられます。今後は、受診者の少ない若い年代にも早期介入し、生活習慣改善の意識づけを行うとともに、引き続き、特定健診の必要性を理解してもらい、生活改善につなげられるように、いろんな対象に働きかけ、自分の体に対する関心と医療費抑制の意識づけに努め、特定健康診査等実施計画において最終年度の平成 24 年度の目標値である 65% が達成できるよう、関係機関等との連携を図りながら、受診率の向上に努めて参りたいと思っております。

また、昨年 10 月の機構改革により、地域包括支援センターを日和佐公民館から役場本庁に移転することとしておりましたが、公民館の耐震工事等の都合により、本年 4 月から本庁舎に移転し、業務を行っております。この移転により、役場庁舎内の課の配置を一部変更いたしております。

次に、産業振興課関係でございますが、農業関係では本年も 4 月 23 日に乙姫米の販売促進と、生産者と消費者との交流を目的に田植え体験を計画しておりましたが、悪天候のため中止いたしております。なお、収穫期には稲刈りの体験を実施し、消費者と生産者の交流を深め乙姫米の更なる消費拡大に努めるよう計画しております。

次に、商工観光関係では、「ウェルかめミュージアム」につきましては、旧日和佐高校体育館の取り壊しが決定したため、現在の体育館内での、ロケセットの展示の継続が出来ないため移転地を探しておりますが、今現在まだ見つかっておりません。このため、現在のロケセットはいったん解体し、材料を同窓会館に一時保管し、これからの利用方法について、検討及び協議を重ねて参りたいと考えております。

2011「さくらまつり」は、東北地方太平洋沖地震による被害等諸般の事情により、中止いたしました。次に、第 48 回「うみがめまつり」は、実行委員会などで協議を重ね 7 月 16 日(土)に行う事とし、うみがめ感謝祭・打上花火の外、桜町通りでは、ストリートパフォーマンスを計画しております。また、第 12 回「ひわさうみがめトライアスロン」を 7 月 17 日(日)に開催し、美波町の魅力を全国に発信したいと考えております。

南阿波よくばり体験推進協議会等が参加する全国ほんもの体験フォーラム in 徳島実行委員会主催の「全国ほんもの体験フォーラム」が 3 月 18 日から 20 日にかけて開催される予定で

ありましたが、東日本大震災に配慮し中止しております。また、海部郡3町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っている体験型観光や修学旅行受け入れについては、東日本大震災の影響により、東北地方から西日本への旅行先の変更により予約が大変多くなっております。受け入れ状況につきましては、6月1日から3日に大阪府豊中市立第十中学校91名、6月5日から7日に東大阪市上小阪中学校161名、6月8日から10日東大阪市立楠根中学校210名の修学旅行及び体験学習を受け入れております。このほか修学旅行としては、6月に2校、7月に2校、9月に5校、10月に1校、11月に1校、来年3月に1校、5月に2校を受け入れる予定となっており、他にも家族、グループ等の体験も随時対応することと致しております。

次に、支所における産業振興関係でございますが、土台木の腐食に対する対策工事のため事故繰越しとなっていた由岐ふれあいホール改修工事については、改修及びその関連工事が5月末に完成いたしております。また、6月12日には、由岐商工会、ぼっぼ物産館主催によるアワビの市が開催され、雨天にもかかわらず大勢の来場者で賑わいました。7月3日(日)には、田井ノ浜海水浴場の海開きを行い、8月25日まで開設することとしております。また、由岐地区のお盆恒例の第27回「ふるさと由岐まつり」を8月15日に開催する予定で、準備を進めております。

次に、建設課関係でございますが、はじめに町工事についてご報告申し上げます。林道玉厨子伊儀谷線舗装工事(第1工区)、(第2工区)は3月末に完了しております。

公共投資臨時交付金事業の登り2号線、落合本村線、港町1号線、西の地12号線の舗装工事は3月末に完成しております。大戸1号線1号橋等4箇所の修繕工事は、3月末に完了しております。県単災害防止緊急対策事業の西河内はりま中岡宅横谷と北河内久望弥野谷は繰越しております。農業施設災害では、15箇所の内、11箇所は3月末に完成、他事業と関連で4箇所は繰越しております。公共土木施設災害は、河川27箇所の内25箇所が3月末に完成で、2箇所が国道防災工事との関連、地元水道施設との調整で繰越しております。

次に、公共下水道でございますが、日和佐浄化センター増設工事、桜町地区の寺前都市下水路・雨水ポンプ場の機械、電気設備の改築更新工事は3月末に完成しております。志和岐地区漁業集落排水事業の終末処理場新設工事は完成し、3月31日か

ら供用を開始し、現在接続工事を行っているところであります。

次に、県工事の主なものについてご報告申し上げます。道路関係でございますが、赤松由岐線では赤松耳瀬で局部改良の測量設計が出来たので用地測量と用地補償に関する調査を行い、交渉が整えば発注すると聞いております。赤松由岐線馬路の災害復旧は、河川は6月に完成し、迂回路、道路は来年3月の完成予定と聞いております。日和佐小野線・田井ノ浜の現道改良については、補正予算で測量設計中と聞いており、これが出来た段階で用地測量と用地補償に関する調査を行うと聞いております。由岐大西線の阿部での緊急地方道は、繰越した工事は完了したと聞いており、今年度は鹿ノ首岬付近手前の改良と側溝、舗装と鹿ノ首岬すぐ後の側溝、舗装は準備が整えば発注と聞いております。

次に、河川、砂防、治山関係でございますが、奥潟川総合流域防災事業は、奥潟川の護岸は3月に完了し、繰越した支線の牟井谷川は6月に完了予定で、残りは準備が整えば発注と聞いております。河川特改では、阿部東川で床止め工事が準備が整えば発注と聞いております。県営の急傾斜地崩壊対策事業は、伊座利小学校裏付近で工事は3月に発注し11月まで繰越予定で、23年度は擁壁、法面工事を準備が整えば発注と聞いております。東由岐の津波避難階段は、準備が整えば発注と聞いております。西河内田々川と永田の県単砂防事業は、7月まで繰越予定と聞いております。山王谷の通常砂防事業は、測量設計、地質調査を準備が整えば発注と聞いております。繰越した治山事業で実施している南海地震対策の筈越の防潮堤嵩上げ工事は完了しており、今年度は震災の関係で予算が付かなかったと聞いております。北河内久望の予防治山事業は、測量設計が出来れば夏頃までに発注と聞いております。

次に、港湾関係でございますが、日和佐港の海岸高潮対策事業は、北突堤改修工事は3月に完了し、南防波堤改修工事は3月に発注し、繰越して10月に完了する予定と聞いております。

次に、地域高規格道路についてご報告申し上げます。日和佐道路につきましては、平成19年5月の一部供用から4年、県南部住民の待望久しかった全線開通も間近となり、現在は舗装がほぼ出来上がり、仕上げの工事が進められているところであります。また、開通式に先立ち7月10日(日)には、日和佐道路が全線開通するにあたり、合併5周年の記念行事として美

波町・阿南市主催の「光と海ロードチャリティーマラソン&ウォーキング」を開催する予定としております。また、併せて徳島県等の主催で自転車による「四国の右下」ロードライド2011がイベントとして開催される予定であります。

次に、国道関係でございますが、山河内地区、奥河内地区の歩道整備工事及び、北河内地区、大戸地区での防災対策工事は発注したと聞いております。

次に、支所における土木関係では、繰越となっていた西の地6号線用地登記業務は、6月の農業委員会の審査を経た上で、最終的な登記業務が完了する予定でございます。引き続き、西の地駅裏地区の県道日和佐小野線近くの錯誤登記訂正業務に取り組む予定としております。

次に、消防防災課関係でございますが、4月16日午前1時30分、桜町の「居酒屋つくし」で火災が発生しました。日和佐地区の全分団、海部消防組合で消火にあたり、付近への延焼もなく、午前2時43分に鎮火しました。津波警戒では、3月11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とする地震が発生し、徳島県沿岸に津波注意報、津波警報、大津波警報が順次発令されました。本町では、防災行政無線、告知端末及び広報車により、沿岸地域の住民や釣り人等へ避難を呼びかけ、地域防災計画に従い、避難勧告、避難指示を発令しました。また、災害対策本部を設置し、情報収集、海面監視、消防団の協力による陸こう、樋門閉鎖を行いました。12日午後1時58分に注意報へ変更、13日午前7時30分に解除となり、幸いにも本町での津波被害はありませんでした。今回の対応についての問題点や課題等を検討し、地域防災計画の見直しに早急に取り組んで参りたいと考えております。

木岐白浜地区津波避難場所整備工事につきましては、3月18日竣工しております。また、防災情報通信設備工事により整備していた全国瞬時警報システムは3月31日に竣工しております。この全国瞬時警報システムは、緊急地震速報など、国が発信する情報を受信し、各家庭に設置されている告知放送端末を自動起動させ、住民のみなさんへ緊急放送としてお知らせするものであります。今後、専用回線の整備、気象庁からの受信テスト等を行い、広報等で周知し、7月から運用を開始したいと考えております。

自主防災会連合会については、平成22年度末で、町内全域で自主防災組織が結成されたのを受け、4月28日に美波町自主

防災会連合会設立総会を行いました。町といたしましても、今後の災害に備え、自主防災会連合会とともに、情報及び課題を共有し、防災啓発活動等を行って参りたいと考えております。

5月29日に接近した台風2号により、午前7時50分大雨・暴風・波浪警報が発令され、警戒体制(2号配備)で全職員を招集し、警戒に当たりました。午後からは避難所を開設し、老人等7名の方が町内3ヶ所の避難所に自主避難をしました。大雨警報は午後4時16分に解除となり、午後6時には、自主避難者は全て帰宅し、暴風警報、波浪警報も午後10時4分に解除となりましたが、翌30日午前4時46分に美波町で観測史上最高の最大瞬間風速35.7メートルを記録しました。この強風により、日和佐中学校グラウンド南東側にある相撲場の屋根が倒壊する被害が出ました。

次に、教育委員会関係でございますが、昨年10月の機構改革により、4月1日から教育委員会事務局を役場本庁2階から、日和佐公民館2階へ移転いたしております3月16日に阿部小学校卒業式及び阿部校休校式典が卒業生、阿部校で勤務された先生方、地域住民の方々のご臨席を賜り執り行われました。式典後は、元阿部校教諭の佐藤隆氏が制作した記念碑の除幕式が行われました。学校は休校となり、寂しさは覚えますが、子供たちには健やかな成長を、地域の皆様には引き続き阿部の未来を創っていくことを期待するものであります。また、休校にあわせて制作いたしました「阿部校のあゆみ」も3月末に完成し、阿部地区全戸に配付したところであります。

5月5日(木)こどもの日にうみがめ博物館前広場において、こどもの日特別イベントを開催し、町内外から約300名の親子が子亀の体重当てクイズやカメカメクイズに挑戦するなど楽しんでいただきました。

4月3日に開催予定であった「2011桜街道・夢マラソン」は、実行委員会において東日本大震災の被害状況、本大会開催時の参加者、ボランティアの安全確保などの状況を検討協議した結果、開催の中止を決定し、参加者全員に中止の案内文を送付いたしました。また、ハーフマラソンへの申込のあった365人には中止案内とともに参加費3,000円は全額返還するとして、義援金としての活用を提案し、はがきにより義援金とすることに賛同するかのご意思確認をさせていただき、後日、217名から義援金として活用することへの了解のはがきを受け取り、651,000円を義援金として徳島新聞社に寄託しております。

また、参加賞のバスタオル 325 枚についても、被災地への支援物資として 5 月 30 日に南三陸町の避難所へ送付し、活用していただくこととしております。

最後に、病院事業関係でございますが、美波町病院事業のあり方検討委員会については、6 月 6 日に開催されました病院改革特別委員会においてご報告させていただきましたが、第 3 回目は 4 月 28 日に開催し、上勝町の上勝診療所を現地視察を行いまして、診療所の施設見学や経営状況等について説明をしていただくと共に、同一敷地内にありますデイサービスセンターや在宅介護支援センターの施設も併せて見学させていただきました。委員の皆さんには、診療所の一つのあり方として参考になったのではないかと考えております。

また、5 月 12 日に徳島県保健福祉部医療健康総局長をはじめ医療政策課長が来庁されまして、徳島県が作成している地域医療再生計画に是非とも美波町の病院問題も含めて計画に取り入れて、県としての支援を行いたいとお話をいただくとともに、美波町病院事業のあり方検討委員会において県の地域医療再生計画について説明させて欲しいとの要望がありました。このため、6 月 1 日に開催した第 4 回目の検討委員会には、徳島県医療健康総局長、医療政策課地域医療室長及び主査のお三方に会議に出席していただき、「新たな地域医療再生計画」の概要について説明をしていただきました。あり方検討委員会として、県の再生計画の中に美波町病院の統合・再編について載せてもらうことでも了承していただきました。そして、6 月 7 日に開催された第 1 回徳島県地域医療対策協議会において、「新たな徳島県地域医療再生計画（案）」が示されて、協議されたと聞いております。

今後は、あり方検討委員会において町の病院事業のあり方等について議論を深めていただき、出来るだけ早く答申を出していただくようにしたいと考えております。

以上、「諸般の報告」といたします。議員各位のご理解をお願い申し上げます。

続きまして今議会に提案し、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

まず、報告第 2 号から第 5 号までは「議会の委任による専決処分の報告について」でありまして、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 4 条の規定に

より委任されている1千万円以内の変更契約について専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第2号は、専決第2号「美波町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について」でありまして、平成22年1月15日に議決を頂いた日和佐浄化センターの増設工事に係る日本下水道事業団との協定の一部を変更するものでございます。内容は、入札に伴う請負差額の減額でありまして、当初協定額から1,600千円を減額し、226,400千円とするものであります。

次に、報告第3号は、専決第3号「玉厨子伊儀谷線舗装工事変更請負契約の締結について」でありまして、平成22年3月16日に議決を頂いた株式会社片山組との契約内容を変更するものでございます。内容は、現場精査による変更でありまして、当初契約金額に7,350円を追加し、68,164,950円とするものであります。

次に、報告第4号は、専決第4号「志和岐地区漁業集落排水事業終末処理場新設工事変更請負契約の締結について」でありまして、平成22年1月15日に議決を頂いた扶桑建設工業・菊谷組特定建設工事共同企業体との契約内容を変更するものであります。内容は、国庫補助対象分に係る変更でありまして、基礎杭打設機械の変更に伴い当初契約金額に4,926,600円を追加し、171,137,400円とするものであります。

次に、報告第5号は、専決第5号「志和岐地区漁業集落排水事業終末処理場新設工事変更請負契約の締結について」でありまして、専決第4号と同じく平成22年1月15日に議決を頂いた扶桑建設工業・菊谷組特定建設工事共同企業体との契約内容を変更するものであります。内容は、町単独工事対象分に係る変更でありまして、現場精査に伴い当初契約金額に2,824,500円を追加し、173,961,900円とするものです。

次に、報告第6号は「平成22年度美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について」でありまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。繰越事業全体では6事業で、翌年度繰越額の総額は297,820千円となっております。繰越事業の内訳は、商工費で由岐ふれあいホール改修事業5,150千円、河川費で県単災害防止対策緊急事業11,510千円、消防費で総合的な安全・防災基盤整備事業245,610千円、農林水産施設災害復旧費で農業施設災害復旧事業16,815

千円、公共土木施設災害復旧費で公共土木施設災害復旧事業 17,885 千円でございます。

次に、報告第 7 号は「平成 22 年度美波町一般会計事故繰越し繰越計算書について」でありまして、地方自治法施行令第 150 条第 3 項において準用する同施行令第 146 条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。ぽっぽマリノ改修事業は、平成 21 年度に繰越明許費として繰越しておりましたが、改修作業中において基礎・柱の土台部分の腐食の発見により、腐食部分の取替等に相当な工事日数を要することとなり、平成 22 年度中の完成が見込めなくなりました。これは、地方自治法第 220 条第 3 項の規定による「避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの」に該当するため、事故繰越しとして翌年度に 17,628,300 円を繰越すものであります。

次に、議案第 44 号は「専決処分の承認を求めることについて」でありまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、条例の一部改正 3 件、平成 22 年度の一般会計と特別会計 7 件及び平成 23 年度一般会計 1 件の計 11 件を専決処分させていただいておりますので、ここにご報告を申し上げ、ご承認賜りますようお願いするものであります。

まず、専決第 6 号「美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 23 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものでありまして、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を 50 万円から 51 万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を 13 万円から 14 万円に、介護納付金課税額の課税限度額を 10 万円から 12 万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、専決第 7 号「美波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成 23 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、国民健康保険条例の一部を改正するものでありまして、平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間、暫定的に 35 万円から 39 万円に引き上げられていた出産一時金の支給額について、平成 23 年 4 月から恒久化されたことに伴い改正を行うものであります。

次に、専決第 8 号「美波町コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でござ

いますが、今年4月1日から教育委員会が役場2階から日和佐公民館2階に移転することに伴いまして、美波町コミュニティホールの管理を教育委員会部局から町長部局に変更するための一部改正でございます。

次に、専決第9号「平成22年度美波町一般会計補正予算(第7号)」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,527千円を追加し、総額を6,026,878千円といたしております。歳入については、収入額の決算見込みによる追加及び減額と、歳出については、そのほとんどが事務事業の完了に伴う減額補正であり、追加補正では、基金費が主なものでありまして、財政調整基金費積立金400,000千円、減債基金費積立金1,999千円を追加いたしております。

次に、専決第10号「平成22年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77,523千円を減額し、総額を1,312,281千円といたしております。事務事業の完了等による調整予算でありまして、歳出の主なものとして、保険給付費の一般被保険者・退職被保険者等を併せた療養諸費で43,558千円、高額療養費で16,176千円をそれぞれ減額しております。2月の決算見込み時点より歳出が減少したことにより、一般会計からの繰入なしで決算できることとなり、予備費40,756千円を追加いたしております。

次に、専決第11号「平成22年度美波町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100千円を追加し、総額を2,791千円といたしております。老人保健事業特別会計は22年度をもって廃止されておりますが、その調整予算であります。

次に、専決第12号「平成22年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,300千円を減額し、総額を16,036千円といたしております。事務事業完了等による予算調整でありまして、主に修繕料及び工事請負費の減額であります。志和岐地区漁業集落排水事業は、3月31日から供用を開始し、現在は接続工事を行っております。

次に、専決第13号「平成22年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41,865千円を減額し、総額を260,701千円といたしております。事務事業完了等による予算調整でありまして、

主に委託料及び工事請負費の減額であります。

次に、専決第 14 号「平成 22 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,500 千円を減額し、総額を 32,542 千円といたしております。事務事業の完了等による調整予算でありまして、主に賃金及び医薬材料費の減額であります。

次に、専決第 15 号「平成 22 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 212 千円を追加し、総額を 129,574 千円といたしております。事務事業の完了等による調整予算であり、役務費の追加であります。

次に、専決第 16 号「平成 23 年度美波町一般会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,050 千円を追加し、総額を 4,666,050 千円といたしております。東日本大震災に関係する補正予算でありまして、3 月議会で議決されました美波町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づき算定された議員報酬の減額と、宮城県等の被災地への職員派遣時の旅費などの経費及び災害義援金、桜街道夢マラソンの中止に伴う補助金の追加が主なものあります。

次に、議案第 45 号「美波町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。東日本大震災への税制上の緊急の対応として、地方税法の一部を改正する法律が 4 月 27 日に公布されました。この法律の一部改正に伴い、町税条例に係る条項を一部改正するものでありまして、改正内容の主な項目は、住民税関係では、個人住民税の雑損控除の特例措置、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例措置の見直し、固定資産税関係では、宅地に係る被災住宅用地の特例措置の創設であります。

次に、議案第 46 号から議案第 50 号までの 5 件は、平成 23 年度一般会計・特別会計の補正予算であります。

まず、議案第 46 号は「平成 23 年度美波町一般会計補正予算（第 2 号）」であります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 159,651 千円を追加し、歳入歳出の総額を 4,825,701 千円といたしております。今回の補正における歳出の主なものは、総務費の総務管理費では、新地方公会計制度に対応するシステム委託料 3,243 千円の追加、交通弱者対策の試行事業としてタクシー助成委託料 5,000 千円を追加いたしております。このタク

シー助成事業については、6月17日の総務産業建設常任委員会でご説明いたしましたが、交通手段を持たない高齢者の外出を支援するため、町内に住所を有する者で、かつ在宅で65歳以上の者で、自動車運転免許証がない者、自動車を所有していない者又は自動車を所有しているが利用出来ない理由がある者で、駅、バス停からの距離が1km以上ある者が対象となります。助成額は、1回につき1,000円を超える分を町が負担し、自宅から役場や病院への移動を基準として、1ヶ月に4往復(8回)までとしています。8月から利用の申請を受け付けて、9月1日から来年の3月31日までを試行期間として、詳細については広報等により周知を図ることとしております。

衛生費の保健衛生費では、平成22年度日和佐病院の資金不足額相当分を一般会計から補てんするため病院会計負担金114,000千円を追加いたしております。

教育費の社会教育費では、国の補助事業として行う、ウミガメを保全するため、その生態を衛星で追跡、観察及び保護活動を行うウミガメ保護対策協議会への補助金として6,100千円を追加いたしております。また、保健体育費では、日和佐道路開通に伴うプレイベントとして7月10日に合併5周年記念行事として阿南市と共催で開催する「光と海ロードチャリティーマラソン&ウォーキング」に係る補助金2,500千円を追加いたしております。なお、これらの歳出に充てる財源といたしましては、国・県支出金で2,160千円、地方債で2,600千円、その他財源で1,642千円とし、残り153,249千円は一般財源でございます。

次に、議案第47号「平成23年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」であります。補正額はなく、歳入歳出予算項目を組み替えた補正予算でありまして、特定健診事業に係る臨時職員の追加により共済費及び賃金を追加し、その分を予備費で減額したものであります。

次に、議案第48号「平成23年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」であります。補正額はなく、歳入歳出予算項目を組み替えた補正予算でありまして、4月の人事異動により地域振興室が1名減員となり、急遽臨時職員を採用したことによる賃金の追加と、その分を予備費で減額したものであります。

次に、議案第49号「平成23年度美波町水道事業会計補正予算(第1号)」であります。資本的支出に3,500千円追加し、

資本的収入が資本的支出額に不足する額の補填内訳を変更した補正予算であります。北河内深瀬地区の上水道を整備するに当たり、上水道経営変更認可申請のための設計業務委託料3,500千円を追加するものであります。

次に、議案第50号「平成23年度美波町病院事業会計補正予算(第1号)」であります。収益的収入に114,000千円を追加するものであります。

次に、議案第51号「美波町教育委員会委員の任命について」であります。教育委員会委員の委員1名の任期が平成23年7月1日で満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得て教育委員会委員を再任するものであります。昨年6月21日から教育委員会委員として任命された野村耕司氏の任期が前委員の残任期間である7月1日に満了となるため、引き続き再任するにあたり議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第52号「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて」であります。人権擁護委員のうち、委員1名の任期が平成23年9月30日で満了するため、その委員の再任を推薦するものであります。濱高マユミ氏の任期が満了するために、再任の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

以上、提案しております議案の主だった概要をご説明申し上げます。

私の町政運営の基本姿勢であります「対話の町政」をさらに推進するため、「町長への手紙」という制度を発足いたしました。「町長への手紙」は、町民の皆様にとって、「住んでよかったと実感できるまちづくり」のため、町政に対して町民の皆さんが考えていることを提案や意見として町長に直接提言していただき、今後の町政運営に反映させていくことを目的としております。

専用用紙、専用封筒を用意し、6月14日から役場本庁及び由岐支所の窓口投函箱を設置いたしております。なお、ファックスや電子メールを利用して頂くことも出来ます。詳細につきましては広報みなみ6月号でお知らせいたしておりますので、町民の皆様からのご意見やご提言等を積極的にお寄せ頂ければと思っております。

また、私は、東日本大震災が発生して3ヶ月がたった平成23年6月10日に、被災地である「南三陸町」を訪れました。自

衛隊、海上保安庁、警察をはじめ国県の様々な機関、民間団体やボランティアの支援により、小中学校の再開、仮設住宅の建設、瓦礫の撤去など少しずつ復旧が進んでいるものの、今なお600人を超える方々が行方不明であり、町内外で4,500人を超える方々が避難所での避難生活を余儀なくされています。また、役場自体も被災・流失し、職員の多くが犠牲となり、現在、仮設庁舎で業務を行っている状況であります。このような惨状を目の当たりにし、今後近い将来に発生するであろう東海・東南海・南海の三連動の巨大地震・津波をも想定した、防災・減災対策を今後の町政の最重要課題として取り組む決意を新たにいたしましたところであります。

この東日本大震災を機に、地震などの大規模な自然災害の発生に備え、また発生した場合における迅速かつ的確な危機管理を行うことが求められております。過去に津波被害を受け、また東南海・南海地震津波被災区域でもある本町においても、組織が一体となって危機意識を共有する総合的な組織体制の充実・強化を図っていくことが喫緊の課題であり、重点的に取り組まなければならないと考えているところであります。このため、東日本大震災を教訓に、東海・東南海・南海の三連動地震津波に備え、被害を最小限に抑えるために平常時からの危機事案を想定したできうる限りの対策と、被災後の被害者対策や復旧・復興のあり方など、何をどうすべきかをスピード感を持って組織が一丸となって重点的に取り組むための組織として（仮称）危機管理プロジェクトを早期に設置いたします。

国・県の被害想定を待つのではなく、できることから取り組んでいくことが重要であると考えています。住民と行政が一体となった防災・減災対策を積極的に推進してまいりますので、議員各位におかれましても、様々な角度からのご意見ご提言ご指導賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、諸般の報告並びに提案説明いたします。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます、町長提案理由の説明いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

議

長

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。ごくろうさまでした。

（時に 10時 5分）

6月23日(木)

(時に 9時00分)

議

長 おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、休会前に引続き本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。一般質問の通告者は7名です。通告順に発言を許可します。

11番寺下議員の一般質問を許可いたします。寺下議員

1 1 番 議 員

おはようございます。議長の許可をいただきましたので、私の方から大きく2点について質問させていただきます。

まず、始めに「防災意識向上のためのまちづくり」についてですが、前回3月議会の一般質問日は3月10日、そのあくる日に想像を絶するあのような大震災が起こるとは思ってもいませんでした。被災され、今なお不自由な避難所生活を送られている被災地の皆様方に、お見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた15,000人を超える皆様に、心からご冥福をお祈りしたいと思えます。

3月11日、午後2時46分、美波町の住民、一人ひとりにはいつもの日常がありました。私はちょうど午前の娘の中学卒業式を終え、本庁3Fの委員会室で病院特別委員会や全員協議会をしておりました。その最中、津波注意報が発令され、即津波警報に変わり、そして大津波警報の発令となりました。大津波警報という耳慣れない言葉、地震が揺ってもいないのに津波という思いは、私の中で少なからずありました。議会事務局の控室で、津波によって何百台、何千台という車が、木の葉のように押し流される映像を見なければ、避難さえしなかったかもしれませぬ。あの映像を見た瞬間に初めて、「これは普通ではない！」という恐怖を感じ、急いで木岐に戻り、家族と避難しました。そして、95歳のおじいちゃんを避難させるには、時間も人も力も必要だということを知りました。私自身、震災発生から数日間は大ただただショックなばかりだったのですが、ある日、これまでの基準なんてあてにならない、もし今、同等の津波が来たら、「この町はなくなってしまう」「救える命も救えない」と強烈に思ったのです。何よりも、映像で見る被災地の姿は、明日の私たちの姿に思えて仕方ありませんでした。今、防災や減災に対する取り組みを強くしなければ、「この町は守れない」そう思いました。

そこで、細かく3点についてお伺いしたいと思えます。まず

1つ、本町の自主防災組織は100%の組織率となっておりますが、住民の方から、自分の町内会にそんな組織があるのも知らないし、どんなことをしているのかも知らないという話を聞きます。もちろん、組織によって活動内容はいろいろだと思いますが、具体的にどのような活動をしているのかお聞きします。また、今後の住民の地震や津波に対する防災意識向上のためには、地域住民でもある職員も、自らとその家族の命を守るために積極的に関わっていく必要性も感じますし、この組織の活動を充実させることが急務だと考えます。町の考えや対策等についてお伺いします。

2つ目、初日の町長提案理由の説明のなかに、「危機管理プロジェクト(仮称)」なるものがありました。その目的や具体的な組織内容・事業内容についてと、美波町自主防災組織連合会が4月28日に発足したということですが、その連合会との連携等はどのように考えられているのかお伺いいたします。

3つ目、南海地震は今後30年間に60%の確率で発生すると言われておりますが、東北大震災での、子どもが大人に影響を与えた実績を考えても、これからの防災教育の主役は小・中学生であります。中でもリーダーの育成は重要課題であると考えますが、現在の各学校での防災教育、防災学習の現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

以上、3点について、熱意あるご答弁をよろしくお伺いいたします。

議  
町

長 町長

長 それでは私の方からは、(仮称)危機管理プロジェクトにつきまして、ご答弁をさせていただき、残余につきましては消防防災課長並びに教育委員会の方からご答弁をさせていただきます。また初日の提案説明の中で申上げました、危機管理体制といたしまして、この危機管理プロジェクトを早急に立ち上げるというようなことで申上げたわけですが、まず繰返しになりますけれども、東日本大震災の日に地震などの大規模な自然災害の発生に備え、また発生した場合における迅速かつ的確な危機管理を行うことが求められており、今回の震災を教訓に東海・東南海・南海の三連動地震津波に備え、被害を最小限に抑えるために、平常時から危機事案を想定したできるところの対策と被災後の被害者対策や復旧・復興のあり方など、何をどうするべきかをスピード感を持って組織が一丸となって重点的に取り組むための全町的な組織であるということであ

ります。まず組織の視点といたしましては、4つほどございまして、ひとつは地震津波対策は職員、全職員・全部門に関わる事であり、全庁的な組織体制としたいというふうに思っております。2つ目は限りある行政資源、人・物・金の効率的な活用が図られること。3つ目といたしましては、職員・住民の危機意識がさらに高まり持続されること。4つ目に、機能する体制であること。という4つの視点を入れまして、7月中には発足したいという考えでありまして、イメージといたしましては、頭に危機管理を統括する者を置きまして、その下に幹事会、これは全課室長をイメージしております。で20名の課長会ってというようなイメージでございまして、その下に専門部会、これは全職員を対象とするというようなものでございます。最後に所掌事務といたしまして、3つほど考えておりまして、1つ目は被害を最小限に抑えるための平常時からの危機事案を想定した対策に関する事項、2つ目は被災後の被害者対策や復旧・復興のあり方などの検討・調査・研究に関する事項、3つ目が危機管理マニュアル等に関する事項といたしております。そのような中で、自主防災組織との連携を深めながら、また自主防災組織の方からの意見・提言もいただきながら、今後の美波町の安心・安全なまちづくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。

議 長 消防防災課長  
消防防災課長

消防防災課長

私からは、寺下議員さんの質問の中の1・2についてお答えさせていただきます。

美波町では、町内会や町民の皆様のご理解・ご協力により、平成22年度末で、町内すべての地区において、自主防災組織が結成されました。これを受け4月28日に、美波町自主防災会連合会が設立されました。

各組織でどのような活動をしているか、というご質問ですが、それぞれ個々の組織での活動については、全ては把握はできておりませんが、活動内容としましては、避難場所や避難路の日常の点検整備・草刈・定期的な避難訓練・災害時の食糧や毛布等の備蓄・災害弱者等の把握、また備蓄倉庫を自分たちで作った自主防災組織もございまして、日頃から継続的に活動を行っている自主防災組織もありますし、今回の東日本大震災を機に活動が活発になった自主防災組織もあると聞いております。

その一方では、組織はあるが具体的な防災活動が進んでいないところもあるというのが現状です。ご質問のように、今後の

住民の防災意識向上のためには、各自主防災組織の活動を充実させることが大事であると考えております。町としましては、今後、高い確率での発生が予想されている南海・東南海また東海地震、その他の災害に備え、各自主防災組織が情報及び課題を共有し、行政と防災組織の連携を強化し、住民と行政が一体となり、より効果的な自主防災活動ができるように、美波町自主防災会連合会とともに、防災意識の向上・普及啓発・防災訓練等を実施をしていきたいと考えております。

まずは、東日本大震災時の大津波警報発令をうけての津波対応策として、沿岸地域の各自主防災組織地域での活動として、避難場所・避難経路の点検、避難方法の確認を早急に進めていただき、現状での避難場所・避難経路の見直しをお願いしております。また、各自主防災組織の活動等を支援するための補助金等についても、今後、検討していきたいと考えております。

続きまして2番であります。仮称であります。危機管理プロジェクトは今後大規模な災害等が発生した場合における、迅速かつ的確な対策を講じるための役場内での組織ですが、町としましては、先ほど町長も申しましたとおり、住民と行政が一体となった防災・減災対策を推進していきますので、自主防災会連合会から意見や提案等もいただき、連携の強化を図っていききたいと考えております。以上です。

議  
教

育

長 教育長

長 私からは3点目についてお答えいたします。学校での防災教育の現状は、小学校・中学校ともに総合学習の時間や教科の学習に関連して実施しております。内容としては、南海トラフを震源域とした地震の発生メカニズムと、それによって引き起こされる津波の想定到達時間や高さについて、合わせて連動するであろうといわれる東海・東南海地震に関する知識と、地震規模、各震源域における発生確率について指導し、美波町が地震動と津波の両方に備えなければならない場所に位置していることを指導しています。

これを受けて、地域を知るフィールドワーク、あるいは防災施設見学や体験学習へと学習を広げています。訓練面では、学校での被災を想定した火災・地震・津波に関する避難訓練を実施しています。地震後の津波に向けた訓練では、東北地方太平洋沖地震を教訓として保護者や地域の方々にご指導をいただきながら、避難先の見直しを実施しています。

今後の方向性といたしましては、地震から身を守り、津波から命を守ることが教育の中心になると考えています。そのためには、迅速な避難判断と避難行動、そして避難箇所に関する豊富な知識を修得させることが大切だと考えています。学校からの避難、登下校時の避難、自宅からの避難など、町内のどこにいても、最短距離にある避難場所を知って、避難を想定しているという教育を進めることが、大切と考えています。そのことは、児童生徒に限らず、大人にもいえることで、そのような教育や啓発が、避難場所の見直しや避難路の整備と結びついて、防災が現実に形をなすものと考えます。

児童生徒に東北地方の震災で得た教訓を朽ちさせることなく伝承して、非難こそが命を救うという考えを繰返し指導することが、大切な取組みとなると考えております。以上です。

議 長  
1 1 番 議 員

寺下議員

議席から再問させていただきます。まずリーダーの育成、学校のリーダー育成に関しては、昨年 11 月の中学生議会の一般質問においても、災害ボランティアをしたいという素晴らしい意見もありました。教育の中では、教育長おっしゃられたような学習であったりとか、宿泊訓練でそれを防災仕様にするとか、大人数の避難者を収容できる施設はやはり学校や体育館になってくると思いますので、学校施設の避難所シミュレーションを徹底しておく必要もあるのかなぁと思います。そういう中での由岐・日和佐の地区を超えた学生ら生徒同士の交流も進めてはどうでしょうか。

生徒一人ひとりが「助けられる人（助けてもらう人）から助かる知恵と体力を身につけた人、そして助けることもできる人」となるという意識を、地域とも連携しながら、徹底して育むことが重要になってくると思います。

基本的なこの町の地理と特性、人口ピラミッドと医療、その課題など、この町の未来について年代や性別を問わず、共通の認識として深めていく場が必要になってくると思います。今こそ、それらのことについて本気で取り組むべきだと考えますが、より具体的に今後どのように検討されていくのか、今のところまだ具体的なものがなければ、防災学習を含めた学校及び社会教育における取組みについて、どのように考えられているか教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に残り二つの具体的な内容について、もう少しお伺いしたいと思います。

その前に少し話題がそれますが、何度も申し上げますが、南海地震は、今後 30 年間に 60% の確率で発生すると言われております。同様の期間で日本人が交通事故で負傷する確率はいくらだと思えますか。あるいはがんを発病する確率はいくらだと思えますか？交通事故は、約 24%、がんの発病は約 6.8% だそうです。自分の身の回りで交通事故にあう人も、がんを患う人も決して稀ではありません。むしろ現代社会の中では、当たり前にあります。この確率の大きな大きな差を考えると、60% はただ単なる 6 割という数字ではなく、「必ず来る」と捉えるべきだと私は考えます。来ると考えれば、備えが必要だと考えるのが自然なのではないですか。

住民の中には、たえず不安を抱えているけれども、何を備えたらいいのか、どう備えたらいいのか分からない人もいますし、以前から私自身気になりながらも、なかなか行動に移せてないことですが、平成 18 年に防災の町づくり大賞をいただき、先進的な取り組みとして認められた旧由岐町の行政と住民によって作り上げてきた防災意識が徐々に薄れてきていた今の状況を払拭し、美波町として防災先進地として再出発するのは今しかないと思えます。

震災以降、自助・共助・公助という言葉がますます言われるようになりました。しかし、備えという枠組みの中では、そんなくくりなんていらないと私は考えています。言い換えれば、住民みんな総動員でいいのではないのでしょうか。そのうえで、誰が責任を持って進めるのかという整理を行って、その結果が、自助・共助・公助なのだと思います。そういう観点で考えると、危機管理プロジェクトには大いに頑張ってもらいたいと思えます。

一般的に、町長はじめ、町職員の皆さんは、住民からの要望に対して、山間部でも沿岸部でも不公平を生じないようにと、常に公平とか平等とか均等とかと並行して、公助という立場から物事をとらえられます。これはそういう仕事なのだからある意味正しいことではありますし、長年の考え方や体に染み込んでいる体質だと思います。しかし、職員の皆さんも一地域住民なのです。この住民目線を大事にしてほしいと思えます。言い換えれば、職員の皆さんも被災者になるのです。職員だけ生き残れるという絶対的なものはないはずで、たとえたら、防災に関しては、現実感をもって我がごととして考えられるか、真剣に自分の命や家族の命も含めて守れるかということから考

える必要があると思います。

そこで、繰返しお伺いします。先ほど、危機管理プロジェクトの組織については答弁もいただきましたし、6月21日付徳島新聞の記事にもありました。その中で、課題ごとの専門部会とありましたが、これは先ほど答弁いただいた3つの事項が該当するということなののでしょうか。あの記事を読んで私が考えたのは、その課題は誰が上げるのか、またそれを誰がどのようにまとめて具体化するのか、そこが気になりましたのでお伺いしたいと思います。

次に、記事の中で津波避難場所の見直しや整備を行うともありましたが、これはこのプロジェクトの組織だけで行うのでしょうか。今の時点で地域や地元の内情や実情を十分に把握できていると考えられているのかお伺いしたいと思います。例えば、避難所までの避難路の安全はどうなののでしょうか。狭い道路の通行制限や車での非難、これは先の昭和南海地震ではなかった問題ではあるし、住民の皆さんも答が出せずにいる様子が見えます。危険なブロック塀や古い家屋の問題などは住民などの共通認識の上に確保されるものではないのでしょうか。被災後においても、炊き出しに始まり、避難所の振り分け、要援護者への対応、ボランティアの受入等、細やかなお互いに学びあう姿勢が必要なのではないのでしょうか。それを共同で行うことで、この町のルールについて新たなビジョンを描くことができ、地域の実情からづれたり、無駄が出ることのない本当の意味での本町で真に期待される防災計画、必ず来るであろう震災への備えができると考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

加えて、先ほど武田課長からも、答弁がありましたように、自主防災組織は地域性や考え方から、さまざまな差があると思います。それぞれの自主防災組織にできることの限界も有ります。それを下支えし、新たな防災の町づくりを行うことが、行政の役割でもあると思います。各組組織から現状では不満や素朴な要望になるかと想像しますが、そういうものがあがってきた場合に、町がしっかりとそれを受け止めて、また住民と一緒に考えていく余裕がない場合でも、行政側が様々なパターンを作成し、そこから選択していく、実施してもらうという方法でもいいのではないのでしょうか。初めて活動する組織もあるでしょう。何をしたらいいか考える時間もできるだけカットして、今はまずやってみることが大切なんだと思

います。

今だからこそ得られる住民の理解と協力、この機会を逃さないでいただきたいと強く願います。できない理由ばかりをするのではなく、なんとかしてできる方策を住民とともに考えなければ、町長が4本柱のひとつに掲げられておられる、安心・安全な魅力ある町への展望はないと私は思います。そしてこれらの活動を軌道に乗せるために、活動への助成制度や防災に関する研修案内等も有効だと考えます。地域づくり推進条例で地域計画が策定されている地区については、1/2の事業補助が出ることは承知しておりますが、先ほど答弁の中でも補助制度は検討されているということがありましたが、それらを現状に照らして、拡充あるいは柔軟に運用するような制度や施策等、今の時点で具体的にどのあたりまで考えておられるのでしょうか、以上お伺いしたいと思います。

議  
町

長 町長

長 それでは寺下議員の再問にお答えしたいと思います。まず先ほども申しましたけれども、私共も近い将来発生するであろうというふうに認識をいたしておりますし、今回は平成17年に想定されておりました東南海・南海にプラスして東海も含めるといふ三連動の巨大地震・津波を想定ということと考えております。まずこの地震・津波対策を行っていくためには、何よりも必要というふうに考えておりますのは、先ほど議員おっしゃられたとおりでございます、住民の皆さんが自らの身は、自らの身の安全は自ら守ることが基本、そういったことが自助というふうになるのかなと思いますし、共に助け合う共助が、これが自主防災組織であったり、それから町内会であったりご近所であったりというふうに思っております、最後に行政主体となって災害に強い町づくりを実現していく公助があるというふうに認識をいたしておりますところでございまして、精神的には住民の皆さんと共に課題もすべて共有して、地域の総合的な防災力についての公助をしていくというふうな思いであります。ですから行政のみが先ほどお話しがありました、例えば避難場所の見直しでありますとか、整備について行うのではなく、課題というものは役場の中でもそれは検討、それからまた調査・検証をいたしますけれども、自主防災会を含める住民の皆さま方のご意見それからご提言をいただきながら作り上げるものだなというふうに思っておりますので、そのような考えで、これからも動かささせていただきますということでございます

長 教育長

長 私の方からリーダーの育成等の再問につきましてお答えさせていただきます。子ども達がボランティア、ボランティアと申しますか、避難所でそれなりにいろいろ活躍しているというようなところから冒頭申し上げていまして、そのようなイメージで子ども達の教育を進めてはどうかというご意見をいただいたと思っております。東北地方の震災で報道されています、その子ども達の活躍を私も見ておりますけれども、これを見ておる裏には私はこの子達は生き残った子なんだと思っているわけです。で彼らの友達も失われておりますので、私は生き残ってもらいたいということがまず一番にあって、避難所での子供たちの活動というのは、そこに行けばおのずと大人を見て、また学校で学んだことを発揮してやると、自分はこれが教育で、そういう教育をやっていると思っております。ですので、避難所では先ほども議員さんもいわれましたけれども、全員が避難者であります。そのことも当然ながら子ども達は子どものときから教えられて、大人になるであろうと思っております。そのような中で子ども達一人ひとりが避難所の中でできることをできる人間に育てていっていると、学習の中で日頃の学習の中で当然のように育てているというふうに考えております。ただ避難所としてその学校が活用されましたときに、少しでもこうなんか円滑な避難所としての施設の活用ができるようにという意味では、学校職員にもまた声を掛けまして、ぜひとも力添えをたまわるよう常からそういう想定もしていただきというお願いはしておりますけれども、なおしていきたいとは思っております。以上でございます。

議

1 1 番 議

長 寺下議員

教育長さんに誤解があってはいけないんですけども、私はそのリーダーの育成に関しては、避難所のみの子ども達の活動っていうんじゃなくて、避難する段階においても、今回の東北地震、津波の場合は、避難訓練を常に重ねてきた中学生が必死の形相で逃げているのを見て、逃げんでもいけると思った大人が「あっこれは逃げなあかなあ」と思って逃げたことによって、助かった命があるということ。また逃げている途中で、保育士さんが小さい子どもを3人も4人も抱えながら必死で逃げよったところに中学生が遭遇して、ほの保育士さんから子どもを預るといふか、預ってそれぞれが一人ひとり抱えて逃げたということで、その子ども達の命も助けられたということも現実には起こっていますので、そういうことも含めてまた今後、学習をしていただきたいと思います。

それと町長からの答弁の中で、課題について行政の中でまとめる部分もあるし、自主防災組織から上がってくる部分っていうんがあったんですが、その前に専門部会っていう項目についても一度お伺いしたいんですが、これはこれから中身を考えるんでしょうか。でもしそれを行政の中でまとめるとしたら、口出しになりますかこれは誰がというか、先ほど統括する人がおって課長会がおって、専門部会は全職員とあったのですが、どの位置の人がその内容に関して具体化する、それをお伺いしたいんと、またこの危機管理プロジェクトに関して新聞記事を見た住民の方からは、これって住民の意見が反映されるっていうふうな、防災組織の意見が反映されるっていう書き方だったんですが、これって聞いてくれるだけなんけとか、一緒に考えたり一緒にやってくれんのんっていう言葉が多くありました。逆に大いに期待している、そういう声もありました。でもこの期待は依存に近いかもしれませぬ。先ほど答弁の中で共にやっていくんじやっていうお話がありましたので、そういう部分はこれから共同で行われると思うんですけども、それでもそれだけ皆の関心が大きいという表れであると思います。しかし期待が大きい分期待させるだけで、期待に答えられるだけの機能を発揮しなければ住民に行政不信が増幅したり、自分ひとりでは何もできないとあきらめてしまったり、今不安を抱えた、抱えながら時間の経過と共に無関心に戻ってしまいます。沿岸部の相当数が被災したとき、被災しなかった山間部において、役場機能の形態や道路の寸断などトータルの考えると、全ての

住民が非日常にさらされることとなります。生き残った職員さんも現状のような8時5時のような非常での仕事なんてありえないと思います。何もかも失うことによって、人によっては何もできない、何もすることのない状況に陥ってしまいます。備えがきちんとなされていない結果としての、何もできないというその無気力感も十分に想像したうえで、対策を考えるべきだと私は思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。7月中に立ち上げるということで、これからまだ検討される部分もあると思いますが、防災はネットワーク作りと情報共有は重要だと私は考えます。この危機管理プロジェクト、今いわれている体制だけでなく、もう一步高いところに進めていくためには、課や幅広い部署から人を出し、こういう人は課長に限定するのではなく、防災に関心が高い人がいいと私は思いますが、防災に特化した美波町チームをつくり、常に会議を持ち、会議で話われた内容は必ず課や関係部署に持って帰って、ミーティングを行い、幅広く職員共通の認識とする。これを習慣化しながら全職員参加の仕組みをもさくすることで、課の連携や結びつきも強くなると考えますが、このようなシステムづくりについて町長のお考えをお伺いしたいと思います。また今からでも行える、ホームページのシステムの検討課題として、安否確認等があると思います。3月直後の総務産業建設常任委員会でも質疑しましたが、町のホームページを活用した避難場所や避難勧告等の防災情報を知らせるページや避難者名簿の検索システムとか、これについては例えば松山市のホームページには情報防災公開として、それらのページがあります。先ほど答弁の中でできうるかぎりの対策をスピード感を持って行うということがありましたが、そのあたりに限っても実施するにはまだまだ時間はかかるとは思います。検討課題として入るのでしょうか。お伺いしたいと思います。

議  
町

長 町長

長 今ご質問いただきました件につきましては、貴重なご提言でございまして、そういったものも全て含めさせていただいて行うというようなプロジェクトイメージしております。ですから今後の美波町の減災、防災対策、それから被害を受けた後での復旧・復興も含めた全ての事象事案、それからまた想定されるであろう事案についての検討ということを考えております。いろいろご質問といたしますか、ご提言も含めていただいたわけでございますけれども、先般行われました自主防災会の設立総会

におきまして、30 町内会の全てではございませんでしたけれども、ほとんどの方がおいでいただいた中での感じといたしますが、ではほの自主防災会はある意味で行政でまずは頼らずに自分達で何かをやっていこうという強い意気込みであったり、そういった気持でいうのが強く伝わってまいっております。中にはやはり行政依存といたしますが、そういった感じの方もいらっしゃるかもしれませんが、ほとんどの方が自分達で、例えば避難路は自分達でつくろうとか、避難路はあるけれども、手すりが無いのをどうしようかと、普通であれば町に何かを頼むというようなことが普通であろうかと思っておりますけれども、その町内会では自らが竹を切ったりであったり、それから木を切ったりそれで自分達でつくるといふことにしましたとか、というようなお話もいただきまして、本当に心強い気がいたしております。でそういうようなことでございますので、この危機管理プロジェクトの中のどこで住民の意見を汲み上げるかというふうにつきましては、専門部会になるのかなと思っております、それぞれの部会っていうのは、いまのところこういう部会があるというのはまだできあがっておりませんけれども、そういった中で住民の意見、またご提言、それから住民との話し合いの場というんはさしていただいて、それを最終的にまとめるのは危機管理プロジェクトの中の幹部会に上がってきて、役場でこう決めるというふうにはなっておりますけれども、その中にひとつ行政だけでやるのではなく、住民の方々と共に作り上げるという意識でおりますので、そういったものにつきましては、これからももう少し分かりやすいかたちで、住民の方にお知らせもするし、それから住民の方の意見のいただく場というのも分かりやすく知らせて、広報していきたいというふうに思っておりますので、かたちがきちりできたものでございますが、7月には要綱で設置したいというふうに思っておりますので、そういったことが出来上がり次第、議会また住民の方々にお示しをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長  
1 1 番 議員

寺下議員

7月にはかたちができるということですので、先ほど全て私がいっ内容も全てにおいて取組んで行くといわれたんですけども、それは相当のパワーがいることだと思っております。では是非スピード感を持ってやっていただきたいと思っておりますし、先ほど自主防災組織の方からは、自助の部分、自分達はやりたいん

だっていう答弁があったんですけれども、それは多分 3 月 11 日の震災があったから、今そういわれていると思うんですよ。これが 1 年 2 年経ってくると、その人達も 1 歳 2 歳年を重ねていくので、やっぱり今しか、今元気があってできるときにやっぱりスベード間を持って対応していただくことを強く望みます。是非いついつまでにやるっていう覚悟で、いろいろ区切ってで、やっていただきたいと思います。また 9 月の一般質問でも質問したいと思います。

これで 1 問目は終わります。

議 長  
1 1 番 議 員

寺下議員

では 2 問目の学校教育について質問いたします。細かく 3 つに分けて質問します。まず 1 つ目今年度から小学校において新学習指導要領が完全に実施されていますが、移行期間の先行実施があったとはいえ、学習内容がかなり増えています。教育委員会として、先生の負担が大きくなっていることなど現場の状況を十分に把握されているのか、また各学校任せになっている部分はないのか、お伺いしたいと思います。学習内容の量が増えると、教師の指導力によって子ども達の学力も影響が出てくると考えられます。現場では最大限の努力がなされていると思いますが、現場でどのように工夫され対応されているのかお伺いいたします。2 つ目発達障害についてでございますが、以前に比べて研究が進み、本町においても子ども達にあわせた内容がなされているとお聞きしています。21 日の文教厚生委員会で保育園等を訪問させてもらったときに、住民生活に光をそそぐ交付金事業の一環の中で、保健師さんとの連携もなされていました。将来の美波町を担う大事な子ども達です。発達障害の研究が深まるにつれ早期発見により、適切な対処をすることによって、適用力も身につけてきますし、そのためにも周囲の理解が大切であると考えますが、どのように取組まれているのかお伺いします。3 つ目、美波町の歴史や人物を調査研究することによって、ふるさとに誇りを持つ子ども達の育成に繋がるとは思います。現状はどのようなのでしょうか。新学習指導要領において、総合学習の時間数が大幅に削られたようですが、新たな学校での取組みとして実施できないものかお伺いします。以上答弁の方をよろしくお願いします。

議 長  
教 育 長

教育長

それでは私から 1 点目から順にお答えさせていただきます。学習指導要領につきましては、全国のどの地域で教育を受けて

も、一定の水準の教育を受けられるようにするために、文部科学省が小学校・中学校・高等学校等・各学校の教育課程を編成する際の基準としてそれぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めたものとなっています。学習指導要領は、ほぼ10年ごとに改訂されておりまして、平成20年度改訂分の完全実施が小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度からの実施となっています。学習内容につきましては、標準授業時数をもって指導するという一方で、学習内容の増加に伴い、標準授業時数も増加していますが、小学校におきましては、平成21年度、平成22年度、中学校におきましては、平成23年度も含んで移行期間として、一週間の授業時数、教科の授業時数と指導内容を段階的に移行させて完全実施に備えています。現場での課題ということ申しますと、授業時数の増加以上に、教科書のページ数が大きく増加している印象があるということですが、これは学習内容の大幅な増加というよりも写真等の学習資料が多くなったり、学習の手引きなどが増えたりしたため、学習内容が増えた教科については、相応に授業時数も増加しているのですが、今の時点では時数が足りなくて困るという感じはないと現場からは聞いております。しかし、臨時休校や、行事によって学期末・学年末の時点において授業時数が足りなくなることも懸念されますので、現場におきましては、行事の精選や始業式、終業式の日にも授業をするなどして可能な限り授業時数を確保するよう努力しているという状況です。

指導内容の対応できているのかというお話ですけれども、今まで以上に授業準備とか教材研究に時間がかかるということですが、教材・教具を工夫したり、効率よく分かりやすく指導できるような努力を教員達はやっているという状況です。

次に2点目に移らさせていただきます。美波町では、支援を要する乳幼児・児童・生徒及びその保護者に対する支援体制の整備促進を図るために美波町特別支援連携協議会を設置しています。これは、乳幼児検診での気づきをつなげて、長い目で子どもを見守ることを目的としておりまして、保護者も含めて未永くサポートすることをめざすものであります。具体的には、個別の教育支援計画を作成して、教育上の指導や支援を年齢に応じて提供したり、医療・福祉・教育・就労・雇用・生活支援など関係機関の連携を図って、乳児の段階から老後にいたるまでの支援計画に基づいた個人ファイルを作成して生涯に

わたって支援することを目標に取り組んでいるものでございます。学校教育の中では、就学指導委員会を校内と町に設け、発達障害児童・生徒の就学について検討しています。校内における学習支援としましては、特別支援学校の巡回相談員や特別支援教育巡回相談員の指導を求めたり、通常学級におきましては、チームティーチングで学習の援助を行っています。また、町におきましては、各校就学指導委員会からの資料に基づき、就学する学級を判定して、できるだけ個々の持つ事情に対応した学習機会を提供できるよう努めています。小学校への連携につきましましては、幼稚園指導要録・個別の支援ファイル・発達検査の結果等の資料を引き継ぎ、小学校から幼稚園、保育園に園児の様子を参観に行きましたり、学期に2回程度、幼稚園・保育園との交流学习を実施して園児の把握に努めたり、幼稚園・保育園・小学校の教員が集まって園児について情報交換をしたり、幼稚園・保育園在園時から気になる園児の保護者に、小学校へ相談に行くよう声を掛けて、小学校では保護者の話を聞いて、就学に向けてのアドバイスや小学校での支援体制について情報を提供するなどして、連携に努めております。以上でございます。

次に3点目のふるさと学習についてお答えいたします。ふるさと学習につきましましては、小学校1・2年生の場合は生活科、小学校3年生から中学校3年生の場合は総合的な学習の時間を活用して各校、各様に地域を活かした学習が行われています。木岐小学校を例に取りますと、総合学習の時間を「ワイキキタイム」という名称で年間計画を立てて、学習を進めていますが、第3学年では地域を知ることがテーマに「木岐のひみつを調べよう」でありましたり、第4学年では地域の自然を知ることがテーマに「アカテガニや地域の取り組みについて調べよう」でありましたり、第5学年では木岐を守ることをテーマに「木岐の防災を調べよう」でありましたり、第6学年では高齢者の笑顔をテーマに「高齢者とふれあおう」という学習を行い、それぞれの調べ学習の結果を受けて、自分たちのできることを検証し、最後には、全体をまとめて発表するという学習計画のもとに学習が進められています。以上は一例で、各校ともふるさと学習に取り組んでおりますが、そこで、自分の町に誇りを持つ教育かということになりますが、まずは、自分の町を好きになる、自分の町に感謝するという意識が、誇りという意識に結びつくのではないかと考えております。好きになったり、感謝

したりという意識を子ども達に作為的に植え付けるのではなく、子ども達を取り巻く大人達の意識がそういうものであれば、自然と子ども達は自分の町に誇りを持つものだと思いますし、そうあるべきだとも思っております。その土台となります地域を知る学習は、今後も大切な学習として取り組んでまいりたいと考えています。以上でございます。

議 長  
1 1 番 議 員

寺下議員

現場の状況等、説明していただきました。確かに週休2日になって、現場の先生方もとても大変な努力をされていると思います。こう運動会の練習とかにしても、夏休みにパレードとかそういう練習をなさったりとか、子ども達も忙しいと思うんですが、もうさまざま工夫されていると思います。ということも含めて、教育委員会としてもフォローをしていただきたいと思っております。また発達障害に関しては、子ども達は幼稚園から小学校に上がったからといって、急にできるようになるということはありません。なので保護者、子育て世代とももちろん地域で現場の先生方も協力しながら、共に子ども達も保護者も安心して暮せる町をつくっていただきたいと思っております。

最後にふるさと学習についてなんですが、先ほど「ワキキタイム」の話もありましたが、木岐ではその研究した成果を「ワイキキッコフェスタ」というかたちで、地域に地域住民を招いて発表し、知らせてくれる場もあります。それによって私自身が、知らなかったことを教えてもらうこともありますので、ぜひ今後ともこういう活動は続けていっていただきたいと思っております。以上で私の質問は終了します。

議 長

以上で寺下議員の一般質問は終了しました。続いて8番向山議員の一般質問を許可いたします。

向山議員

8 番 議 員

それでは私の方からは2点について質問したいと思います。まず初めに災害に強いまちづくりについて、お伺いしたいと思います。さる3月11日に発生しました東日本大震災におきまして、東日本の沿岸部では、甚大な被害を受け現時復旧・復興に向けて国をあげて必死の活動を続けております。震災から100日が過ぎようとしている今、震災地においては津波被害の状況、また今まで進めてきた防災対策の検証などが進められておりますが、美波町では今後の南海・東南海地震対策として、安心・安全なまちづくり基礎調査を実施し、また防災・減災対策、復旧・復興対策を検討するために、危機管理プロジェクト

チームも早期に設置するとのことでありますが、災害特に地震に強い町を目指して近い将来、中期・長期におけるソフト面・ハード面において町はどのような計画や方針またその構想を持っておられるのかお示しをしていただきたいと思います。特に美波町の課題であります低地にある保育所・保育園・病院についてはどういう方向性を考えているのか合わせてご答弁をお願いいたします。よろしく願いいたします。

長 町長

長 それでは私の方から災害に強いまちづくりについてをご答弁をさせていただきます。提案理由の中でも表明させていただきましたように、今後近い将来に発生するであろう東海・東南海・南海の三連動の巨大地震・津波をも想定した、防災・減災対策を今後の町政の最重要課題として取り組むことといたしております。まず地震津波対策を行っていくうえにおいて何よりも必要なのは、住民の皆さんが自らの身の安全は自ら守るという意識を持った自助と共に助け合う共助、そして行政が主体となって災害に強いまちづくりを実現していく公助の精神を住民の皆様と共に共有し、地域の総合的な防災力の向上を図っていくことが必要ではないかと考えているところであります。このような基本的な考え方、さらに今回の東日本大震災を教訓にした、施策を展開していかなければならないものと考えております。大震災ではたくさんの方々がお亡くなりになりましたが、過去の地震による津波経験からの安心感であったり、過去に津波の経験がなかったり、あるいは浸水予想区域外などから避難の意識が低かったりなかったり、また避難の第一歩が遅れたり、避難場所事態が津波被害を受けたりして、人的な被害が拡大したとも伝えられております。このような津波による人的被害の軽減策を考えていかなければなりません。財政事情などからハード面の整備には限界があると考えております。まずは住民の皆様に沿岸の低地部に安全とにいきれない場所はないという意識を持っていただき、津波から逃げることをお願いしたいと思っております。自分の命を守るだけでなく、自分を助けようとする人の命を守ることに繋がる自主避難の徹底に今後取り組んでいきたいというふうに考えております。そのためには自主防災組織の育成・強化への支援、大震災を踏まえた津波・浸水予想図の作成、自主防災組織と連携・共同しての避難マップの作成、津波避難訓練、タウンウォッチングなど、地震津波に備えた気運作り、意識作りに取り組んでいくとともに、安

全な避難場所や逃げやすい避難経路の見直し整備を行っていかねばなりません。今回の大震災では個人や町内会などが避難階段や避難路を自主的に設置してきて、多くの人命を救うことができたという事例も報道されております。こうした個人や町内会などの取組みも積極的に呼びかけていかねばならないと考えておるところであります。また、避難時間が確保できない場合に備えて、既存施設を生かした避難場所の整備が住宅が密集する地域の住民の皆さんが、円滑な避難ができる市街地対策、情報伝達手段の確保、より安全な避難施設の確保などにも取り組んでいかねばならないと考えております。その一方で小さな子どもさんや高齢者の方など、災害時には支援を要する、要援護者の方々が逃げなくてもよい環境作りも必要と考えておりますが、安全・安心なまちづくりは日常生活の延長上に展開するものでありまして、決して日常生活を暮しにくくするものではあってはならないとも考えております。ご質問の中長期、減災のためのソフト面・ハード面においてどのような施設を考えているのかということにつきましては、今後危機管理プロジェクトで検討をすることといたしておりますが、一例をあげればすぐにできることといたしましては、ハード面では木造住宅の耐震化でありますとか、耐震診断・耐震改修、それから避難路の整備等があるかと思っております。でソフト面におきましてはほとんどが今すぐにできることというふうに考えておりまして、避難場所の調査・避難方法の検討・避難訓練・非常食の備蓄・自主防災組織の強化育成・住民への防災啓発、また災害弱者の把握等があるかと思っております。また中長期計画におきましては、今後とも避難場所の整備でありますとか、防災倉庫の整備、また防災行政無線のデジタル化・防災拠点施設の整備等々があげられるかなというふうに思っております。ソフト面におきましては、震災予想図の、いわゆるハザードマップでありますとか、地域防災計画の最終版、見直しの最終版というのは、やはり国また県における科学的知見による震災予想が出ないとなかなか分かりにくいということもございまして、そういったものの完成図は数年かかるかなというふうにも考えておるところであります。保育園・病院につきましても、こうしたことも踏まえまして、施設のあり方や避難場所を早期に検討いたしまして、厳しい財政状況かではあります。が、事業の選択集中で安全・安心なまちづくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。以上答弁とさせていただきます。

議

8 番 議

長 向山議員

議員 議席から再問させていただきたいと思います。今町長から今後の取組みについては、最重要課題として7月中に設置する危機管理プロジェクトチームで検討するというので、力強いお言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。また保育所・病院・保育園については通常の生活とかけ離れてはいけないといいながらも、高所移転も考えていただけよんんかなということで認識をさせていただきました。できるだけ早くですね、検討していただいて、取組めるところから早く実施していただきたいと思います。

ところで3月11日の地震当日の美波町の行動、それから消防団の行動、それから町民の行動、それぞれ課題もあったのではなかろうかと思っております。さる5月13日に開催されました防災対策特別委員会の席上、町はその当時の検証課題、検証についてはまだできていない、できていないので早急に検討・検証をするということだったように思いますが、その後の検討結果、重要な項目事項だけで結構ですので、数点上げていただいて、その検討または検証の結果、取組んだ事例があるのであれば教えていただきたいと思います。

議

消防防災課長

長 消防防災課長

それではただ今のご質問でございますが、さる5月に開催しました防災対策特別委員会の方でも、そういうご指摘をされておりましたが、その中でこれは実は後の北山議員さんの質問の中の、でもお答えしようとは考えておったんですけど、先にちょっと述べさせていただきますと、一応3月の11日の町の行動とか、住民の皆さんの行動とかということで、まとめておりますが、3月11日に三陸沖を震源とする地震が発生して、沿岸地方に注意報・警報・大津波警報が順に発令されております。本町では防災無線で、とか告知端末で沿岸住民の皆様や釣り人達に避難を呼びかけ、防災、地域防災計画に従い避難勧告・避難指示を行いました。それでその中で一応職員の方から今回の震災に対しての町の問題点をあげていただきまして、消防防災課の方で意見・提案等をまとめまして、消防防災課としての意見・提案等に対しての対応や対策についての検証を消防防災課で行っております。その一部を紹介しますと、津波警報発令時の災害対策本部が最低でも庁舎2階にすべきでなかったとか、それから発災時の支所とか本庁の連絡体制の見直しとか、非常持ち出し品等の確認等などの課題が浮かび上がったという

ことになっております。それはまた、そういうまゝ消防防災課でまとめて検討した課題はですね、また今後その中でできることはたちまちはしていきますが、その中で先ほども言いましたように長期的にとか、関わるもんとかソフト・ハード面とかに分けて、そういうことを危機管理プロジェクトの中で検討していくということとしております。以上です。

議 員  
8 番 議 員

長 向山議員

今武田課長から答弁をいただきました。検証結果により取組んだことの中に、消防体制の確立も入っておったかなあと思っておりますが、今回の地震では避難勧告等が出されました。津波到達までは発生地が遠くということもあって、若干の余裕がありました。今予想されております南海・東南海地震では地震が発生して10分内外で到達という非常にこう緊急を要する事例であります。町が今すぐしておかなければならぬものひとつにですね、町の地震が発生した場合にできるだけ速くその対応をできるような体制を確立しておくことがあると思えますけれども、そのためには町としてですね、町幹部、町長・副町長・総務企画課長・防災課長ぐらいですね、防災計画、今ある防災計画を十分把握して承知しておいて、またその命令等を出す必要があると思えますけれども、そのあたりは十分できておると思うんですけれども、念のためにそういった防災計画とか避難計画は特に地震についてですね、承知しておるのかどうかをお聞きしたいと思えます。もし万が一、不安があるところがあるんでしたら、再度ですね確認をしていただいで、すぐに対応がとれるようになるようにしていただきたいと思えます。それから繰返しになりますけれども、危機管理プロジェクトチームにおきましてはですね、今後というような課題を検討されるということですので、早く設置して有効なものが、協議がされることをお願いするとともに、この震災を機に発生しました自然エネルギーの再生についてもですね、例えばソーラーの活用とか、そういった面もあわせてこの会で検討していただければありがたいかなと思えますので、答弁していただいで私の質問を終わりたいと思えます。

議 員  
町 長

長 町長

向山議員の再問についてお答えをさせていただきます。まず地域防災計画について町長以下十分把握できているかというようなご質問であったかなあというふうに思っております。あの地域防災計画自体の計画書ってというのは非常に厚いとい

うのはご存知かなあと思いますので、あのう隅から隅まで一字一句というようなことはお答えちょっとできませんけれども、いざ発災したときに、どのような対応を取るかということにつきましては、職員共々分かっているというふうに理解をいたしております。で災害対策本部事態は自働設置をいたします。でたしか震度5ぐらいの揺れを感じたとき、またそういった報道があったときには自動的に参集するというふうにもなっておりますので、それは自分も把握して職員は理解をいたしておるというところであります。そのときに参集をして、そして災害対策本部を設置するというふうなことになるかなあと思いますけれども、災害が起こる時間帯も大きな要因といたしますか、があるのかなあと思っておりまして、勤務時間中であればそのままスムーズに移行できるところがあるかと思っておりますけれども、例えば夜中、それから休祭日の場合というと役場には当直・日直・宿直のものしかない場合があります。そういった場合にも防災計画の中では、本部長がその場にいなくても宿日直のものが避難勧告とかいうのも行えるっていうことになっておりますので、そのあたりについては十分職員研修も含めまして、対応に遅れがないようにしていきたい、いうふうに思っております。今後につきましては、危機管理プロジェクトという中ですべてをやるっていうふうにお話しをしておりますけれども、そういった職員の研修・職員の防災意識の向上も含めまして、あわせてやっていきたいというふうに思っておりますので、そのようなかたちでご理解をいただきたいというふうに思います。

議 8 番 議 員

長 向山議員

それでは2問目に移らせていただきたいと思います。町職員を生かしたまちづくりについてお伺い、またお願いをしたいと思っております。今、地域社会は暖衣飽食の時代から心の豊かさを求めている時代であります。しかし、地域の経済は停滞し、過疎高齢化や若者の流出により地域の社会機能も低下しているのが現状です。この現状から町を元気にするには、町を構成する小さな地域が元気を取り戻し、その地域同士が連携を密にし、あるいはまた切磋琢磨して、町を盛り上げて行くことが必要だと思っております。さて、町職員は、町民の福祉の向上のため各分野においてその職務を責任もって遂行しております。中堅職員ともなりますと、オールラウンドで行政にかかる知識、ノウハウを身に付けております。すでに職員の中には地域におい

て、その能力を発揮し地域のため汗を流している職員もおり、地域の発展に貢献しているのも事実です。かつて、旧由岐町は地域担当職員制度としてその能力をまちづくりに生かし、軌道にのりかけたところでしたが、町の合併によりその制度は残念ながら消え去ってしまいました。職員の能力をこのように眠らしておくのは非常に勿体なく残念に思います。幸い今、美波町には、職員政策提案制度が創設され施行されています。地域担当職員制度など、職員の皆さんに職員の能力を地域に生かす政策を提案頂き、実施できないかお聞きします。地域に職員を例えば派遣することになりますと、地域と職員の対話ができることでもあり、まさに町長の言われております「対話の行政」に繋がるものと思われまますので、よろしくご検討をお願いしたいと思えます。

議 長 総務企画課長  
総務企画課長

総務企画課長 ただ今の向山議員のご質問にお答えさせていただきます。現在、美波町においては過疎高齢化が進み、高齢化率が40%を超え、地域コミュニティの存続が危ぶまれている地域が増える傾向がございます。ところで地域担当職員制度についてでございますけれども、旧由岐町時代に地域を単位とした数々の活動を、住民などで構成する団体等と連携して地域の活性化を図り、そのことを通じて住民生活の安定と向上、地域と町の持続的発展を目的として取り組まれた制度であると認識いたしております。これは、コミュニティの存続にも繋がるものかと思えますけれども、もう少し前向きな制度であったと思われまます。この地域担当職員制度により、地域づくり団体や自主防災組織が誕生し、現在も活発な活動が行われている組織もあり、その成果であると考えられます。しかしながら課題もありまして、地区の温度差や実状も違うことから上手く機能しなかったところもあり、地域での格差が出来たことも聞いております。ご質問の、過疎高齢化による地域の世話役の不在である地域の問題であります。小集落単位、また少し大きな集落単位と地域のとらえ方もそれぞれあるとは思いますが、現在のところ、その地域の工夫により行事を少なくしたり、また隣接した集落との協力などによって、地域の実状に応じたコミュニティの維持が図られていると思われまます。ただ、現在これらの地域において地域担当職員制度が有効であるかということ、少し違っているように思われまます。本来、役場職員も住民の一人であり、地域コミュニティを支えて行く存在であることは言うまであ

りませんが、現に関わり方は地域によって様々かと思えますけれども、何らかの形で職員も関わっており、住民の方々と共に地域を担っていると思っております。また、職員としても公平な立場で各地域と共に課題の解決を図っていくことも重要であると考えておりました、町といたしましてもその後押しが出来ればと思っております。過疎高齢化が進む中、地域の実状も日々変化しているかと思えますけれども、地域住民の方々の声も聞きながら、地域と行政のあり方も含め検討させて頂ければと思っておりますので、議員におかれましても、引き続きご指導ご鞭撻の程よろしく申し上げます。

議 員  
8 番 議 員

長 向山議員

総務企画課長からご答弁をいただきました。たしかに地域担当職員制度につきましても課題がない訳ではございませんが、やはり地域にとってはですね、そういった世話役とか、意見課題を整理して、解決に向けての道筋をたてていくっていう力が不足、現在不足しておるところもあります。そういったことでですね、私も先ほど提案させていただきましたけれども、地域担当職員制度とか、それから地域ですね、とって役に立つ職員の力を発揮できるような施策を今試行しております政策提案制度ですかね、そういったのも活用して地域に返していき、いただきたいと思っております。それでその地域の抱える課題を解決していただくだけでも地域にとっては非常にプラスになりますし、先ほども申し上げましたように、町長がめざしておる町民との対話の政治ですね。それに繋がっていくんではないかなと思っております。それでこの制度がなくなってしまうのは、今までうまくいったところにおいてもやはりちょっとつまづきができたというのは、やはりこういった町からの後押しがなければやはり職員としても地域に入って行きにくいっていう背景があったんでなかろうかと思っておりますので、そのあたりもどうかご検討いただいて、やはり職員も地域に帰ればひとりの町民であるんですけれども、やはりその能力というのは地域に生かしていただければ、町の発展に繋がるんではないかなと思っておりますので、そのあたりまた町長のお考え方向性なんかあればお聞かせいただきたいと思っております。

議 員  
町 長

長 町長

このご提言、大変ありがたいご提言だと思っております。今回の東日本の大震災を受けての今後進めていこうとしている自主防災会を含めたいわゆる地震・津波を想定としたことにつ

きましては、地域の中でいろんなかたちでかかわっていただいて、作り上げていくというか、意識を高めていっていただかなくてはいけない事情でもありますし、またそれが地域の今後の活性化といいますか、持続可能なことに繋がっていくのかなというふうに思っております、そういった意味ではこの地域担当職員制度にはとらわれないですね、何かのかたちで町職員かかわれるというようなことも考えていけたらなというふうに思っています。で一つは繰返しになりますけれども、職員を住民の一人でありまして、その地域に帰りましたら住民なんです。ですからおおいにですね、その力というか知識というか、そういったものは住民の方々に、方々からですね、引き出すというか、組織の中にも入れていただいたりとか、いわゆる町内会の役員の一になるとか、そういったかたちでやっていくことに町として、それが不具合なこととはぜんぜんございません。ただ一方で職員として各地域におけるといいますか、町全体に対する全体の奉仕者的な意味合いがあるので、少し職員にとっては逡巡するところもあるのかなあと思いますけれども、特別な情報を一地域にだけ流すとかいうのでなければですね、それは全然問題のないことかなというふうに思っております。ですからこれからいろいろとこういったことについては考えていかなくてはいけない課題だなと思っておりますが、今ちゃんとしていう方向性というのが私が持ち合わせているわけではございませんで、今後こういったことにつきまいて、地域の持続可能な地域づくりに対しての職員の係わり方についても検討といいますか、さしていただきたいなと思っておりますので、答弁をさしていただきたいと思っております。

議 長 以上で向山議員の一般質問は終了しました。小休の小休をいたします。

(時に 10時30分)

小休

(時に 10時50分)

議 長 再開します。山本議員の一般質問を許可いたします。

山本議員

1 4 番 議 員 震災対策について、まずこの質問にはいる前にこのたびの東日本大震災により被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思っております。

千年に一度という東日本大震災が100日余りが過ぎましたが、懸命の復旧・復興が行われているが、再建への道のりはま

だまだ遠く、まさに日本の危機的状況であるが、本県にとっても東海・東南海・南海地震が現実味がおびてきており、三連動の発生も指摘されており、専門家も100年・150年周期で必ず発生しているといわれており、今までの知る範囲でのデータではなく、想定外を想定するぐらいの気持ちを持ち、最悪の事態を想定して、スピード感を持って対策を進めていかななくてはならないでしょう。そこで初めに美波町地域防災計画の見直しと浸水予想図マップ等の見直しは今回の教訓から必然的なものと思われませんが、先般の防災委員会でも述べられておりましたが、県・国の見直し策定も1年ぐらいはかかるといわれておりますが、同僚議員の質問にも触れるかもしれませんが、美波町の防災計画への5章からなる計画全体の見直しとなるのか、まずお聞きしまして、ソフト面からできることから取組んでいくとのことですが、震災対策防災については喫緊の課題であり、また避けては通れない課題であり、最重要課題として位置付けて取組むと提案説明でも述べられておりますが、ここでお聞きしたいのは、今回の震災でも報道されておりますように、防災防ぐでなくいかに被害を少なくすることだと思います。いかにどのように逃げるか、浸水予想データではなく、高台への避難ではなかるうか。日和佐地区も住宅の密集した避難困難地域において、近くに高いビル・構造物もない。高台での避難場所も整備できていないのが今の現状ではないのか。以前資料したときも、高校跡地というようなことも言っておりましたが、それとて疑問がつき、やはり日和佐川を挟んで南岸・北岸側、いわゆる厄除け橋を境に中核となる広域避難所としての場所・候補地を選定していくべきではないのか。またスピード感を持って、近い将来ではなく今日・明日起こっても不思議でない状況であり、鉄は熱いうちに打てではないが、住民の多くが危機感を持っており、いろんな取組みがなされており、早急に早くと叱咤激励を受けておるところであり、住民の方の誘致・同様のことを言っており、我々も説明するばかりですが、避難所の場所についてはどのように考えているのか。

次に防災委員会でも提言いたしました。全庁体制で組織が一丸となって危機管理プロジェクトを早期に立ち上げると、町長提案説明でも述べられておりましたが、組織作りの概要は新聞でも報道されており、また同僚議員の答弁にもあり20室課長級で総括的に取組むことは大事であり、やはり予算面も含めて外部有識者等の意見も聞きながら、大小高所から取組み、絵

に描いたもちにならないよう取組んで欲しいと思います。

議

長 小休します  
(小休中)

議

長 再開します

1 4 番 議

員 失礼しました。

次に4月に県内ではいち早く32組織を持って設立した自主防災組織であり、先駆的な取組みであり評価できると思いますが、お聞きしたいのは自主防災連合会としての位置づけについてですが、同僚議員の答弁にもありましたが自主防災会の連携について避難所建設場所等も含めては自主防災会からお願いがあればというような答弁をされていたようにニアンス的には思いましたが、地形等また高台であれば山肌露出等、行政が持つ専門的な知識もあり、そこで対応していくべきであり、丸投げ的ではいけないと思いますが、住民の考えも大事ですが、各自主防災組織間の防災意識の取組みの違い、温度差、ハード面の違いを今後どのように取組んでいくのか。また今後要望等も増大すると思いますが、組織として要望等は一元化するのか、いわゆる連合会を通じての要望となるのか、お伺いしたいと思います。

次には避難所と避難路の整備は震災面においては一体化、セットで取組む課題であるが、以前から再三再四申上げておりますが、都市計画道路3・6・9日和佐浦東線ですが、先般の委員会でもワークショップ等を開催しての取組みを行ってきたとの報告も受けましたが、3月以降震災もあり、大きく避難路としての必然性が問われており、住民の方も防災意識の高まりもあり、取組みに対する環境も大きく変化したと思いますが、他の都市計画道路よりも優先して避難路機能として早期に取組む課題と考えるが、どのように考えておるかお伺いしたいと思います。

議

長 消防防災課長

消防防災課長

それでは私からは山本議員さんからの1から4番について回答させていただきます。まず第1番目の地域防災計画の見直し、今後の取組みについてでございますが、美波町地域防災計画は平成21年3月に制定されておりますが、東日本大震災で東北地方での想定外の被害を受け、美波町地域防災計画でも見直しが必要と思われれます。今後設置することとしております危機管理プロジェクトで問題点・課題点等を検討し、また国・県の被害想定の変更も踏まえ、地域防災計画の見直しに取り組んでいき

たいと考えています。2つ目の日和佐川南岸・北岸にも各1ヶ所高台に中核となる避難所としての場所、候補地の選定を急ぐべきではないかというご質問ですが、日和佐地区では厄除け橋を境に北岸・南岸に人口が集中しており、津波が発生した場合、多くの住民や家屋等に被害が及ぶと想定され、そのための対策として住民が避難できる高台の避難所も必要であると考えられます。規模や設備についての検討、また整備のための時間・費用も必要と思われれます。危機管理プロジェクトで早期に検討していくべきであると考えております。3つ目の幹部職員による震災対策会議の必要性ということですが、これも何回も述べておりますが、町長が提案説明でも述べたとおり、こういう必要性があるということで、防災・減災対策に取り組むための組織として、仮称であります。危機管理プロジェクトを早期に設置することいたしております。自主防災連合会の位置づけということでありまして、町としましても災害に備え、行政と防災組織の連携を強化し、住民と行政が一体となりより効果的な自主防災活動ができるよう美波町自主防災会連合会と共に、防災意識の向上、普及啓発を実施していきたいと考えております。また危機管理プロジェクトでも美波町自主防災連合会からの意見等も反映していきたいとも考えております。自主防災組織連合会が行政と各自主防災組織との連絡が調整の場となるようにとも考えております。私の方からは以上です。

議 長  
建 設 課 長

建設課長

5点目の都市計画道路路線番号3・6・9日和佐浦東線の避難路機能としての取組みについて。1年半前にも議員からもご質問に答弁しておりますが、路線の位置は東町・県道日和佐小野線清水升一宅から漁協まで延長270メートル幅員8メートルです。地震発生時における住宅密集地の日和佐浦地区においては、役場北側の山までの南北方向の避難経路としては途中長い路地や倒壊が心配される家屋やブロック塀・石塀などがあります。そのような心配のない幹線道路の整備の必要性を改めて今回の東日本大震災で思い知らされたところでございます。現在都市計画道路の見直しをおこなっておりますが、今年度は延長2.12キロメートルの対象路線の道路設計を行いまして、計画の廃止、幅員の変更・選定が構造の変更など23年中に町の方針を策定してから、地区ごとの説明会に入っていく予定です。その結果各路線の縮小が道の変更が生じる路線については、関係住民の皆さんから意見などを幅広く聞き、概ねの同意が得られ

た段階でその方針を公表するとともに、都市計画の進め  
て行きます。日和佐浦地区には地震津波以外の火災時等の防  
災・減災の観点からも南北方向の幹線道路は必要であると考  
えております。以上でございます。

議

長

山本議員

1 4 番 議 員

員

再問・提言をしたいと思います。今武田防災課長より答弁を  
いただき、高台への避難所建設については、危機管理プロジェ  
クトの中で取組む・検討するといわれておりますが、私自身は  
本当に前向きに取組む必要性について再度提言なりを申し上げ  
たいと思います。各地域の自主防災会の意見は考えもあろうか  
と思いますが、私は私なりに、またお聞きしたいと思います。  
日和佐川南岸側においては美波町地域防災計画の中でも謳わ  
れてておりますように、やはり道の駅周辺に避難防災拠点化を  
進められており、位置付けられております。今後の取り組みに  
しても構造物、新たな構造物を作るんやいうんでなしに、やっ  
ぱり高台、高台へ危機管理プロジェクトの中でもそういう考え  
の下していかなくては今回の震災でも教訓で示されておしま  
すとおり、高台での避難対応が望ましいと考えますが、高台で  
あれば一次二次と避難も可能であるが、建物ではそれが疑問で  
あると思います。また用地・建築等もコストも高くつくことや  
し、道の駅への避難距離は桜町地区におきましては遠いという  
考慮の余地もございますが、大部分の人が道の駅近くであれば  
可能であろうかと思えます。またJRの線路もあってある程度  
津波被害も軽減されるのでないかということです。日和佐川南  
岸におきましてはそれですが、北岸におきましてはいまだに高  
台に避難所ができていない昭和の大震災におきましては被害  
が少なかったというようなことでございますが、備えあればう  
れいなしと申しますが、これからは地域に住む人にとっては避  
難所が近くにあるかないかということが大きなひとつの立地  
条件・基準となり、社会基盤のパロメーターともなるのではな  
いかと思えます。やはり社会基盤の整備は行政として第一次的  
に取組む課題と思うが、どのような見解をお持ちか、このこと  
については町長にお聞きします。また日和佐川北岸がこの庁舎  
を含めての地域であるが、こちら側については住民の方々もい  
っておられますように自他共に認めるところでございますが、  
金刀比羅さん周辺が一番妥当な場所と考えるが、プロジェクト  
チームの構想の中でも役場が流されるとの想定も視野に入れ  
ると報道されております。それぐらいの大きく想定外のこと

も取組んでおるのであれば、早く高台に避難所建設をするのが当然であるのではないのか。この度の県の砂防事業で、山王谷については付帯工事で避難路としての機能整備も行われると報告されておりますが、そのことについてはいいことですが、やはりメインはもっと広い広域的な避難所建設をスピード感を持って、高台であれば県・国、見直しを待つことなくデータ頼りでなく、対応できるのではないか。予想マップ等いうんが出てくる以前にやっぱし調査とかいうように進めていって、むしろ町行政の方から県への発信ができるぐらいの気合を持って取組んで調査・研究もして望んでいき、防災については地域事情については県の方へもよく把握できておると思います。早急に候補地の調査に着手するべきと思いますが、まさに避難所建設については町トップとして、とにかくやってみるといふ決断の時ではないかと思えます。やはり安全・安心して住民が住めるまちづくりに取組んでいただきたいと思えます。

議  
町

長 町長

長 山本議員からの再問でございますが、まず初めに私の今回の東日本の大震災を受けての決意といいますか、っていいますのは今後三連動なり四連動とかもいわれとりますけれども、被害が起きたときに、想定外という言葉を使わなくてもいいよという防災計画に見直したいというふうに考えております。ですから、あらゆる面から想定外を想定するといいますか、そのような気持ちでいきたいというふうに考えておるところであります。議員がおっしゃられた避難場所の高台というのは今回の大きな重要なキーワードかなというふうに考えております。今のところ平成 17 年にシュミレーションができております東南海・南海の二連動につきましては地震の発生から津波の到達が 10 分というようにいわれております。で大きな揺れですと最初の 3 分 4 分の間というのはなかなか動けないというような今回の地震での報告も受けております。ということは約 5 分か 6 分ぐらいで一時避難の所へ逃げなくてはいけないというようになりませんが、この美波町の中でほとんどの沿岸部につきましては海拔が 2 メーター前後でありますので、そういった方達につきましては先ほど申しました 5・6 分で逃げる場所に一次避難所が必要ということになってまいります。でそういった意味で高台に逃げるということは本当に一番助かるっていうことで、すぐにでもできることかなというふうに思っておりますので、再三申上げておりますけれども、高台へ逃げるいわゆる山へ逃

げるということにつきましての避難路の整備は早急に行っていきたいというふうに考えております。議員がおっしゃるのはきっと一次避難にとらわれず二次避難的ないわゆる避難生活を送れるような、大規模なといいますか大きな施設もイメージされているのかなど、それはありませんか。失礼しました。あのう一次避難的にはそういったかたちで高台・山へ逃げただくということにつきましては今申し上げましたように、地権者の方ともお話しをさせていただきながら、それからまた設計業務等にかかれるように早急に対応していききたいというふうに考えております。先ほど若干話が出ました東町の山王谷のうにつきましては、県工事で進入路等につきまして、後ほど避難路として残して欲しいという要望もいたしておるところでございます。町の単独事業でできることもあれば国・県の補助をいただきながら、避難路を整備するというようなことも合わせてやっていききたいというふうに考えております。またそれからひとつには先ほど申し上げましたように避難時間が5・6分で高台へいける方ばかりではないかもしれません。そういったこともございますので、町の公共施設、また県の公共施設の中で比較的高い建物については避難ビルといいますか、そういった考え方もあわせて持ち合わせておりますし、新たに住民の方が一次避難そして二次避難もできる避難ビル構想的なものも今中には検討中でございます。そういったものも含めまして高台、そしてまた避難ビルの的なもので住民の方を救う手立てをしていききたいというふうに考えておるところでございますので、議員が冒頭おっしゃられました自主防災組織にまゝ町が丸投げをしているというような感じも受けられるというふうに申されましたけれども、決して町の方は住民の方にそれを丸投げするという考えはございませんで、情報もそれから意見、それからまとめていくときについても共有、そして共有しながら作り上げていくという姿勢でございますので、常にご認識をいただきましてご支援をいただけたらなあとと思います。よろしくおねがい申し上げます。

議長  
14番 議員

山本議員

大きく2点めの公共施設の避難計画と課題について。今回の震災においても、学校等での津波によるたくさんの子ども達が命をなくしており、報道等でも見ておりますと言葉も出ない状況です。先月日和佐小学校もこのことを受けて避難訓練をしたと報道されていたが、こういう訓練に取り組むことにより、児童

の被害が少なかったといわれており、日頃から頭でなく体で覚えることが大事であり、繰り返し訓練をすることが大事であると思われませんが、その訓練を通じての課題また避難経路等の整備も考えられますが、今後行政側としてどのように取り組んでいくのか。日和佐小学校は以前は避難場所として位置づけられておりましたが、今回の震災を受けて巨大津波を想定しての訓練であり、現場力の訓練の評価はできますが、やはり先ほども申しましたように現場は即開いておるのに、まだ行政側が避難所建設との対応ができていない。とにかく先ほどまゝ答弁をいただいておりますが、スピード感を持って望んでいただきたいと思っております。

次に病院であります。日和佐・由岐病院とも低地にあり、課題が山積しておると思っておりますが、まず避難計画においてはどのような体制で臨んでおるのか、特に夜間等の対応はどのようにしているのか、また災害時の地域防災計画の中でも医療救護活動に必要とされる医薬品等の整備はできておるのか、どのようになっているのかをお聞きします。

議 長  
学 校 教 育 課 長

学校教育課長

山本議員のご質問にご答弁申し上げます。まず1点目の日和佐小学校の避難訓練の課題と検証についてでございますが、日和佐小学校に限らず町内の各小中学校におきましては、年間2回から3回学期ごとに不審者対策、それから火災対応それから地震津波対策の避難訓練を実施をいたしております。日和佐小学校につきましては、従来の避難訓練につきましては、3回学期ごとの3回を実施してございましたが、今年度から随時行うということにいたしております。第1回目の避難訓練につきましては先ほど議員もおっしゃってございましたとおり5月25日に実施いたしております。児童に加えまして、保護者からも約70名の参加がございました。避難ルートにつきましては、四国の道遊歩道へのルートでございますが、避難訓練後には、参加者から意見を聞く機会を設けております。その中で課題といたしましては、今のルートにつきましては一度大浜海岸の方へ向かうというふうなこと、それから裏山を回るために時間がかかる、津波到達の10分という時間から考えますと避難には第1回目の計測では10分弱かかったということで、非常に時間がかかるということでございます。それから途中で民家がございますので、塀などが倒壊して通れないというふうなことも考えられるということ。それから途中で水路がございまして、ちい

さな 1メートルほどのコンクリートの橋があるんですが、これを渡らなければならないということなどの課題が出てきております。それを受けまして 6月 8日に P T A 等の役員会におきまして、避難訓練の検証・報告を行っております。今後の取り組みといたしましては、避難訓練のルートの今現ルートの外に短時間で安全に避難できるルートの検討をすることといたしております。基本的には学校の裏山への避難ということになりますが先日 6月 19日には保護者それから教職員でそのルートの現地調査も行っております。今後につきましては、議員ご指摘のとおり、学校の校舎が避難場所となっている学校もございますが、できるだけというか、想定を超えた津波ということも考えられますので、学校外の高台の避難への避難をするようにといたしております。以上でございます。

議 長 病院事務長  
日和佐病院事務長

日和佐・由岐病院の避難計画と課題についてお答えいたします。避難計画についてですが、東海・東南海・南海等の地震が発生した場合は、建物も被害を受けその後津波の襲来が予想されますが、地震発生後の津波が約 10 分以内で到達することから、両病院とも入院患者がおり、また立地場所からして、施設外への避難は困難で、まずはより高いところへ避難するという事で、建物の 2 階・3 階・屋上へ避難することとなります。課題といたしましてですが、まず避難方法ですが、両病院とも 2 階に病棟があり、3 階や屋上への避難は地震の後ではエレベーターが使えないため、階段を利用した避難となりますが、津波の到達時間が早いこともあり、迅速で適格な判断・対応が求められますが、しかし入院患者の大半が高齢者であり、寝たきり、介助の必要な人がほとんどで、動かすことに大きなリスクを伴う患者もおります。また、担架で患者を運ぶ場合は、患者 1 人につき最低 3 人の職員が必要で、時間的余裕のない中、迅速な避難が可能かどうか大きな課題です。夜間・休日の職員当直体制ですが、両病院の夜間・休日の職員当直体制につきましては、当直医師 1 名、当直看護師 2 名、事務当直 1 名の計 4 名体制です。災害発生時には当直以外の職員も参集する事となりますが、通勤経路が寸断される場合も想定され、近隣の職員しか来られない状況で、津波到達時刻まで入院患者全員を 3 階や屋上へ避難誘導また運び上げる体制が取れるかどうかは、非常に難しいところです。続きまして、施設・設備・医薬品類につきましてですが、両病院とも施設は耐震化ができていない

ため、大きな施設被害が予想されます。また外来・病院・医療器械（レントゲン・CT・検査等）また給食施設等の機能が1階にあり、津波で浸水した場合、機器は全て使えなくなります。現在の施設では、1階の機能を2階に移すことは構造上不可能です。医薬品類の備蓄についてですが、現時点では薬局の在庫で対応することといたしております。衛生材料、点滴などは2階3階で保管しているものもあり、怪我の応急処置等には対応出来ますが、病院も被災し施設の機能に大きな被害を受けた場合には医療が継続できない恐れもある。また救護施設として災害後の医療救護活動の体制が取れない恐れもあります。この度の東日本大震災のような災害を想定した場合は、施設を高台への移転しか選択肢は無いものと思われます。以上です。

議 長  
1 4 番 議 員

山本議員

議席から再問させていただきます。小学校につきましては、やはり教育行政と教育現場が協議をして、いかに被害がおきないように取組んで欲しい、また避難マニュアルの場所も含めての策定というようなことも聞き入れ、ともども協議していってすることにより、教育学校現場も行動はとりやすくなっていくのがあると思いますが、こういう避難マニュアルのような策定というのは今現在はあるんですか。

議 長  
学 校 教 育 課 長  
議 長

教育課長

避難経路・計画ですね、それを含めた各校の防災計画というのは作成して、私ども教育委員会の方へいただいております。

山本議員よろしいですか。

以上で山本議員の一般質問は終了しました。続いて3番影山議員の一般質問を許可いたします。

3 番 議 員

私は大きく2点質問いたします。まず第1点、防災対策についてお伺いいたします。3月11日発生した東日本大震災は国内観測史上最大の地震となり、かつてない甚大な被害をもたらしました。多くの尊い命が失われ、建造物は壊滅状態となりました。被災者は家や家族・職場を失うなど、生活を根こそぎ奪われました。あれから3か月余りが経ちました。被災地では瓦礫の撤去が進んでいる町もある一方、津波で流された家や船・車両が残されたままの町もあります。そうした中、生活を余儀なくされている被災者は依然9万人を超え、福島第1原発からは放射性物質が漏れ続けている状況に在ります。徳島県内でもはじめて大津波警報が発令され、沿岸住民に避難指示や避難勧告が出ました。美波町においては被害はなかったものの、次は東

海・東南海・南海三連動地震がいつ起こるかわからない状況にあります。また、今月 18 日も新聞記事には 2,000 年ほど前に、美波町に巨大津波があった痕跡が報道され、一層現実的な危機感が強まりました。そこで防災対策について、3 点お伺いします。

まず 1 点めに地震津波の見直しについて質問します。県は今回の東日本大震災の教訓を受け、今までの防災対策では巨大津波に対応しきれないと現行の被害想定を再検討し、抜本的に見直しをはかり、被害を最小限に抑えようと、体制を築こうとしています。美波町においてはどのような見直しが行われているのか、次の 3 項目についてお尋ねします。1. 避難場所・避難ルート等の見直しはどうか。2. 幼保・学校・病院等、公共施設の安全対策はどうか。日和佐小学校の裏山に避難所を設備してはどうか。3. 庁舎内の戸籍と住民情報、重要書類の保管対策はどうなっているのか。次に情報提供についてお尋ねします。防災・減災で特に重視すべきことは、まず逃げることです。迅速な避難が重要であります。そのためには地震や津波の緊急情報をいち早く周知する手段が大事であります。情報提供の手段はどうなっているのか、町長提案理由の説明にもあったのですが、幼保・学校・病院等に「地震探知機」や「緊急地震速報の地震機」を設置してはどうかお尋ねします。最後に三連動地震に備えるための避難施設の整備や物資の備蓄対策はどうなっているのか、お伺いいたします。

議 長 消防防災課長  
消防防災課長

消防防災課長

それでは回答させていただきます。まず、1. の 1 点目についてでございますが、現在、美波町地域防災計画で津波避難場所として 169 箇所、また災害時の指定避難所として 44 箇所を指定しております。指定避難所には、津波で被害が想定されるところもあり、避難場所や避難ルート等の早期の見直しが必要と考えられますが、国・県の津波高の想定が出ないと、新たな避難場所や避難経路が決められないということもあります。しかしいつ起こるかわからない地震・津波に対して、国や県の想定を待つのでは遅く、先のご質問でも回答させていただきましたように、町としましては、現在、各自主防災組織で避難場所・避難経路の再確認・点検を行い、現状での各地域ごとの避難場所・避難経路の見直しを進めております。

次に、2 点目の幼保学校・病院等の公共施設の安全対策はどうかとのお尋ねについては、所管する部署がそれぞれにま

たがっておりますが、安全対策に限って私の方でまとめて回答させていただきます。まず、幼保施設でございますが、日和佐幼稚園・保育園については、津波ハザードマップで津波浸水区域に含まれております。このため、今後、幼保一体化施設の移転改築に向けての基本構想の策定に取り組んで参りたいと考えております。また、由岐・木岐・阿部各保育園は新耐震基準で建築されております。次に、学校施設でございますが、町内の小中学校は全て耐震化はできており、地震に対してはある程度の安全は確保出来ているものと考えております。

次に、日和佐・由岐両病院ともに老朽化しており、立地条件も悪く、耐震化も出来ておりません。今後、病院事業のあり方検討委員会で見られる答申に基づき、出来るだけ早い時期に病院問題の方向性を出した上で、建設場所等については津波対策も十分考慮したいと考えております。その他の公共施設についても、耐震化の出来ていない施設で、特に避難場所等に指定されている公共施設等については、計画的に耐震化を図って参りたいと考えております。

なお、津波対策としては、保育園・幼稚園・学校・病院ともにそれぞれに津波避難訓練に取り組んでおまして、今後とも防災教育の充実と防災意識の高揚を図って参りたいと考えています。また、日和佐小学校の裏山を避難所として整備することについては、小学生の学校滞在時の避難場所として、大変有効なことと思われれます。校舎や体育館等があることから、避難経路の確保の問題、また、地権者との協議も必要であるとも思われれますが、小学校としての避難場所だけでなく、地域住民も利用可能な避難場所にもなると思われれますので、今後検討していくべきことだと考えております。

庁舎内の重要書類等の保管対策等については、後ほど総務企画課長の方から回答させていただきます。

続きまして、2のご質問でございますが、災害発生時の住民の避難のためにも災害発生時の住民の避難のためにも、迅速で正確な情報提供は大変重要であると考えます。「地震探知機」や「緊急地震速報の受信機」を設置してはどうか。ということですが、住民への地震・津波情報の周知方法としまして、町長が初日の事務事業の進捗状況の報告でも申しましたとおり、防災情報通信設備工事により整備しました、全国瞬時警報システムが3月31日に竣工しております。このシステムにより緊急地震速報や津波警報など、国が発信する情報を受信し、各家庭

に設置されている告知放送端末を自動起動させ、住民の皆さんへ緊急放送としてお知らせするものとしております。6月の広報みなみでもお知らせいたしておりますとあり、6月28日に気象庁からの緊急地震速報の受信テストを受け、配信テストを行い、7月から運用を開始したいと考えております。

続きまして3番目でございますが、避難施設の整備につきましては、これまでも南海・東南海地震に備え、津波避難タワーの整備、公民館の耐震化や外部階段の設置等、また物資につきましても備蓄倉庫等で、非常食や毛布等の整備をしております。本年度も当初予算で計上いたしました非常食600食につきましても、すでに発注し納品されており、備蓄倉庫に400食、由岐支所に200食を配備しました。今後も計画的に備蓄していきたいと考えております。連動地震に備えるための避難施設の整備や物資の備蓄につきましても、危機管理プロジェクトで検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

私の方からは、庁舎内の重要書類等の保管対策についてをご答弁させていただきます。役場関係の重要書類の保管対策でございますけれども、まず最も重要かと思われまます戸籍・住民基本台帳関係でございますけれども、現在すべてデータ化されております。役場2階電算室にサーバーを設置いたしております。バックアップデータについても保存いたしておりますけれども、役場内での保管が必ずしも安全でないという場合も考えられますので、外部での保管を現在検討いたしているところであります。その他、印鑑登録・税金・介護保険等についても、住民基本台帳と同じくシステムとなっておりますので、データとして保存がきくようになっております。また、これら以外の重要書類もたくさんございますけれども、今回の東日本大震災の被害を受けまして、各担当課においてその保管方法について再度見直し、保管場所の変更を行っております。また新たにデータ化をするべき書類等についても検討を行っております。以上です。

議 長  
3 番 議 員

影山議員

自席で再問いたします。いまそれぞれの項目について答弁をいただきました。まず避難場所ですが、これも今後は想定外の地震を考えて、見直し検討というようなことですが、まず日和佐小学校にこの前校長先生にお話しを聞きに行きました。日和佐小学校ではまず自分達でできることと、あるいは

できないことは行政にお願いしたいと、まず自分達でできること、PTAでこの前避難路の草刈とか作業を行ったそうです。そしてまた、地権者、裏山の地権者とも交渉中であるということ。その時に町の方に陳情を考えておるんだということを聞きました。あの場所を避難路を作ってほしいということがありました。私もそのあたりを考えていたところで、ぜひ町のほうには要請をしておきますというような話をしました。あすこは、日和佐小学校は町の避難所の指定になっておりますが、今回の東日本の大震災見ると、あの小学校も避難所としては適切でないんでないかと考えます。で、あすこの裏山にということ、今質問させてもろうたんですが、この海岸部地に住んでいる東町の住民の方々の大変避難所については危惧されているものと思われます。今も課長からもあわせて町民の避難所として、避難路として、考えておるんだという答弁をいただきました。避難所としてはここに住民も子ども達も殺到するかと思いません。だから避難路も複数の避難路が必要でなかろうかと考えます。校長先生は一時避難でなしに、そんなことをしよったら間に合わん。すぐ裏山に逃げたいんだと、一時避難はしないというような、ほういう強い姿勢も持っておられましたので、ぜひそのあたりを検討願えたらと思います。また2・3日、一昨日ですが文教厚生委員会で、日和佐幼保、それから由岐の幼保を視察いたしまして、津波が来た場合のことを想定して、見た場合に本当に日和佐においては、ほんまの道を挟んでほの前に水が見える状態。前はいったら前は10分ですけど、今度は5分以内を想定しとって、5分で来られた場合に0歳児からもおります。0歳児から保育園は50人おるいうんです。幼稚園の子は44人で100人の小さい子たちが、本当に一斉にその波をまともに受けた場合、対応しきれない状況にあります。先生方は本当に小学校・幼保の先生方はほんまに必死になって、そのどないした、こんな場合・あんな場合、どうしようかということ必死になって考えております。だからもう一つ行って感じたのは、旧の由岐町と旧の日和佐町の温度差をつくづくと感じ取りました。旧の由岐町ではいろんな避難施設・避難路が設備されております。に対して旧日和佐町においては、その対応が遅れているなど、かなり遅れているなあということを実感して帰りましたので、早急にお願いします。そして先ほどからも再三同僚議員からも出ております両方の病院の移転について早急に本当に対応しなければいけないものと思えます。日高の跡地

に幼保を移すんだというような構想がありましたが、今回の3月11日の被災からは、誰もがここはだめだというように考えておろうかと思しますので、そのあたりは行政として町民の命を、尊い命を再び東日本大震災、あのような状況にならんように、本当に緊迫感を持って、対応していけたらと思います。病院についてはこの前も町長が知事に陳情もいたしましたし。色よい返事もいただいたもんと考えますが、また県のほうもいろんな計画をたてておるようでございますので、町は町民の命、安心・安全を守るために、是非よろしくお願いします。

それから早急な避難・情報提供であります。各戸に端末機を備えてもすぐに7月にも着工するということですが、幼保・小学校、それから両病院にはどのように考えているのか、各校の先生方、校長先生・職員、皆そのあたりをまず知らないんだら逃げれんと、子供を守るためにはまず知ることじゃっていうんで、そのあたり大事な重要なことになると思いますんで、幼保・病院にはどうなっているのか。それから早急な移転についてご答弁をいただけたらと思います。

議 建設課長

建設課長

先ほどの日和佐小学校の裏山の避難の関係ですけど、それにつきましては、砂防または急傾斜事業と一体となって県と取り組んでおるところでございますが、この山王については砂防、通常砂防事業として23年度に事業化されたというところでございます。日和佐小学校の体育館の裏山、これにつきましては、この22年度より治水対策というか、水が大雨のとき、かなり出てくるということがございまして、この急傾斜、県の方で急傾斜事業の方で要望しているところでございます。その中でこの裏の、裏に畑がありまして、それから金毘羅さんというか山の方へ上がっていくルートとか、そういうようなところを県と一体になって検討しているところでございます。以上です。

議 学校教育課長

教育課長

影山議員さんの再問の情報提供の件でございますが、告知端末につきましては、各小中学校には設置されております。幼稚園・保育所についても同様でございます。

議 由岐病院事務長

病院事務長

ただ今の告知端末ですが、両病院ともに設備しておりますので、緊急地震速報は受信できるものと考えております。

議 町長

町長

町

長 影山議員の方からご質問のありました幼保、それからまた病院について早急に移転をとというようなお話につきましては、そのように考えておるところでございまして、幼保につきましては前回、全前回であったかと思えますけれども、日和佐高校跡地を防災拠点というようなことでお話をさせていただいたことがあったかと思えます。それは今回の東日本の大震災が起きる前の議会でございまして、町の方ではそのようなかたちで県との協議のこともございまして、日和佐高校を撤去してヘリポートを作ってというようなお話しをさせていただいたときに、幼保の施設につきましても、一元化をしたうえで移転をとというようなお話しまでさせていただいたかなと思えます。で今回東日本の大震災が起こりまして、その日和佐高校跡地が本当にできるかどうかというのはこれから考えていかななくてはいけないとは思っておりますけれども、前段の議員の一般質問にもお答えしたように、普段の生活、それから学校生活も含めましてがございまして、ですから今すぐに例えば高台を探してですね、町中から遠く離れたところにそれを建てるのがいいのかどうかというようなことも検証はしていかなきゃいけないかなというふうに思うのがひとつと、それともう一つは先ほど山本議員に答弁させていただきましたように、いわゆる避難ビルの考えもあるのかなと、幼保等につきましては昼間の預りでございまして、夜間のご家族の方といいますか、各家にいらっしゃいます。ですから仮に避難ビルの構想といたしましたら、普段は1階で幼保施設を、例えば日和佐高校跡地に建てると、そのビルが、ビルがといいますかその建物の上に例えば15メートルから20メートル位の避難ビルを建てまして、そしていざ発災のときは、先ほどいったように10分ぐらいの津波の到来を想定いたしまして、5分間は動けないとしても残りの5分でその15メートル上の数階上のところまで避難させるということは、先生方にとってもそれほど難しいといいますか、ではないのかなと思っておりますし、それを遠くへ運ぶ、今は遠くへ運んで、運ぶといいますか、遠くへ避難しておるわけですが、そういったことも防げるのかなというふうに思っております。ですから高台への施設そのものを移転する方法と、それからいわゆる普段使い勝手のいい利便性のいいところでも津波がきても大丈夫だというようなことも考えながら、今後どのようにするかは、また検討の結果ではございましてけれども、そういったいろんな視点を含めながら早急に取り組んでい

きたいというふうに考えておりますので、ご理解いただけたらというふうに思います。

議

3

番 議

長 影山議員

今町長の答弁で、早急にという言葉もあります。先ほどからもスピードアップも、間がないんじゃないかとそういうような意識を強いところでございます。ので本当にこう早い決断・判断をいただいて、保護者も教職員達もまず子ども、親にとっては子ども、幼い子達を本当に心配しておりますので、本当に早い対応をお願いしたいと思います。

最後の方に私の考え・意見を述べていきたいと思います。本県が今後30年以内に約60%の確立で南海地震が起きると想定され、南海・東南海・東海の三連動地震の可能性も指摘されております。発生すれば今回と比べものにならないほど速く激しい大津波が沿岸におしよせるといわれます。今回の大震災では3つの想定外がありました。1つ目はこんな大きな地震は起こるとは思っていなかった。思わなかった。はずがなかった。2つ目はあんなに大きな津波が来るとは思わなかった。来るはずがなかったという想定外。3つ目は地震や津波があっても原発事故が起こるとは思っていなかった。思うはずがなかったという想定外です。想定というのはこんなことになるかも、あらかじめ考えておくことです。だから想定外とは起こるはずがないと思っていたことです。想定外の津波でも、例えば岩手県釜石市立の小中学校では校庭に約いた3千人の児童生徒が全員無事だった。普段から「津波が来たらどうするか」と勉強していました。子ども達は想定を信じるなども教えられていました。実際に起こることは想定どおりにはなりません。地震や津波に対する備えに万全や十分ということはありません。1人でも多くの命を守るため、減災への取組みを行政・地域が一体となり、加速しなければなりません。最後に意識の啓発についてお願いしたいと思います。大地震が起きた3月11日、県内沿岸に大津波警報が発令され、9市町が避難勧告・指示を出したものの、指定場所へ場所へ逃げたのは、対象住民の3.3%であったそうです。ただ大地震の映像を目にした町民の多くが津波や地震への危機感を募らせている現在、このタイミングをとらへ、意識の啓発を行うべきと考えます。防災意識の風化は早く、持続的

で効果的な啓発が大事であります。以上です。

議 員  
3 番 議 員

長 影山委員

第2問をいたします。赤松小学校跡地利用についてお伺いします。地域の文化の中核であり、地域の人々の心のよりどころであった赤松小学校が時代の流れか少子化が著しく進み、存続が困難との判断から137年の長い歴史に幕を下ろしました。あれからもう2年余りが経過いたしました。予想はしていましたが、覚悟はできていましたが地域が閑散とした状況になりつつあります。赤松小学校跡地利用については、統合前から町・教育委員会から、地元ととが一緒になって検討部会を立ち上げ審議いたしました。一応の方向性として、都市と農山村の交流をテーマに複合的な施設として利用することとなりました。町に報告・打診しましたが、ものものの理由により賛同を得られないままに、立ち消え状態になりました。その後は地域が立ち上げていた地域づくり推進協議会において、歴史資料館また天文観測所等いくつかの素案を提示してみても、今だ方向性が定まらない状況であります。そこで次の2点についてお願いします。1. 町は跡地をどのような方向性をもって利用をしようとしているのか。2. 地震・津波に備えるため、町民の避難所や物資・備蓄の施設として利用してはどうか、あわせて赤松の地域づくりにも活用できる施設にしてはどうか。よろしく願いいたします。

議 員  
総務企画課長

長 総務企画課長

ただ今の影山議員のご質問にお答えさせていただきます。まず1点目ですけれども、赤松小学校の跡地利用につきましては、統合前から赤松分館を主体とした検討委員会を設置し検討されておられ、平成21年10月6日には都市と農村との交流をテーマにした活用について役場へも陳情に来られております。その時点においては、一度先に取り組んでおられる所の視察を行ってはということで勝浦町の「ふれあいの里坂本」へも視察に行っております。この視察時において、地域住民の協力でありますとか、事業を始めるにあたっての資金の確保、それから経営面の難しさ等についても伺って来ております。これらのことから地域の方々の中にも、地域の協力や資金面について、疑問に思われる方もおられました。町といたしましても、全国において学校の跡地利用につきましては失敗例もたくさんあることも含め慎重に検討すべきではないかとのご意見も申し上げたかと思えます。

その後、昨年 11 月 19 日の跡地検討委員会、今月、先週ですけれども 6 月 15 日の地域づくり委員会に私どもも出席させて頂きまして、新たに赤松天文台としての活用策についてや赤松地区の方々のご意見をお聞きかせ頂きました。そしてまた町としての考え方もお伝えしたところであります。先般の地域づくり委員会でお聞きしたところでは、現在未だ赤松地区での活用方針は固まっていない状況かと思っております。跡地利用については地元地域の皆様の意志を最大限に尊重させて頂きたく思っておりますので、今後、町も積極的に活用策についての検討に参加、ご協力させて頂きたく思っておりますので、ご理解頂ければと思います。

それと 2 点目の件でございますけれども、3 月 31 日に発生いたしました東日本大震災により、防災対策の見直しが美波町も含め全国的に行われているところであります。東海・東南海・南海地震の三連動も想定される中、美波町においても二次避難場所の確保や災害時の物資の確保は重要であると認識いたしております。ただし赤松小学校の跡地利用につきましては、統合前の平成 20 年から地元において検討を重ねられてきており、その意思を最大限に尊重させていただきたく思っております。影山議員が言われる避難所や物資・備蓄施設としての活用については、先般の赤松地域づくり委員会でも意見としてだされており、その中で町への要望もあったことから避難所や物資の備蓄ができる施設の活用もかねた兼用施設として、どのような施設が考えられるか一度絵を書いてみることにいたしているところでございます。これをひとつの検討材料といたしまして委員会の中でさらに検討重ねていただきまして、地域住民の皆様が納得できる活用作となりますよう、議員におかれましてはより一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

委 員 長  
3 番 議 員

影山議員

赤松地域においては、先ほども説明いたしましたように、小学校統合が決まった時点ですぐに地教委と一緒にあって、跡地利用に検討して、案を提示して、次から次へと案を提示いたしました。今はもう策がついた状態で、担当者にも、わしやこないで何回も長年かけて練ってきたんを持ってきても、なかなか受理してくれないじゃないか、どないしていったらええんなどというまで熱を入れたこういう状況であります。だから地域としては、あと町の人達と話し合いをし、重ねて重ねてして、町の方

の方針も提示してもうて、またはこのような条件があるんじゃないかと、このあたりで町が主導をとっていただけてもいいんじゃないかと、地域としては話合いが何回もどないしても同じところを行ったり来たりする状況でありますので、そのあたりも責任、町の施設でございますので、町の方でどうかよろしくいい案を提示し、地元の住民が話合いがこれから数多くもたれて、いい方向に進めるようお願いしたいと思います。最後になりますが、赤松小学校跡地利用については、地域の活性化を図る上で非常に重要なことでもあります。なにも構わずに、このまま放置すれば自然に地域が過疎化していくのは明らかであります。今後は行政と地域が共に話合いを重ねて取組み、地域の活性化のためによりよいものにしていただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

議 長 以上で影山議員の一般質問は終了しました。小休の小休をいたします。再開は1時半に行います。1時30分から再開いたします。

(時に 12時20分)

(小休中)

(時に 13時30分)

議 長 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。  
9番岩瀬議員の一般質問を許可いたします。

岩瀬議員

9 番 議 員 質問させていただきます。町内の経済活性化、雇用の機会を拡大といった観点から、町内で行われる公共事業に地元業者を活用すべきではないか。また雇用と資材購入について町内業者であればもちろんのこと、町外業者であっても労働者を雇用する場合、町内の人を優先するように。また資材物品等を購入する場合も町内の業者から購入するように、あるいは何割以上は町内といったような契約状況にするとか、指導することはできないのだろうか。徳島県知事は徳島県の発注工事等について県内企業に工事金額の90%を発注すると目標にかかげておりますが、本町においてもそのように地元業者に発注するようにしていただくことはできないのでしょうか、と考えているかお伺いします。

議 長 建設課長

建 設 課 長 町内の経済活性化・雇用の機会拡大といった観点から、町内で行われる公共事業・物品購入、地元業者を活用すべきでないか、お答えいたします。町工事の業者選定については「美波町

請負業者選定要綱」により建設工事審査委員会において選定しています。審査にあたりましては、入札参加資格業者名簿から選定し、等級別発注標準金額に応じ、技術的難易度の高い工事等、町内業者では施工が困難なものを除き原則として町内業者を選定しています。審査委員会ではこれまでも町内業者を選定できる方法を検討して参りました。町内と町外業者のJVによる方式、分割発注による町内業者への受注の拡大、大型合併浄化槽の町内業者へ発注、建築工事においては塗装・防水などの分離発注等々行なって参りました。また平成21年度からは小規模工事登録制度を制定したところでございます。平成21年度・22年度の町内業者選定実績では土木工事において100%、建築では86%、塗装100%、防水100%、電気56%、水道60%、合計では91%となっております。これまでも可能な限り地元業者での発注を心がけてきたところでございますが、今後とも心がけて参ります。以上でございます。

議 9 番 議

長 岩瀬議員

自席から再問させていただきます。今仕事をしてもらうためには、よい仕事をしてもらうのが第一条件であるということは分かりますけれども、土木業者は町に業者100%ということでありがたいんですけども、他にも電気工事にしろ何にしろ100%達していないものもありますんで、より町内の電気屋さんもいろいろありますんで、それからこの土木工事だけでなしにも商品のいろいろな商品の購入についてもそういう努力をやってほしいと思います。それとこの前もいったん問題があったと思うんですけども、最後の代金の支払で雇用していただいても下請業者から中に入って、町内の業者の方に工事代金とか材料代が入らないという事態が起こってますので、これに関しても契約時か指名の時も必ず元請業者が最終金額をお支払するというような契約もわたしはまいてほしいと思います。そうでないと雇用していただいても、商品を買っていただいても最終的にお金が入らんようでは、何をしようか分からんという一番いかんところもありますんで、そこらもちょっと検討していただけたらと思いますんで、町長の裁量でそういうできるかどうか、お願いします。

議 町

長 町長

今ご質問のありました件でございますが、先ほど建設課長からご答弁させていただきましたように、土木工事それから塗装・防止につきましては町の業者で全てやらさしていただい

おります。建築におきましては、86 ということで9割近いかなと思ってまして、あと電気・水道に関しましては電気業者さんがいわゆる登録業者が1業者しかないとか、ちょっとほういうようなこともございまして、随契はできないというようなところから競争において外れたりとかいうようなこともございまして、若干低い数字になっているのかなというふうに思っておりますが、基本的に町内業者を育成というとおこがましいですけれども、町内業者さんに町のいわゆる発注をしていくという方針は変わりません。で平成21年度には実は最低制限価格というのが設けておりまして、最低制限価格については2/3、予定価格の2/3から80%、8/10の間で定められるというふうになっておりましたが、運用としてはほとんど2/3に近いかたちで行ってきたところではありましたけれども、21年の10月秋以降につきましては、町内業者に町内業者さんをこの指名したときには8/10というような運用をしております、いわゆる過剰な競争による品質が劣化するでありますとか、それからまた請負価格が低下して、それがひいては従業員の給料に関係するというようなこともないような配慮もしてきたところであります。で議員からお話がありました工事のみならず備品類につきましては、30万円以上のものにつきましては物品購入の審査会というのを設けてやらささせていただいておりますけれども、それにつきましても町内業者さんでまかなえる物品につきましては町内業者でいうようなことで行っておりますので、今後も引続きそのようなことでやっていきたいというふうに思っております。

後段の日和佐小学校建築工事におきまして、不幸にも下請業者が倒産というようなことが起こりまして、地元業者が孫請けに入っていて、工事をしたにもかかわらずお金が貰えなかったという問題につきましては、私も当時心を痛めたものとして、そして今後どうするかということにつきまして法関係もございまして、弁護士とも相談しまして、今後のことについて対応したわけですが、あの当時はですね契約主請けと孫請けには直積的な契約関係はなかったということで、孫請けを救うことが法律的にできなかったというようなことがございます。でその契約関係の中で、今後下請は主請けとは必ず契約します。孫請けも下請と孫請けは契約するんですけれども、主請けとの契約は孫請けまではいかないというような事情がございまして、そういったところを主請けから直接孫請けに契約できるかと

というようなところでございますが、直接するとほれは下請になるのかなというふうなこともございまして、私自身も契約上なかなか詳しいこと、細かいことまでちょっと分かりませんが、議員からのご提言のありましたそういった契約、それから雇用について町内の従業員を雇うでありますとか、それから資材の何割以上をとかということにつきましては、法律にのっとって触れない範囲でといたしますか、今までも要望としてはさしていただいておりますけれども、要望はあくまでも要望でありまして、なかなか最後まで救えないようなこともございましたので、それができるかどうかにつきましては、今後ほの検討させていただくというような答弁にとどまりますけれども、これから研究をしていきたいというふうに思っております。

議 9 番 議 員 長 岩瀬議員  
これは私が最後頼んだことは、大変大事なことだと思いますんで、これからも病院建設に幼保の建築もありますんで、そこからは必ず発注する前に、検討していただいて、町内の皆さんがよいように進むようお願いしたいと思っておりますんで、これで質問を終わります。

議 長 以上で岩瀬議員の一般質問は終了しました。続いて5番永本議員の一般質問を許可いたします。

5 番 議 員 永本議員  
3点についてお聞きいたしたいと思っております。3点とも震災関係でございますので、午前中に同僚議員からのご質問の中で町長なりまた総務課長、防災課長からご答弁のありました分については、省いてまいりたいと思っております。それではよろしく願いします。

まず今般の東日本大震災により犠牲となられました方々のご冥福を祈り、被災地の一日も早い復興を願うものであります。また影治町長をはじめ、被災地に訪問され被災者支援のためにボランティアとして活躍されました職員の皆様に深く敬意を表するものであります。

では質問をお願いいたします。1点目役場庁舎の浸水対応は万全か。これについては午前中の質問の中にご答弁がたくさんありましたので、重複を避けまして私は職員の安全について、三連動型地震で10メートルを超えるような大津波が来た場合に、この役場庁舎の中で職員の生命の安全が保証されるのかどうか。先般厚生委員会で、由岐地区の保育園ついでにまた前の役場庁舎も視察させていただきましてけれども、由岐地区におき

議  
町

ましては1階2階3階と行きまして、さらに3階から屋上へ出られるような構造となっております。この役場におきましては3階まではこられると思うんですが、屋上へ上がる設備はできていないのではないかと思うので、なんかいい方法があれば考えていただきたいなあと思うっているところであります。この役場庁舎の立地でございますが、これについてはどうも地盤もどんなもんかまだ十分分かっていないし、それから新聞報道によりますと約10メートルの津波が来るであろうというようなことを報道されておりおりまして、大浜海岸のあのコンクリートの点でだいたい海拔7メートルということですから、あのうえ3メートルの大きな波が来るということであれば、この役場もなかなかこのままおれんのではないかいなというような気がするので、端的にはやはり高台への避難ということを考えなければならぬのではないかと考えております。この点について町長の見解を求めたいと思います。よろしく願います。

長 町長

長 それでは役場庁舎の浸水対応は万全かということにつきまして、私の方からご答弁をさせていただきます。午前中の質問の中の分につきましては、省かれるということで職員の安全をということでございましたから、そのことについてご答弁をさせていただくというようなことでいかさしていただきたいと思えます。

議員がおっしゃられたように、この役場につきましては、この3階までは階段でこれることになっておりますけれども、ここから屋上に上がるためには、ちょっとその北側から窓から出て、そしてタラップといいますか、備え付けの分ですけれども、そこをかきついて上がってはじめて上へ行けることになっております。ですから急ぎなかなか間に合わないというようなこともございまして、今後の三連動の津波とかを想定いたしますと、屋上へ上がれる、いわゆる避難経路が必要かなというふうに思っておりまして、そのことにつきましても検討をこれからさせていただくというふうに考えておるところであります。それからこの場所的なものでございますが、やっぱり液状化の心配はございます。県が平成17年の3月に出しております液状化のいわゆる危険性の高いところとありますとか、大丈夫なところとかいうようなものを図表で出しておるわけですが、ここについては液状化が起こる場所というふう

になっております。ではあるんですけども、美波町の役場は平成元年に建設をされておりまして、物自体は56年の建築基準法による新耐震による設計をされております。それから設計時にボーリングによる地質調査を行いまして、結果さしつけの地層であるということで、直径1メートル20から80センチの基礎杭を地下16メートルから深いところで25メートルまでの支持層ということで、48本この建物下にはこのいわゆるパイルが打ち込まれております。そういったことから、浮き上がり防止、いわゆる液状化によっても影響を受けにくいというようなことではされておりますけれども、いざどれぐらいの地震、マグニチュードもありますし、震度もあります。そういったことが起こったときにどのようになるかというのは確定的には申上げられませんが、そういったものも想定しながら庁舎建設は行われておるということでございます。であのう午前中にもご答弁させていただいたところでありますけれども、今のところ危機管理を担っております消防防災課は1階にありますし、災害対策本部もほとんど1階で行ってございました。そういったことで危機管理部門を2階以上へ移すべきでないかというような検証といえますか、意見を多数だされておりました、そのとおりだなというふうになっております。思っております。それから津波浸水時のバックアップ体制も総務企画課長の方から答弁いたしたとおり、2階にありますがそれで安全かとかいうようなこともございます。今後危機管理プロジェクトの中で検討させていただくんですけども、議員がおっしゃられるこの役場をいわゆる津波避難の心配のない高台への移転等につきましては、現段階ではですね財政的なこと、それから住民の利便性とかいろいろなことがございますので、現在のところは今は考えてはおりませんが、そういったことにつきましてもいわゆる被災を受けたときに、現実にあの三陸の方では庁舎が流されるというようなこともございまして、後役場の業務が復旧するのに時間がかかる、職員も失われ、なかなかほの通常業務が行えないと、そういうようなことでもございますので、そういったことも全て含めまして今後の検討とさせていただきたいというふうに思っております。以上答弁とさせていただきます。

議長  
5番 議員

長 永本議員  
議員 議席からお願いしたいと思っております。約10メートルの津波がきた場合にですね、この場所ではどのぐらいまで浸水をするの

か、課長分かりますか。

議 長 総務企画課長  
総務企画課長

詳しく数字は手元に持ってないんで、およそですけども約こ  
こ地盤の高さが3.いくらかメートルとってます。それを10  
メートルから引いた場合ですけど、何メートル地点約津波がく  
るといたしますと、約2階がつかるといったところ。3階は大  
丈夫です。10メートルであれば。ただ15メートルとなると3  
階もだめ、浸水すると認識しております。以上です。

議 長 永本議員  
5 番 議員

町長に聞きたいんですが、本当にそういう津波がきた場合で  
すね、公務も大事ですわね。公務も大事ですけど、職員の命と  
いうのは公務よりまだ大事でしょ。そういうことで今ほういう  
局面になった場合、やっぱり公務も大事なけんどやっぱり職員  
の命のほうが大事やと思います。そこらのあたりの話し合いと  
いうか、指導というかされていますか。

議 長 町長  
町長

災害が起こった場合の職員の一人ひとりの自分の命は自分  
で守るといようなことについて、私が就任してからそういった  
こう話し合いをしたことはございません。ございませんが、地  
域防災計画の中にも参集とかいろんな計画がございますが、そ  
の中においてもまず自分の命は守るといようなことで、書か  
せていただいております。ですから勤務時間中であれば、その  
ようなかたちでいざ発災ということで10分後に津波が来ると  
いうことで、なかなか私達職員は本来なら住民の方の避難のお  
手伝いであるとか、いろんなことをしなくちゃいけないとい  
うことになりすけれども、でも今の状況の中で考えられており  
ます津波に対応するには、なかなかほのできないことがござ  
います。で繰返しになりますけれども、発災して3分から4分、  
長くて5分ぐらいはなかなか動けない、それから避難になるわ  
けですけれども、住民の方も同じなんです、じゃあそれから  
例えばですね、陸開の門扉を閉めにいけるかとか、それから  
要援護者の方をどこに誰がどこにいらっしゃるっていうんは  
これからほの調査して、それはすぐに分かると思います。がそ  
の方をいざどのようにして避難場所まで連れて行くとかいう  
ことをすでに職員がなかなか担うには難しいいうところも現  
実にはございます。それは何も職員は何もできないと行ってい  
るわけではございませんが、現実的にはそんなところもあるん  
かなというふうに思っております。ですからそういうことにつ

きましては、住民お一人お一人とそれと周りのコミュニティのいわゆる共助の部分で担っていただいたり、消防団の方であるとか、民生児童委員の方であるとか、そういった方々とも協力しながら災害弱者といわれるかたを救っていきたいと思っております。元に戻りまして、職員の安心・安全につきましては、職員自らがそのように常に自覚はしておるものというふうに私自身は思っております。でいざ発災の時には通常業務はにおいておいて避難。先ほどの放送もあります。そういったもう業務をそれを業務そういう業務はやらさしていただきますけれども、先ほどいった海岸に出て行くようなことはなかなかできないんじゃないかと思っております。今後とも職員の命を救うこともそうですけれども、住民の命も救えるような行政をこれからもやっていきたいというふうに思っておりますので、住民に対しての、住民の方に対しても啓発、またいろんな面での広報といえますか、情報伝達をしていきたいというふうに思っております。

5 番 議 員  
議 長  
5 番 議 員

この件につきましては終わります。  
永本議員

2点目の日和佐幼稚園・保育園の移転について。先般文教厚生委員会で幼稚園・保育園を視察をさせていただきましたが、今日の質問にはたくさんありましたように海拔1.2メートルぐらいのところでございます。保育所の先生からとにかくこの場所は移転してくださいと、それがひとつの願いですというようなことをおっしゃられました。ということで私は山河内の方に時々っておりますので、玉厨子の農村公園、これは非常にもったいないなあというような気がするわけでございまして、距離的には私が50メートルぐらいの速度で厄除け橋から現場まで行きますと約7分ぐらいで到達できるので、そんなに山河内とか赤松とかいう名前を聞くとなんか遠いように感じるんですが、実際はそんなに遠くはないんじゃないかならうかと思っております。ほれと自然に恵まれた海拔80メートルから100メートルあるというようなことで、午前中、町長の答弁では日和佐高校跡地、頑丈なコンクリートの建造物を作るというような豪快なご答弁もありましたようですが、私は経費の面も考えまして、例えば木造平屋建てでできるんじゃないかと思っております。コンクリートで頑丈なものを日和佐高校跡地に作るとなればやはり何億円でおさまりもつかんような大きなお金がかかるんじゃないかと考えておりますので、経費面からも考えまし

て、玉厨子農村公園の利用はやったほうがいいんじゃないか、今はほとんど利用されていない、年に1回山河内地域の運動会が村民運動会が行われておるだけでございます。有効利用を考えていただければありがたいと思っております。よろしくおねがいします。

長 町長

長 それでは2点目の日和佐幼稚園・保育園の移転についてをご答弁させていただきます。日和佐幼稚園・保育園につきましては、できるだけ早い時期に移転ができるよう努力してまいりたいと思っております。先ほどはいいご提言をいただきありがとうございます。この山河内の玉厨子についてでございますが、約1平方キロぐらいありまして、現在もきれいに整備もされておりまして、そしてゲートボールでありますとか、山河内の方でいろいろとこう使われておりますが、入口の門は今は開いております、いつでもいけるというかたちになっておるところであります。で保育園等につきましてはでございますが、保育園につきましては、7ヵ月児から3歳児までの子どもが入園しておりまして、低年齢であるために、発熱や流行性の疾患に感染することも多く、保護者に連絡して、病院へ行ってもらったり、家庭で様子を見てもらうことも頻繁にございます。お迎えの際、保護者の方々に、0歳児から3人の子どもを抱えて子育て真っ只中の方でも、父母ともに車の運転免許を持っていない方もあり、そういう生活状況で保育園が距離的に遠い場所では、緊急の時お迎え等が困難になってしまうことが予想される場所です。車を町の方で構えれば行き帰りの定時ってというのはいけるのかなと思いますけれども、緊急時にはどうかになっていようなところもございます。それとあわせて遠距離ということで、今まで徒歩で登園していた方たちが毎日の送迎につきまして、保護者の方にとって負担の大きいのではというようにも思ったりもしております。時間に追われ、育児中の保護者にとっては便利な場所にある保育園に子どもを預けられることが、我が子を入園させたい保育園選択の要点になっていることもございます。

2点目でございますが、保育園につきましては社会福祉施設でございますが、その衛生管理ということで、厚生労働省の生活衛生局長から通知されている中で、使用水いわゆる飲料水っていうよことがございますが、山河内の玉厨子農村公園は、水道エリアでございまして、今のところは特に施設もない関係



ばかりを考えて作った・・・があるわけですが、ことは人命にかかわることですので、なんらかの支援の方法があればお願いしたいと思うところがございます。よろしく申し上げます。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長

ご答弁いたします。介護福祉施設の移転に際する国・県などの補助制度の有無について。県に確認いたしましたところ、現状では施設整備・移転に対しての補助金等を助成する制度はありませんとのことでした。この度の東日本大震災後、移転が望まれる施設の整備等については、国に対して県から支援を要望しているところだと聞いております。多数の高齢者が入所・利用する介護保険施設等は高齢者に対し適切なケアが安定して提供できるよう、災害に強い施設が求められています。そのために各施設に則したマニュアルの整備、地域社会との連携、災害時の避難協力体制の構築、また他の社会福祉施設との災害時のための応援協定をするなど防災対策の推進を図っていくことが重要となります。町につきましても現在支援できる補助制度はございませんが、今後県とも連携をし、支援体制について検討してまいりたいと考えているところです。

議 3 番 議 員  
議 長

長 永本議員

質問を終わります。ありがとうございました

以上で永本議員の一般質問は終了しました。続いて7番北山議員の一般質問を許可いたします。

北山議員

議 7 番 議 員

それでは大きく3点について質問します。まず1点めは東海・東南海・南海の三連動地震への有効・適切な対策を強力で迅速に構築するようお願いしまして、お聞きをします。東日本大震災の被害の甚大さを見て、誰もが南海地震・三連動地震に対する想定を大幅に見直さなければならないと考えています。それと同時に忘れてはならないのは3.11.3ヶ月前のあの日、大津波警報が発令された日、町当局が取った減災活動及び町民のとした避難行動について問題はなかったのかの総括と問題があるとすれば、次に備えて計画をどのように見直すかということだと思います。町は見直しについては危機管理プロジェクトで対応すると言っていますが、中身については町としては既にその作業を始めていると思いますが、その状況についてお聞かせください。まず第1あの日の町の活動についてどのように総括・反省されているか。時間の都合がありますので反省点だけ

をあげてください・第2町民のとした行動についてどのように把握・評価されているのか。これも問題点だけをあげてください。第3、東海・東南海・南海の三連動地震対策として、地域防災計画をはじめ従来の計画・訓練の見直しをどのように進めるのか、項目だけで結構ですから説明してください。

議 長  
消 防 防 災 課 長

消 防 防 災 課 長

それでは回答させていただきます。3月11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とする地震が発生し、徳島県沿岸に津波注意報、津波警報、大津波警報が順次発令されました。本町では、防災行政無線、告知端末及び広報車により、沿岸住民の方々や釣り人等へ避難を呼びかけ、地域防災計画に従い、避難勧告、避難指示を発令しました。また、災害対策本部を設置し、情報収集、海面監視、消防団の協力による陸こう、樋門閉鎖を行いました。12日午後1時58分に注意報へ変更、13日午前7時30分に解除となり、幸いにも本町での津波被害はありませんでしたが、町として、今後発生するであろう、南海・東南海・東海地震対策にも備えるため、今回の大津波警報発令時の問題点等について、各課で取りまとめたところ、職員から約30項目の問題点等の提出がありました。この項目に対しての対応や対策についての意見、提案等を再度職員から提出してもらい、その後、消防防災課で、意見・提案等を集約・整理し、対応や対策についての検証を行いました。その一部をご紹介しますと、先ほどの午前中の質問の向山さんの再問の中でもお答えしたのと重なると思いますが、一部紹介しますと、津波警報発令時の対策本部は最低でも庁舎2階とすべきである。とか発災後は、携帯電話が通じないため、災害時の通信手段の検討が必要。また、本庁支所の連絡・連携体制。役場としての非常時の持ち出し品の確認等などの課題等が浮かび上がりました。今回の検証結果での課題等をもとに、今後、さらに、危機管理プロジェクトで、ソフト面・ハード面での整備、短期的に行うもの、ある程度の時間が必要で中長期で行うものなどの検討を行っていくこととしております。

続きまして2番目の住民のとした行動についての把握ということですが、行動についての把握としましては、地区住民への避難への呼びかけや避難誘導をして避難をした住民もおられますし、また避難住民への食糧の提供をしていただいた自主防災組織もございます。問題点としては、大津波警報発令時に避難する住民が少なかったこと、車での避難により交通

渋滞の発生、また勧告・指示発令中の避難場所からの途中帰宅者が多数いたこと等が揚げられると思います。住民の防災意識を高めるためにも、行政として防災意識の向上のための普及啓発がさらに必要であると考えております。

最後のご質問の回答でございますが、三連動地震対策としての今後防災計画をはじめ、従来の計画訓練の見直しをどのように進めていくかということでございますが、今後同じような繰返しになりますが、危機管理プロジェクトで東海・東南海・南海三連動地震に備え、被害を最小限に抑えるための対策、被災後の早期復旧・復興のあり方、また今回の大津波警報時の問題課題等の検討をさらに行い、国・県の被害想定の見直しも踏まえ、地域防災計画をはじめ従来の計画訓練の見直しを進めて生きたいと考えております。以上です。

議 7 番 議 員

長 北山議員

それでは議席から再問をさせていただきます。町の取った行動の反省点ということで、災害対策本部が2階にしなければならぬというようなこととか、備蓄品について今後中長期で検討していくというような答弁と住民の取った行動ということでは、避難する住民が少なかったというようなこと、交通渋滞がおきた、最初と連動するのかわかりませんが、避難場所から帰ったという行動、今後の見直しについては危機管理プロジェクトで今後検討して、復旧・復興についても考えていくというような答弁がありました。そのことについてはそれといたしまして、私もあの日の町の活動と町民の行動について、次の点を疑問に思っております。

まず1つ目としましては発令到達からの防災放送までの時間までが遅すぎたのではないかと、発令後ただちに放送すべきではなかったのか。これいただいております防災記録を見せていただきますと、津波注意報発令が14時50分放送が15時6分、16分の遅れであります。津波警報発令については15時30分に発令され放送は15時38分、8分の遅れがあります。大津波警報発令についても16時8分に発令され放送は16時15分、7分の遅れがあります。東海・東南海・南海の三連動地震が起きた場合、放送の7分から16分の遅れというのは致命的に感じますので、そこらのところについてはどのように考えておられるのか。

次に2点めとしまして門扉の開閉管理者は県か町か地域住民かの問題ですが、県民局から閉場、閉場中止の連絡が来て、

町がそれに対応したようですがこのことは門扉の開閉は県の管理事項であると考えますが、それでよいのかどうか。また門扉の開閉については役場職員を派遣し実行していますが、住民が分団員かに年間を通じて分担しておけばより早く、より安全に実行できるのではないかと思います。

3点目は津波警報が発令され、避難勧告は出てもほとんどの町民が避難しませんでした。これは先ほどの町もそれは認識をされているように思いますが、また大津波警報となり避難指示となっても避難者は80人程度しか増えなかったようです。何の変化もなかった地域も多かったようですし、この事態を町はどのように捉えているのだろうかと思ひますんで、この点についても再度お聞かせを願ひたいと思ひます。一例としましては、15時30分に警報が発令され、15時35分に避難勧告が発令、戎町タワーに8名・日和佐幼稚園の全員が県民局へ移動をしたというようなことと、16時8分大津波警報が発令され、17時27分に避難指示の発令された後、役場には83名の方は避難しておったと、かなり町も先ほどいわれたように全町民の方の避難の意識っていうんがかなり低と思ひますんで、再度この件についてご答弁いただけたらと思ひます。

4点目は16時8分に大津波警報発令と同時に災害本部が設置され、3時間後17時38分に災害対策会議、さらに2時間後22時に第2回、それから2時間後0時0分に第3回、翌朝6時35分に第4回最後の対策会議を開いたり、13時58分に本部を解散しております。夜中に3回、翌朝に1回計4回の対策会議を開いていますが、はたしてこの時間に対策会議を開く必要があったのかどうか少々疑問に感じますので、こちらについても答弁を願ひたいと思ひます。

次に5点目、今回は訓練でなく本物で今までかつてなかった大津波警報が発令され、避難指示が出た中で、これも先ほどありましたが、ほとんど住民が町の指示に従わず自己判断による行動、津波の様子を観察したとか、私共の方では船を沖合いに出すとか、車を高台に持っていくとか、この状況では津波は来ないということを住民が決め込んでいるなど、今までの計画でぜんぜん想定しなかった行動に出たということは、重要な問題と捉える必要があると思ひます。今まで長年続けてきた毎年の防災訓練に重大な欠陥があったのではないかととも思ひますので、そこのところのお答えいただけたらと思ひます。

次に6点目、病院・学校等防災計画の出ている町立施設、同

僚議員からも質問がありましたが、当日の結果報告、防災計画はあるというような答弁でありましたが、あるのであれば当日の結果報告は出ているのかどうか、出ていないということであれば少々問題があると思うんですが、そのことについてもお聞かせ願いたいと思います。

7点目について、消防団本部、団長・副団長が当日どんな機能をはたしたのか分かりにくかったという分団員もおいでます。地域防災計画にも消防団本部の機能役割に関する記録が見当たらないんですが、今後の検討課題であると思うんですが、そのことについてどういう方向性を考えているのか、お聞かせを願えたらと思います。最後にひとつひとつ発生ごとに、誰か職員に指名したような記録になっていますが、全体に予定できる仕事も多くあったように感じます。地域防災計画の中では、班別に仕事を分けているのだから班内で各自の受け持ちを決めておけば、もう少しスムーズにことが運んだと思うし、各自の自覚もでき、効率的にもなると思います。以上災害の記録を見ました中で、問題点と感じましたことを上げましたので、その中身について町の考えを少しお聞かせ願えたらと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 消防防災課長  
消防防災課長

それでは再問の項目が多かったんで、ちょっとずつ上手にちょっとできるかどうか分かりませんが答えていきたいと思います。まず1番目の周知の放送が遅いという件でございますが、先ほどいいました何分かの差があるということですが、町としては、一応県からのFAXでいろんな注意報・警報等の情報を皆さんに流すようにしております。例えば14時50分に津波注意報が発令されたといっても、それはもちろんテレビとかそういう情報でも分かるんですけども、役場の方に来るFAX自体が何分か遅れて情報というのが来ます。それを元に私共町としてもそれを元にそれから即放送ということは動いておりますので、今いうた時間的には何分かはどうしても他の公共やテレビもそういう情報は可能ですけれども、一応県からの情報を待っての今までもずっと行動をとっておりますので、何分かの差ができてきとうと思います。先ほどの以前の議員さんの質問でもいたしましたようにジェイアラード緊急地震速報とかっていうのを今回この7月から運用の予定ですので、それでは先ほども申しましたように、瞬時にそういう放送が衛生を通じて役場の方に機械に入ってきて、今回はそれはうちの方が立ち上

げなくとも放送する方に自動的に告知端末に、自動機能するようになっています。今回津波・地震に対してはもう少し早い対応ができると考えております。それと門扉の開閉ということでございますが、これも県の管理しとうところとか、県がまた個人の方に日頃の管理をお願いしとうところがございます。それと今回の県からもこういう門扉の閉鎖については指示がございいます。今回も指示があって、閉めに行くという行動をおこしたんですが、途中でまた県の方から津波に時間が近くなったので、今回は閉めに行かなくて、もう閉めるんはやめてください。閉めに行く行動はやめてくださいというような指示がありましたので、今回はこれは時間があってそういう対応がたちまち閉めに行くということもできたんですけど、次起こる可能性のある三連動の地震に対しては、そういんは実際門扉を閉めにいくっていうことができるかって、できないと思いますので、これももちろん地域住民・消防団・職員に対してももちろん自分自身の身を守るっていうことが大事でございますので、門扉の閉鎖に対すする行動に対しては現実問題こういう三連動とか南海、近い地震が起これば不可能ではないかと思っております。それと避難勧告とか指示を出しても避難しない住民がたくさんいたということでございますが、これも先ほどから申しておりますように、やはり日頃の行政としての住民の皆さんへの防災意識に対する啓発活動というのもこの結果を見れば、甘かったかなあということを考えますが、やはり今まで個人個人の判断というもので皆さんがやはりこの防災に対しての危機意識、防災に対しての危機意識が日頃からやはり低かったのが原因と思われまますので、今後とも町としても先ほどから申しておりますように住民に対して、もちろん職員に対してですけれども、防災意識の啓発を進めていきたいと考えております。それと4番目の災害本部のことでございますが、もちろん災害本部今回の津波警報が出たにもかかわらず1階でしていたという問題もあります。それと先ほど北山議員さんがおっしゃっていただいたちょっと時間が、回数がちょっと違がとんですけど第1回目といたしましては18時に対策本部会議を第1回目をしました。そこまでも時間があつたというのは、それまでに町としてもそこまでも現在そこまでの被害状況とか、現状とかを情報収集もしてありまして、第1回目が18時となっております。それと津波の予想時刻が16時40分ということもありまして、津波注意報自体は14時50分それと津波警報が15時30

分と出ておりましたが、美波町への津波到達時刻が 16 時 40 分というのもありましたので、そこまでも何もしない、することがありまして、1 回目の対策本部は 18 時にしております。それと 2 回目は 19 時 38 分、3 回目は 22 時、それと次を調度 12 時過ぎの日が変わって 12 時丁度に 4 回目、朝の 6 時 30 分に 5 回目ということで、対策本部をしております。その間先ほどもいいましたこの 4 回 5 回の対策本部が必要だったかということですが、その間やはり時間、次の災害本部までの町内での被害とか状況とかいうものを順次情報収集しておりまして、なかったある、あたりに関しての情報も対策本部で皆で共有してし、それをまた職員の方にホワイトボードとかに書いて皆さんに知らせるといような行動をとっております。住民の行動ということですが、やはり今まで訓練してきたことがあまり効果があがっていないということですが、今回の地震を受けて、地震・津波の災害を受けて、今までより住民の皆さんの意識も上がったと思いますので、本当にこれから実際に即した、実際即したっていうたらおかしいですけども、津波に対しての訓練ということを改めて今までしております、町内でしております避難訓練をもう 1 度考え直してですね、実際にこういったような訓練をしていこうと考えております。6 番目の病院とか各学校とかの報告ということでございますが、報告というふうに関しては、書面でこうこうだったとうい報告は受けておりませんが、連絡とかで被害はなかったとかいうようなことは、いう報告は受けております。書面での報告、何人逃げてどうだったとか、そういう報告事態は書面では受けておりません。それと 7 番目の消防団の位置づけということですが、今回の検証、私の方で検証した中でも消防団の位置づけっていうのがなかなか分からない、それと北山委員さんがおっしゃいましたように消防防災計画の中でもはっきりしてないような点がございますので、この点を消防団とも協議してですね、少しそういう消防団の位置づけ、団長・副団長のたとえば具体的にどうするかということも考え直して行きたいと思っております。それと 8 番目が役場内での体制でしたかね。

7 番 議 員  
消 防 防 災 課 長  
7 番 議 員  
消 防 防 災 課 長

ほうです、ほうです。

体制ってどういうことでしたかね。

割り当てをひとつずつ、ちゃんと決めてから。

一応防災計画でも一応言いましたように、何班、何班というのはあるんですけど、今回ですね実際幸いにも美波町でな何も

災害が、被害がなかったということで、いまいうたようにマニュアルがあったんですけど、実際そこまでの班で行動するということではできておりませんでした。今後さらにそういうものも危機管理プロジェクトの中で実際に即した動きを決めていきたいと考えています。以上です。

議 7 番 委 員

長 北山議員

今防災課長からいろいろ答弁いただきました。その中で対策本部のことについて第1回が18時からだというような話がありましたが、これは町の方で作成した災害記録、防災課でやったやつだろうと私は思うんですが、それに基づいて私は聞いてとんで、それとまた現実の答弁が違うっていうのは少しおかしいなと思います。それと最後にマニュアルでは職員についてはいろいろ決めとったんだが、今回はそういうことをやらなかったという答弁がありましたが、このことについてもマニュアルをせっかく作ってあるんだから、常に今回は特に避難指示まで出した状況でありますんで、当然ほういうことまですべき状況だったと私は考えます。それと一番重要なのは災害対策本部の関係ですが、これにつきましては今回避難指示まで町の方で発令をした訳なんで、そんな中で町民が町の指示に従わず、避難をされなかったということは防災対策本部が初期の段階で機能しなかったというようなかたちになっていくと思います。この中身につきましては、いろいろな表面に出てきておる私が指摘したこともほんの一部だろうと思います。今後はいろいろと検討すればその中身についてはいろいろ問題点はあがって来ることだろうというように感じます。今後町としては全力をあげて検討・見直しを行って、有効適切な対策を構築しまして、三連動大地震が発生しても、犠牲者が本当に最小限に留められるようもう少しやっぱり感覚を、意識を変えてあたっていただけたらということをお願いいたしまして、この質問については終りたいと思います。

議 7 番 議 員

長 北山委員

第2点めは町立病院の再生についてをお聞きをします。病院問題の経過としましては、合併前、由岐・日和佐町とも町立病院の協議が進められていました。合併時は病院の建設は由岐病院を優先すると新町計画に記入されました。合併後、合併後は由岐病院はまあまあですが、日和佐病院の経営は依然として悪く、人口8千の小さな町が町立病院を2つも持つ。このような不合理性は十分に認識しながら、それでもそれぞれの思惑にと

らわれて、改革の方向性が定まらないまま時が過ぎていきます。ただなんとかしようとする動きはありました。それは美波町医療体制整備検討委員会、次に総務省の病院改革ガイドラインが出され、病院改革プラン検討委員会、それとそれに連動してコンサルタントによる病院経営の調査、それが終って美波町病院事業経営改革プランが作成され、美波町病院事業改革プランの実施結果の評価委員会の設置と答申があり、今回病院事業のあり方検討委員会が設置されました。しかしこれらの中には有効適切な結果の出たものもありましたが、余りにもなく、結果として時間と経費の空費になった面もあったように思います。現在のあり方検討委員会も現地視察などの段階のようですが、そんな中で県が新たな地域医療再生計画を作成し、あり方検討委員会にも出席して説明し、あり方検討委員会も県の再生計画の中に美波町の病院の統合・再編について載せてもらうことを了承したということですが、県は6月の7日第1回地域医療対策会議において新たな徳島県地域医療再生計画（案）を示して、協議されています。その再生計画の中で由岐病院・日和佐病院の統合が示され、6月16日にはその案が国へ提出されています。あり方検討委員会が今後、何を検討していくのか分かりませんが、県・国ではすでに両病院は統合として進行しております。ただし町民はこのことについて何も知らされていません。また定住自立圏の共生ビジョンにおいても、医療部門で町として何を望み、何を主張し、何を提供するのが重要だと考えますが、そのためにも町の医療体制・病院体制への確立が必須条件です。町長はこれらの問題をどう考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

1としまして、町・県・国はすでに由岐・日和佐、両病院の統合で進行していますが、町民はそのことについて知っているかどうか。2番目としましては、あり方検討委員会は今後、何を検討し、何を答申するのか。3番目としましては、定住自立圏共生ビジョン作成の医療部門において、本町は何を主張し、何を提供するのか。以上3点についてお聞かせを願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

議  
町

長 町長

長 それでは町立病院の再生について、北山議員のご質問にご答弁させていただきます。町立病院のこの中で新たな地域医療再生計画につきましては、先般行われました病院改革の特別委員会でも申上げましたとおりであります。誤解があってはいいけ

ないんですが、その統合再編という言葉ですけれども、統合再編等というのは2つの病院を1つにするということではございません。ここはきっちり押さえていただきたいというか、ご理解をしていただきたいと思います。あの時もお話しをさせていただきましたように、県が今回厚生労働省にあげる再生計画において、美波町の町立病院2病院1診療所がどのようなかたちであれば、この再生計画にのれるかというのを県と協議した結果、統合再編という言葉の意味につきましては、2病院でなければ、なければというかなかったらいいというような意味合いでございます。形としてはひとつの病院と病院でない何かというか、2つとも診療所であるとか、もしくはまた違ったかたちとか、もちろん1つの病院であるのも、ほれも可能です。ということが1つと、もう1つが病床数を1割以上削減する、この2つの点がクリアできれば再生計画に載ることができるといようなお話でした。で今現在、美波町立病院は由岐病院が50床、そして日和佐病院が30床で合わせて80床になります。ただ1割削減ということは8床削減ということで、最低は72床であればこの計画にのれるということでありましたので、私の方といたしましては、この病院問題につきましてはあり方検討委員会を設けて、検討していただいている最中ですので、その検討委員会の意見といいますか、審議をへずに町が勝手にこういうことであげるということとはできないということで、県ともお話しをしていったところ、今いったようなところがクリアできれば大丈夫だといようなことでもございましたので、6月1日のあり方検討委員会で委員さんの皆様にこういう形だったら載れるんだけども、これはどうですかねといようなことで県の方からもご説明、それから私の方からも話をさせていただきました。で話としては繰返しになりますけれども、2病院ではないっていうんがあるのと、それと1割以上の削減ということで、現在入院されている患者さんは約40名、別病院合わせて、ですからその実態に合わせた形でありますと1割以上削減することは可能だろうなということで、委員さん自体はその2つについて特に反対意見といいますか、そういったものもありませんでしたし、私自身も住民の方にそれを問うたときには、それを反対する方はいらしゃらないんだろうなというようにも思っているところもございまして、であり方検討委員会の中でその了承をいただいたことによりまして、その後すぐに特別委員会で議員の皆様にご報告をさせていただいたところで

あります。ですから、その県の方が厚生労働省に出している、いわゆる医療地域医療再生計画につきましては、言葉的には統合再編という言葉でありますけれども、中身はそういうことだと、いうことで認識をしていただいていたいただきたいし、住民の方から問合せがあった場合は議員の皆さんいわくそのようにご説明をしていただけたらというふうに思いますし、町の方からもまたそのようなことで進んでいくというのはまた、住民の方にお知らせをしていきたいというふうに思っております。ですから1番めの町民が知っているのかっていうところにつきましては、住民の方はご存知の方もあればご存知でない方が多数だなというふうに思っております。2点めのあり方検討委員会は今後何を検討するのかっていうことでございますけれども、それはそのかたちというのが今申上げましたように決まっているわけではございませんので、それを今後決めていく役割を担っていただいております。それは最初の諮問のとおりから一緒ですので、変わったっていうことではございません。それから定住自立圏において医療のところ、町はどのようなことを要望なり主張していくのかということにつきましては、もちろん美波町立病院1診療所にありますけれども、南には海部病院がございます。で北には阿南の医師会中央病院、それから共栄病院がございます、阿南市内にあるのはその2つの共栄と中央病院っていうふうになっています。でどの病院も課題であるのは医師不足っていうふうなことがございますが、阿部診療所に医師が突然来れないということに昨年なりましたけれども、その時にお助けいただいたのが阿南医師会中央病院に行きまして、会長にお願いしたところ、今その会長が来ていただいて、というようなことがございます。ですから今回の定住自立圏で医療のところの連携というのは、多いのは医師の派遣等についてお願いをしたりということで、要望それから協議を進めていきたいというふうに思っているところであります。ですからそのもろもろにつきまして、医療ってというのは町に取りまして、町民に対する本当に福祉の基本的なところ、福祉っていったらちょっと語弊がありますけれども、保健医療の基本的なところがありますので、そういったものをきちっとしていくことが町の役割かなというところもございますが、先ほどいいましたように医師不足というのはひとつの町でなかなか難しい問題でもありますので、そこを定住自立圏の中で、阿南市の方と協定をしながら、連携できたらなというふうに思っております。一方

では今回の再生計画にありますように、徳島県立病院の海部病院でも連携していきながらということで、いきたいというふう  
に思っておるところでございますので、以上で答弁とさせていただきます。

議 7 番 議

長 北山議員

1 問目について町長は統合再編っていうのは、2 病院を 1 病院にするということと 1 割削減、病床を 1 割削減するっていうことですよ。

町 7 番 委

長 ひとつにするのではないんですよって先ほど・・・

2 つの病院ではだめなんですよ。病院は 1 つにして、あと診療所にするか、なんかそういう形態はいろいろあるだろうけど、病院は 1 つですよということは決まるとということですよ。病床数は 1 割削減の 70 なんぼ、72 床以内ということ、この 2 つはもう決まるとということですよ。ではないんですか。また後で答弁をしていただけたらと思います。こういう先ほどの町長の答弁からはそういうふうに私は感じたんですが、それと町民は知らないということに対しては、町はこれから知らせていくんだというような、そういう答弁がありましたんで、再度知らせていくんだったら早急、できるだけ早い段階でと思いますんで、まあいつごろ知らせるのか、そこらのところも教えていただけたらありがたいなあと思います。それと 2 点目のあり方検討委員会はその中身のかたち、1 病院になるか 1 病院となんらかの診療所、そういういろんなかたちを決めてもらうというような話がありました。かたちを考えてもらうというような、そのかたちの中には先ほど町長がいわれましたその条件っていうのが 2 病院ではなく、もう 1 病院は 1 病院で、それと病床数は全体で 1 割を削減をされた 72 床以内というようなかたちの中でかたちを考えてもらうと、そう理解していいのかどうか。それと定住自立圏については、医師の派遣を要望、強行に要望していくっていうような、そういうような感じは受取りました。今回の病院のあり方検討委員会のことについて、県の出された新しい医療再生計画とそれと定住自立圏構想、美波町にとっては 2 つのかたちで、病院について対応化していけると、そう美波町にとってはひとつのことだけでなく考えるんでなく両方を利用できるという点では、美波町にとっては少しプラスになっているのかなというようなかたちのように思います。それと先ほどの 2 番目のことについてなんですけど、今後あり方検討委員会が中心で考えていただくようなかたちになるのか、

先日町が県に陳情されたその要望書の中には、県に対して美波町病院事業の医療体制のあり方について助言指導をお願いするんだというようなかたちで、県の方向ありきで進んでいくような感じを受けるんですが、そこらのところあり方検討委員会がちゃんとかたちを決めて、それについて県に要望を再度していくというようなかたちになっていくのか、そこらのところを再度答弁いただけたらと思います。

長 町長

長 それではもう一度ですが、病院というのはですね、2病院はありますよね、2病院あるけどもそれは1病院と、いわゆる1診療所もOKだし、2診療もOKだし、っていうようなことです。ですから1病院になるっていうんではありまないので。そういったように2病院でなければ、統合再編ということで、県の計画にのっていける。県の計画になぜのって行こうとしたのかということは、お金の問題です。今回県の方から厚生労働省に出している地域医療の再生計画は82億出ます。というふうに聞いております。その結果が今年の8月頃に分かってくると、それは47都道府県のコンテスト方式なので、県がそれだけ要望しても、厚労省がいくら認めてくれるかというようなのもございます。この金額が分かれば、今回の美波町の計画にのった事業にも対して、基金であります。それをいくらくれるかというか、いただけるかっていうのが分かると思うんです。そういった財政的に弱い美波町でありますので、資金をいただけるものはいただけるように、いただけたらありがたいということで今回の事業にのっていった訳でございます。ですから先ほどの統合再編につきましては、何回も申しますけれども、誤解ないようにしていただけたらなというふうに思っています。それから知事の方で議員さん共々要望さしていただいたんですけども、一番最初に書いてあります指導・助言は本当にあくまで指導・助言でございまして、県の指導によって私達の町の美波町の病院のあり方が変わるというものでは決してありません。これは自主性をもって美波町が決めることでありまして、いろんな意味での総合的な助言をしていただくというような意味でございます。ですから県は主導で美波町の病院問題のあり方を決められて、でそのとおり町が動かなくちゃいけないとかいうようなことは決してありません。それと後、住民の方にどのようなかたちで、いつ周知をするのかにつきましては、今きっちり決めよう訳ではございませんが、できるだけ早い段階で、

このようなかたちで県の医療再生の計画にのったでありますとか、のって行くようになったとか、そういったところを広報していきたいというふうに思っております。で後、あり方検討委員会で流れがこう、またこう熟度が上がってきますと、その都度といたしますか、上がった時には事前、事前といたしますか、ほの上がった時には町民の方にお知らせするというようなかたちでいきたいなというふうに思っています。

議 7 番 議 長 員

北山議員

町長のいろいろ答弁がありまして、その中でも少しちょっと疑問が湧いてはくるんですが、って言うんをまっ県の事業にのっていったんはお金の問題だというような形の中で、県指導でっていうようなかたちではないんだと、美波町の自主的な考え方であり方を考えていく、それならばできるだけ早くあり方を決定するような、前の特別委員会でもいいましたが、1月の27日に第2回を開催して、この6月1日まで5ヶ月も放置しておるような形でなく、やはり早く自主的・自主性を重んじるのであれば美波町としてのあり方、どういう医療のあり方がいいんかを早く決定して、県の事業があればそれにのって行って、美波町の考えとしてののって行って、それで予算をいただいているというような形に私は持っていくんがベターでないのかなと考えます。今までの流れを見る中では、県の事業を待って、そこらの中身がある程度見えてきた中で、それにのって行くような、なんか言葉では県ありきではないんだというような答弁はするんですが、行き方としてはなんか県ありき、県の中身が出てきてからののって行くんだというような、そういうような感じがいたしますんで、今後、まっ時間がないんで走りますが、できるだけ早く美波町としての医療体制のあり方を早く決定して、地域自立圏について阿南との交渉についても美波町の検討した結果を持って、対応していただけたらと思いますんで、その答弁がありましたら答弁をいただけたらと思います。ないですか。

議 7 番 議 長 員

北山議員

それでは第3点目は農業漁業の振興策について。この件については3月議会においてお聞きしましたが、明確な答弁がいただけなかったので、再度お聞きをいたします。これは議事録にもありますように農林漁業の振興策について、1合併以降この問題で町が取り組み実施してきた事業とその成果を上げていただきたいということと、2番目は今後実施しようとしている事

業を説明していただきたいということなんで、よろしく願い  
いたします。

議 長 産業振興課長  
産業振興課長

お答えいたします。後継者の確保育成には、農業・漁業と他の職業との所得格差、それに関連する生活水準の格差及び所得の安定にあると思います。よって、これを少しでも解決したく次の事業を実施しております。農業にしましては、中山間地域直接支払交付事業、農地・水環境保全向上対策事業、農業者戸別所得補償制度、有害鳥獣駆除奨励交付金、鳥獣被害防止施設導入整備事業補助金、狩猟免許取得補助金、農産漁村活性化推進補助金等を実施しております。

漁業にしましては、増養殖場造成事業、漁場改良保全事業、種苗放流事業、漁業共済事業補助金、農産漁村活性化推進補助金、すじ青海苔の陸上養殖、クエの養殖などを実施しております。

また、産業振興条例の事業として後継者育成奨励金、近代化資金利子補給金、地域産業育成研修奨励金を実施しております。

以上の事業実施による成果ですが、このような成果は、すぐに現れるものでもないし、又目に見えにくいものでありますが、一つの参考として、産業振興条例の後継者育成奨励金の実績を見てみますと、平成 18 年度から 22 年度までの奨励金交付者は、農業者で 1 名、漁業者で 2 名で本年度は、農業者 1 名、漁業者 2 名の申請が提出される予定となっております。

本町の今後の計画の一つとして「一次産業見習従事者募集事業」がありますと 3 月議会で答弁しましたが、事業として検討していく中で解決しなければいけない様々な問題が出されました。まず、受け入れ地域、団体、体制の問題。漁業では、漁業権、指導者、漁船漁具等。また、本当にやる気がある人なのかを、継続してやっていく気がある人なのかを見抜くことも大変難しいことでもあります。先日ある漁業組合長さんと話してる中で、まあ極端な話ですがどこの誰ともわからない人に高額の援助をするより、本当にやる気のある地元の人を継続的に応援するほうが効果的ではないかとの意見が出ました。これに該当する事業として、現在ある産業振興条例の後継者育成奨励金の事業が該当すると思います。現在の奨励金 5 万円を増額し継続して何年間か援助し、本町に残って地場産業に従事する本当にやる気のある後継者を強力に支援すると言ったような方法が

考えられると思っています。いずれにしましても後継者育成というのは、すぐに結果が出るというものではないので、これからも継続して考えて行きたいと思っています。以上です。

議 7 番 議 員

長 北山議員

今いろいろ説明を受けた中で、事業というのはすぐに成果ができるものではないんだというような、そういうような答弁があったように思いますが、すぐには成果が出んとしても、やはりその成果、どういう成果が出ているのか、この事業はどういういい方向に動いているのか、またこの事業は美波町にとって無駄ってというような形の結果になるんか、それをやっぱり常に検証していくべきと私は思います。今課長の答弁では、地元の人と話をしたら、どこの誰か分からない人にするよりも地元の人にと、当然地元の人はそのような考えを持っているのは当然だと思いますが、そこらのところをやはり地元へ行って、今の状況っていうのを十分把握されて、町のやっている施策をどういうことになっているのかというような、そういう検証を当然毎年やって、次の年にはその検証をもとに次の新しい事業に取り組んでいく。こういう流れでなければやはり一步も二歩もこう前へは進んでいかないように感じます。一次産業従事者の減につきましても、いろいろ問題があるというような答弁がありましたが、そのことについても年々検証して、地元の人と話合っていた中で、いろいろクリアできていくこともでてくると私は感じますので、どうぞ毎年事業については常に事業が終わってしまわなくても検証を常に検証をしていかなければならないと私は感じるんですが、課長はどうですか。

議 産業振興課長

長 産業振興課長

北山さんのおっしゃることは当然だと思いますが、なかなか言って検証といいましても、ほんまにこの事業でこれができたのかといよになかなか事業の効果っていうんですか、それがすぐに分かるやつはいいんですけども、目に見えて分かるやつだったらいいんですけども、なかなか見えない部分もございます。できるだけほういう地元の人と話をして、どういう効果があったのかどうか、そこらも検証してまいりたいと思っています。

議 7 番 議 員

長 北山議員

なかなか成果が検証しても成果が分からないというような答弁ですが、やはりその分からなくてもここからここまでを検証して、これでこういうことが分からなかったということが問

題点として浮かび上がったら、これを分かるような方向にするにはどうしたらいいんだというような、また次の考えが出てくると思いますんで、常にやっぱり検証っていうことをやっていただきたいと思います。そのためにも計画をたてて、検証するこう計画をたてていただきたいと思うんですが、そこらの検討はしていただけるのかどうか、再度答弁をお願いいたします。

議 長  
産業振興課長

産業振興課長  
検証の計画をたてるのかどうかということなんですが、きちりした計画ではなしに、年に1回ぐらい1回とか2回ぐらいって検証したいとは思っております。

議 長  
7 番 議員

北山議員  
最後質問ではないんですが、ぐらいというようなそういう生ぬるい感覚でなしに、本当にちゃんと今一次産業の方は大変厳しい状況にありますんで、どうぞ真剣に検証をして、その結果を一次産業の方にどんどん報告をするなり、周知をするなりしていただけたらと思いますんで、お願いをいたしまして、私の質問は終了します。

議 長

以上で北山議員の一般質問は終了しました。  
以上で通告者の一般質問は終了しました。これにて一般質問を終ります。  
以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて参会さいます。ご苦労様でした。

(時に 15時10分)

6月27日(月)

(時に 9時00分)

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、休会前に引続き本日の会議を開きます。ただ今から議案審議を行います。

日程第1報告第2号から日程第4報告第7号までの議会の委任による専決処分の報告について、計4件を一括議題とします。ご異議ございませんか。

(異議ない)

「異議なし」と認めます。

報告第2号から第5号まで、4件を一括議題とします。当局の説明を求めます。

鈴木建設課長

建設課長 (報告第2号から報告第5号までの説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

山本議員

14番議長 この専決4・5号で、総額765万なんぼで、追加となると思いますが、これについては追加工事、追加金額というのは落札率に応じた金額となると聞とうけんどうそのようになっとんですか。

議長 建設課長

建設課長 当初の請負率にこれに連動する変更契約となっておりまして、以上でございます。

議長 永本議員

5番議長 専決3号をお願いいたします。立派な舗装工事ができとんですが、なんか有効活用ができないのか。例えばしゃくなげとかつつじ、つつじは自然にはえとうようですが、椿とかアジサイとかそういうようなものを植えて、ピクニック公園とゆうような、かたちにでも利用しないともったいないんでないかなあ。思っております。どうですか。

議長 建設課長

建設課長 ありがとうございます。いろいろ有効活用をしていただくよう、今後も取組んでまいりたいと思います。とりあえずは県の方で間伐材を搬出するというので、秋ぐらいから予定してございます。

議長 他にございませんか。向山議員。

8番議長 以前に説明があって私が聞き漏らしとんかも分かりませんが、専決第2号で1月19日付けで専決になっておるん

ですが、専決処分の報告は直近の議会でするべきと思うんですが、どういう状況ですか。

議 長  
建設課長  
議 長

建設課長

おっしゃるとおりでございます。3月議会で報告すべきところでしたが遅くなりました。

他にございませんか。これで質疑を終ります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、専決第2号 美波町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について。専決第3号 玉厨子伊儀谷線舗装工事変更請負契約の締結について。専決第4号 志和岐地区漁業集落排水事業終末処理場新設工事変更請負契約の締結について。専決第5号 志和岐地区漁業集落排水事業終末処理場新設工事変更請負契約の締結について。計4件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

報告第2号から5号まで計4件は、原案のとおり承認されました。

日程第5報告第6号 日程第6 報告第7号の繰越計算書についての2件を一括議題とします。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

報告第6号・第7号 2件を一括議題とします。当局の説明を求めます。

総務課長

議 長  
総務企画課長

(報告第6号 報告第7号の説明をする)

説明が終了しました。質疑を行います。

向山議員

8 番 議 員

専決処分報告ということで、いまさら議会でうんぬんゆう話でないんですけれども、ぽっぽマリンについては平成確か7年に竣工したんですかね。8年に。十数年しか経ってないのに基礎部分が腐食しておるということについてはですね、なんか設計

ミスなのか施工ミスなのかそのあたりは把握されておるのでしょうか。この説明で質問で内容でおかしければ取り下げますけれども。以上です。

議 長  
地域振興室長

小坂地域振興室長

お答えします。設計ミス・施工ミスというお問合せでございますが、正直なところ非常に難しゅうございまして、何人かの方には意見を聞いたんですけれども、断定はなかなか難しいと当然断定ができない以上はそれから先に進めない状況になりまして、現地点では結論といえるものにいたってないというのが実情です。

8 番 議 員  
議 長  
5 番 議 員

分かりました。

永本議員

報告第6号の方の9番の消防費なんです、以前はそういうことだつて繰越といういことなんですかが場所が日和佐高校跡地ということですが、これについては今般のような大きな大災害・大津波ということになると、はたして適当かと考えられる訳でありまして、このまえちょっと測って見たんですが厄除け橋の手すり、欄干の手すりの点のところ7メートルというところですから仮に10メートルの津波が来るとすれば、あれからまだ3メートル上へ行くという、そういうことになるとあそこの跡地がどういうふうにして利用できるのかちょっと難しいんじゃないかと思うんで、根本的に見直すか、予算が執行されとうる中で見直すというのはなかなか難しいとは思いますが、できれば堤防辺りまで少なくとも埋立てをした上で、防災基地なら防災基地、ヘリポートならヘリポートを考えていただくようしないとですね、今のままでは・・・地獄の1丁目じゃないかと、町長の見解をお聞きしたいと思います。

議 長  
町 長

町長

今のご質問の件ですけれども、先の3月の時にもご審議をいただいたところでありますが、今回の日和佐高校の跡地と申しますか、日和佐高校を解体することにつきましては、県からの譲渡の時の契約に基づきまして解体をするということになっておりますので、そのことにつきましては財源ができましたのでというような説明をさせていただいたところでありまして、今永本議員の方からご指摘のありましたように、3月11日の東日本の大震災を受けて、あの場所が本当に災害、特に津波に大丈夫なのかというようなことにつきまして私自身もそのような、本当に大丈夫なのかというような危惧はしております。今回の

この繰越につきましては、建物を解体するという費用がほとんどございまして、後面整備を行ったところにヘリポートをということになっております。でヘリポートをする場合に今ご提言のありましたかさ上げをして、ある程度の例えば 10 メーターぐらいの津波が来ても浸からないところにとこのようなことなんですけれども、この日和佐高校の跡地のことにつきまして、周辺の西町・本町ほいて天神町の町政懇談会もさせていただきましてけれども、その中であすこ自体が大雨の時の湧水地的なことをかねているということで、すぐさまかさ上げをすることについて周辺の方が同意をいただけるというような状況ではないのかなというふうに思っております。今議員のご指摘のありましたことにつきましては、今後事業を執行していく上で、十分検討させていただきまして、執行をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたしたいと思います。

議 1 2 番 議 員

長 新開議員

一般会計明許繰越費の災害復旧費でございます。この件についてただ今説明を受けましたが、土の確保ができなかったためというご意見もございました。11ヶ所のうちまだ4ヶ所分が残っておりということで、繰越されておるようでございますが特に災害復旧というのは今日みたいに大雨とか注意報・警報が出とう時に、また二次災害的な起こる可能性がございますので、こういう災害を受けた事業についてはできるだけ早く二次災害が起きないように対応してほしいと、明許繰越するでなしにできるだけややく対応して欲しいと思っております。以上です。

議 建 設 課

長 建設課長

おっしゃるとおり、なるべく迅速にですね、事業の完成をめざしていくところでございます。今後ともそのようなところがでてまいります。

議 9 番 議 員

長 岩瀬議員

すいません第7号のほうなんですけど、ぼっぼマリンのところなんですけど、多分土台が腐ったということあるんですけども、これは改修やゆうときに設計のほの改修の設計出していたいで見積もりなんかもしていただいたんと思うんですけど、その時には分からなかったのかということと、これ14年しか経ってないぼっぼマリんで、私前に1辺由岐に行った時に確認したこともあるんですけどどれも、これ外壁補修か修繕かかなり大きなやっとなんかと思うんです。これたった14年で2回もせな

いかんやというようなことがやね、あっていいのかと思うんですよ。

議長 地域振興室長

地域振興室長

お答えいたします。まず設計の段階で分からなかったのかということについてなんですが、議員も現地をご覧になってお気づきだったと思うんですが、・・・等で局部的に腐っているということについては、当然設計前から把握できておりましたのでそれは当初の設計の中に実はある程度もりこんでおりました。ところが先ほど事故繰越の方で説明があったような部分につきましては外壁をめぐってはじめてその局部的な部分と局部的な部分のあいだでも腐食が進んでいるということがありましたので、これにつきましては設計の当初の段階では把握できずに発注し、工事がある程度進んだ外壁がまくった段階でやもえず対応しなければならなくなったということでご理解いただきたいなと思います。それと2点めの以前にも大規模な補修をしたってないかということなんですが、おそらく議員がおっしゃりよんは支所側の階段を上ったベランダになっとうような部分、あそこの手すりが先に腐食して、それにともないましてその手すりの柱が入った部分をまくってやりかえたっていう部分がありましたので、おそらくその部分をおっしゃっているのではないかと、その部分につきましてはそれなり広い範囲を対応したような工事ではあったんですけども、今回のような前面を対応するような、することではございませんでしたので、さほど大きな物ではなかったということでご確認いただきたいと思います。

議長 長 他にございませんか。岩瀬議員

9 番 議員

いつも思うんですけども、いわゆる補修せな、改修をせないかん時にはちゃんと検査をしていただいて、どこが悪いかなにかをちゃんと把握した中で金額を出していただき、ほやってしていただかないかん。めぐってとか安易なそういうだけのやつだったら何のためにこれ設計士とか誰かを呼んで、わざわざお金も払ってしていった意味は私はあんまり二重にかかるようなやりかたしていいのかと思うんですよ。はっきいわしてもろたら素人が見たんと一緒のような感覚でやね、設計とかほういうものの金額が42,000千円も全体でかかるとるわけでしょ。こういう大きな金額いうんはほない簡単に皆さんが負担するんであれば金額的にすごい金額を出すということなんですよこれ。ほんなかで土台が腐ったやいうようなことが分からん

というような設計を払うんにも私はおいしいような感じがするんですよ。多分手間も二重にかかっていって、していただいた価値がないような気がするんですよ。

議 長 地域振興室長  
地域振興室長

地域振興室長 議員ご指摘のとおり心情的にはまったくの同感でございます。ただ現実に既存構造物・工作物などの補修とか行う際にですね、どうしても目に見えない部分、そこまでを推測すること設計士の人に求めていないというのが実はございまして、これ過去にも若干事情は違うんですけれども、やはりまわってみて初めて分かったと。そういったことについてこれは設計士自身の怠慢でないか、あるいは力不足でないかってことで実は旧町時代にそういうやりとりをしたことがあるんですけれども、多少の判決例とかそういったことの相談かけた方がしていただいて、そこまではいえないんだということで、しづしづ了解した経緯がございました。これとほとんど同じようなケースでございます。そういう点で心情的にはまったく同感なんですけれども、ご了解いただきたいと思います。

議 長

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、報告第6号 平成22年度美波町一般会計繰越明許費繰越計算書について。報告第7号 平成22年度美波町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。よって、報告第6号・報告第7号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 専決第6号から日程第9 専決第8号まで計3件を一括議題といたします。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。当局の説明を求めます。

総務課長

議 長 総務企画課長  
議 長

(専決第6号から第8までの説明をする)

原保健福祉課長

保健福祉課長 (専決第6号・7号の説明をする)  
議 長 総務課長

総務企画課長 (専決第8号の説明をする)  
議 長 説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。  
丸龍議員

6番議員 このコミュニティホールの管理についてなんですが、  
今総務課長から説明がありましたとおり、もう少し料金等の見  
直した町民・町民外の人利用しやすい方法っていうの、な  
んかないですかね。料金が高いというお話しも聞くんですが。  
議 長 総務課長

総務企画課長 コミュニティホールにつきましては町外の方ももちろん使っ  
ておられまして、この7月の日曜日でしたかね、第1日曜です  
ね、大学の方で使われるということも聞いております。それで  
料金設定につきましては、受益者が負担するといいますか使用  
者が負担していただくっていう観点から冷房等、電気代等が非  
常にかかりますんでその分やはり割高ということになってお  
りますけれども、他の面で使い勝手の良いといいますか、たく  
さんの人に使っていただけるような利用策っていうのはまた  
考えさせていただいたらと思っております。以上です。  
議 長 他に質疑ございませんか。  
山本議員

14番議員 専決第6号の改正案と現行案の50万円とする現行案はだ  
いたい該当者は何世帯ぐらいあるのと、下は何名ぐらいあるか  
お聞きします。  
議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 ただいま23年度の税の本算定中でございますので、昨  
年のんで比較しますと、基礎以下という部分で8世帯ぐら後期高  
齢者支援金の分で13世帯、介護支援金の分で6世帯ぐらにな  
るかと思っております。  
議 長 他に質疑ございませんか。  
岩瀬議員

9番議員 この専決第7号の中で3万円上限で加算できるというやつ  
は、どういう理由で36条いうのをちょっと説明していただ  
けませんか。  
議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 3万円の上限については、医療機関が産科医療制度って  
いうところに加わっている機関で、産科医療制度っていいま  
すのは、出産の時にお子さんに何か障害とかそういうなった場合の

議

補償とかがきちっとできるっていう制度でございます。  
他にございませんか。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、専決第6号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。専決第7号 美波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。専決第8号 美波町コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

専決第6号・7号・8号は、原案のとおり承認されました。

日程第10 専決第9号 平成22年度美波町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。当局の説明を求めます。

磯野総務課長

議 総務企画課長

(専決第9号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

影山議員

議 3番議員

3点ほどお願いします。まず1点めは21ページのすじ青海苔の件でございます。今年の2月の徳島新聞あたりでも、いわゆる日和佐青海苔の販路の拡大の記事がのったことを思い出しました。現在のその後の状況についてお伺いします。売上げ・販売箇所・出荷量はどのような状況にあるのか。また今後の見通し等についてお願いしたいと思います。それから23ページの雑入ということで、23ページの項目でございます。金額が少ないのがちょっと疑問点もありますのでお願いします。24の潮吹き展望台公衆便所電気料が135千円それにまた日和佐小学校の電気料4千円とあります。太陽光のことでしょうか。電力会社に売った金額のことでしょうか。お聞きしたいと思います。それからもう1点が35ページに教育費、日和佐小学校家屋調査委託料とあるのですが、その内容についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議 総務企画課長

総務課長

ただ今のご質問の中のすじ青海苔の件でご説明させていた

だきます。すじ青海苔の開発事業でございますけれども、現在WDB環境バイオ研究所と一緒に研究と販路開拓を行っているところでございますけれども、販路の開拓についてでございますけれども、現在業務用の販売といたしましては、町内で3業者、町外で6業者、計9業者の出荷先を設けております。それから小売でございますけれども、町内では12業者、町外で9業者、計21業者の販売先を設けております。合計で30となっておりますけれども、業務用販売では約80万円、小売では約50万円の売上げとなっております、合計では先ほどの予算書のとおり1,365千円、年間でそれだけの販売収入をえております。それから現在のところ生産につきましては、一番収穫量が多い時期の9月から12月ぐらいにかけての生産のみとなっております、できるだけコストを抑えて、まず販路開拓ということで現在販路の開拓を進めております。ですから年間昨年では130キロの収穫をあげております。それで今後の取り組みといたしますか、方針でございますけれども、この事業につきましての将来展望といたしましては、民間サイドですからWDBサイド等への経営の移行っていくのを念頭においておるところでございますけれども、このことにつきましてはWDBのバイオ研究所と今後協議を行って、できるだけそういった方向で承諾していただけたらということで進めております。それでそのこともありまして、販路開拓っていくことが必要かと協議の中で必要になってくるのかなあということで、平成23年度につきましては引続いて販路開拓をしまして、付加価値を高めた商品と言うことでギフト用の青海苔の詰め合わせセットも販売することといたしております。ですからそういった販路開拓も含めた町の努力によって経営自体をWDBに移行できればと思っております。以上でございます。

議 長 地域振興室長  
地域振興室長

地域振興室長

私の方から23ページ潮吹き展望台の公衆便所の発電料金、議員ご指摘のとおり売電の金額でございます、公衆便所に設置してある太陽光パネルで発電して、それを四国電力に売った金額がここに計上されています。

議 長 教育課長  
学校教育課長

教育課長

私の方からも23ページの日和佐小学校の発電料でございますが、これも議員ご指摘のとおり地域振興室長と申上げたと同じ答弁になりますが、太陽光発電の電力の販売の金額でございます。それから35ページの家屋調査の件でございますが、こ

の調査につきましては、日和佐小学校改築前に事前調査というのを行っておりますが、事前調査に対しての事後調査の委託契約の金額でございます。事後調査につきましては、事前調査を行った 20 物件に対して事後調査を行いますかというふうな申入れをしまして、その内物件数で 7 物件につきまして事故調査をおこなってくださいということをご回答いただいて、それを受けまして町が 9 業者による入札により、事後調査を行ったわけでございます。内容につきましてはこの間の文教厚生委員会でも少しお話したとおりでございます。以上でございます。

議 員  
3 番 議 員

長 影山議員

日和佐青海苔については、町の方は予想通りというようなことでございますか、また順当に伸びていきよる状況とされているのか。今後は委託するというような方向を持っておるようなので、順当に伸びていった場合にも委託をするのか、あんまりもうけすぎたら町が運営してもええなと思うぐらいなかなか事業っていうのは町営ちゅうのはなかなか難しいことかとも考えますが、そのあたりお聞きしたいと思います。それから後、発電料について潮吹きのところはかなりの額があって、日和佐小学校にあれほどの設備して 4 千円っていうその差があるのがちょっと不思議なんで、そのあたりの説明をお願いします。

議 町

長 町長

まずすじ青海苔の件ですけれども、すじ青海苔につきましては試験的にやるということで、数年前から始めまして、生産量につきましてはだんだんと増えてきておりまして、今総務課長が前段ご説明いたしましたように始めて 100 万円を超えたところであります。ですが、そのコストといたしましてはどうしても菌の培養とかそういったところで特別な技術力というのがいりまして、その分につきまして現在も W D B さんの方へその技術料をお支払しているというようなことがございます。ですからこれがペイができて、そしてまた雇用につながるというようなところまでいくにはなかなか大変なところがあるかなというようなことで、一昨年から W D B さんの方と協議をいたしまして、来年度から W D B さんの方でいわゆるすじ青海苔のまた研究もそうですけれども、販売それから業務全体を委託・譲渡といいますか、そういったかたちでいわゆる民間活力によってやっていこうということで、今協議をいたしておるところであります。町で直営でやらさしていただきまして、今現在はこ

のすじ青海苔がこないだもケーブルテレビのたまたま金曜日という番組がございますが、その中でもありましたように徳島そごうさんの方とかで、いわゆる夏のお中元の品物として今も販売ということで展示もいたしております。展示販売といえます。そういったところでずいぶん販路の開拓でありますとか、というのはできてきたのかなと思いますけれども、やはり作る量でありますとか、それから業務また小売の量にいたしましても、今の水槽だけではなかなか難しいところがあるのかなというふうに思っておりますので、以前に議員の皆さんからもご提言ございましたように、いつまでも町がやるのではなく、今後のことについては民間活力というようなことで、そういったすじといたしますか方向で進めているところでありますので、まだきっちりと契約が出来たわけではございませんが、そのことにつきましましては議会のほうに報告が出来る時期が来るのかなというふうに思っております。

議 長 地域振興室長  
地 域 振 興 室 長

潮吹き展望台の公衆便所のなんですが、設置年度が古いものですから現在何キロワットという数字がちょっと頭の中にないんですけれども、通常の民間の家なんかソーラーパネルが設置しました分が余剰電力の販売ってよくいうと思うんですが、家で使うんは使って、余った分を四国電力に売るとそういうかたちになると思うんですが、ここにつきましましてはモデル事業のようなかたちで設置した関係上、基本的に発電したものの全て売るというようなことで、相殺されてない純粋な収入だけでとそういうふうなことであったと記憶しております。

議 長 教育課長  
学 校 教 育 課 長

先ほどの答弁で少し答弁足りなかったところがございますが、発電につきましましては日和佐小学校の太陽パネルにつきましましてはその発電量で外灯に使っております。その外灯に使って余った分を販売いたしておりますので、この金額ということになっておると思っています。ちなみに発電量につきましましては8キロワットということで、そんなに大きくはないのかなというふうには思っております。以上です。

議 長 寺下議員  
1 1 番 議 員

私の方からは3点お伺いしたいのですが、16ページの土木使用料の住宅使用料、日和佐の公営住宅が3,460千円の減、由岐若者住宅住宅使用料が960千円の減となっておりますが、これは予算の見込みが大きかったということなのか、空き室が多い

というこかどうかをお伺いしたいのと、その下の滞納繰越分、金額が上がっているんですが由岐の住宅使用料っていうのは滞納がなかったというか少なかったと思うんですけども、これは増えてきているのでしょうか。住宅に関して今滞納額というのはトータルでどのくらいあるのか、関連になるかもしれませんがお願いします。それと 21 ページの財産貸付収入、この土地・建物貸付料というのは、どういうものに該当するのかお伺いしたいと思います。最後に 23 ページの雑入の中の 96 損害補てん金というのはなんなのかお伺いいたします。

議 長  
住 民 生 活 課 長

住 民 生 活 課 長

住宅使用料のことについてお答えいたします。日和佐公営使用料が 3,430 千円減と若者のところが 960 千円の減なんですけど、日和佐公営住宅は今ちょっと満室にはなっておりません。76% ぐらいの入居率でして、それで満室として一応お金というか住宅使用料をやっておりましたが、それともう一つは住宅使用料に家賃が今現在入っておられる方、櫛ヶ谷とかは低廉でございまして、最低の額になっておりますので、それで減が出ております。それと若者住宅は 1 年間 1 世帯が申し込みというか公募をかけたんですが、入る方がなくて 1 年分のこの 960 千円ぶんが減となっております。それと滞納の方の件なんですけども、滞納は一応予算としては 10,000 千円としてあげておりました。それで徴収できた分を実績といいますか、それであげましたのでこのような額となっております。現在滞納額ですよ、今までの分でしょうか。今ちょっと資料を持っておりませんので、ちょっと調べますので後からご報告をさせていただきますと思います。

議 長  
総 務 企 画 課 長

総 務 課 長

財産貸付収入でございまして、この分につきましては町で所有しております土地ですね、そういった貸付にかかる収入でございまして、職員駐車場とかそういった一般の方にも土地をお貸ししているところもございまして、ちょっと内訳は持ってございませぬので説明できませんが、そういった収入となっております。そうれから雑入の 96 番の損害補てん金の件でございませぬでしょうか。この分につきましては、昨年生活支援ハウスの徴収金に徴収できてなかった分の補てんの、職員からの補てんのお金となっております。以上です。

議 長

他にございませぬか。

向山議員

8 番 議 員

私からは 2 点ほどお伺いしたいと思います。36・37 ページの方で諸支出金で財政調整基金費の 4 億円積んで、当初から合わせますと 8 億円。細かななり余裕のある財政のように思います。これだけ積めるようになった原因、大きな原因はなんだろうかということと、今ですね美波町課題の病院建設、これいま今年ですね先ほど今月ですか県が出した医療再生計画に採択・・いかれているように美波町も出したわけなんです、この要綱を見ても採択されてもですね、1/2 以上については町の負担があるということだったと思います。財政調整基金に 4 億円積んでおるんですけども、病院の建設の方にいくらか積むような考えはなかったのかということと、当初からあわせると約 10 億円の基金を積んでおることになります。後から出てきますけれども 6 月補正でも 22 年度からの繰越金額が 1 億とかあるようになっておるようですね、町の財政・総予算 60 億あるなかで、これをあわせると 15% ほどの額になると思うんですが、それだけの余裕があるのが好ましいんでしょうけども、はたしてほれだけの額が出るような町財政の運営は適正なんかどうか。そのあたり町長のご意見をお伺いしたいと思います。

議 町

長 町長

ただ今の向山議員さんのご質問ですけれども、財政調整基金がすごく大きくなっている理由というようなことでございますが、まず前段申上げておきますのは、町の財政というのはそんなに裕福ではございません。特に地方交付税という歳入に占める額ってというのが約半分ということで、国の流れに大きく左右されるというようなことがございます。そんな中で今後私共が抱えております大きな事業がございます。もちろん病院事業もそうでありますし、先般いろいろご審議いただきました防災関係についても沢山の経費がいるというようなことで認識をいたしております。そういった中で事業につきましては選択集中ということでやっておりますが、そういった中で経費につきましてはできるだけ抑えまして、今後の財政需要に備えていくというような基本方針でやっております。今回の財政調整基金にこのように多額のというようなことではございますけれども、大きな原因といたしましては、国の臨時交付金制度ってというのが数字に亘って出されました。それは自民党政権の終わりの頃から民主党政権にかけてでございますけれども、そういったことで沢山の国方から臨時の交付金をいただ

きまして、通常一般財源とか起債を用いてする分をそのお金でできたということで、その金額が 10 億前後ございます。そういったことでそのお金を使えたということで、このいわゆる財政調整基金の積立額トータルで 8 億数千万になりますけれども、その分が余裕が出てきたということでもあります。2 点めの病院のいわゆる基金に積むような考えはなかったのかということについてでありますけれども、昨年 12 月議会に議員のご理解を得まして基金に 1 億円積まさせていただきましたところでもあります。で病院の事業につきましては今後近々の課題ということで、建替え等も含めて大きなお金がいつてくるのかなというふうなところがございますので、基金には計画的に積まさせていただこうというふうに思っておりますけれども、平成 22 年度につきましては先ほど申し上げましたように、12 月議会で 1 億円積まさせていただきました、トータルで 5 億数千万というような額になっております。23 年度も財政状況を見ながらまた病院事業に積まさせていただきましたこうと思っておりますけれども、この財政調整基金につきましては、議員もご存知のように病院をする場合でも取崩すというのは可能な基金でございますので、財政運営の円滑化ということで、財政調整基金に積まさせていただきましたというふうなことでございます。以上で答弁とさせていただきます。

議 長 他にございませんか。

5 番 議 員 永本議員

消防費のことで、町長と議長にお願いをしておきます。海部消防の本部ですね。本町の 2 カ所ですか、海陽町に 1 ケ所、那賀町を分を退けた分、全部低いところにありますはね、議会に出たときにですね、この話をさせていただきたいと思えます。こないだ一般質問に出たか出なかったかちょっと忘れたんですが、全町の消防団詰め所ですね、赤松・山河内を退けたほか全部水没する可能性がある、消防車は出てこん救急車は出てこん、町長が公約されおります安全・安心のまちづくりというんに正反対でないかと思えます。よろしく願いいたします。

議 長 町長

今海部消防の件と我が町の消防団の詰所の件でございますが、おっしゃるとおりでございます。3 月 11 日の東日本の震災が未曾有の災害でもありましたし、想定外の当時でいう想定外の大きさということもございまして、現在のそれぞれの海部郡にあります海部消防の施設というのも今のよう状況で

ないときに詰所でありますとか、消防の諸所の場所を決めて建設をしておりますので、今後どのようにしていくかというのは海部消防であります一部事務組合のほうと消防団につきましては私どもの美波町の施設でございますので、もちろん検討をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長  
2 番 議 員

江本議員

2点ほどちょっとお伺いします。1点目に付きましては30ページの鳥獣被害防止施設導入整備事業補助金っていうことで、48万円の減額になっておられます。これ地域によっていろいろあると思いますが、「鹿・猿・猪」っていう鳥獣に大変被害をこうむるとるという現状の中で、各地区から要望がなかったのか、こういうふうな減額が出てくるという、追加があっただけしかるべきとおったんですが、これ現状はどういうふうなところがあるのか。もう1つ34ページの住宅耐震化促進事業につきましても550万円の減額というところがでておりますけど、約これ半額以上の減額ということで、これ当初どの程度の計画があったのか、計画どおりに行けばかなりの住宅の耐震また補強ができておるといふうに感じられますが、これは当初計画よりどういうふうなところが問題があったのかっていうこと、分かっておれば教えていただきたいと思っております。

議 長  
産 業 振 興 課 長

産業振興課長

鳥獣被害防止施設整備事業、補助金の減額のところでございますが、これは県単の補助事業でいわゆる県の補助が事業費の3/10、30%。それから町がその上に10%乗せて、個人というか受益者の方が6割いるということになっていきますので、そこから受益者の方の6割っていうんが負担が多いかなんかで要望がなかったということで落とささせていただきました。

議 長  
消 防 防 災 課 長

消防防災課長

私の方からは木造住宅耐震化促進事業のご質問についてお答えいたします。ちょっと数字的なこと用意してなかったんですけど、実は木造住宅耐震改修費補助金というのは県のほうももちろん南海・東南海地震に備えまして、県費・国費をつけて一般の方のお家を耐震化するというのをしておりますが、耐震の検査は多分43件ぐらい、耐震3千円個人負担でできる分は確か43件ぐらいあったと思うんですけど、実際それをしたらほとんどの家が耐震の数字的には悪いんが出ます。そして実際それを改修工事をしようしますと、補助金にしたら例えば90万の上限の60万円まで補助があるんですけど、それ以上に

実際 200 万かかったり 250 万円かかったりするような数字が出てきて、実際こういう補助金がありましても実際耐震改修して数字が悪いんがでても、例えば一人暮らしのお年寄りだけとか、もう跡継ぎがないとかいうところだったらですね、実際補助金があってもそこまで自己負担を出してするっていう人が少なく、県の方は目標を町も例えば 10 件上げてくれとか、ほの耐震工事のほうですね今数字を覚えてないんで、10 件たしか去年 10 件上げてくれとかいうんがあるんですけど、実際工事まで行く人が少ないと、少なかったということで、こういう額の減額が出ております。ちょっと数字の方は今ちょっと覚えておりません。以上です。

議 2 番 議長

長 江本議員

今の状況っていうのは鳥獣に対することを中にもいれると思うんです。やっぱり生産力が少ないところに、やっぱりお金を負担してくれっていうところは大変厳しいようなところがあると思うんで、できるだけ事業が円滑に行えるような指導っていうことをのちのちまた考えていただきたいと思います。また耐震化におきましても東日本であれだけ大きな地震が起こり、かなりの被害を受けておるという現状であるので、やはり個々の負担金、そういうふうな住宅に住まざるを得ないっていう状況も十分に分かりますので、できるだけ行政の方も手助けできるようななんか手立てをできたらお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議 1 4 番 議長

長 他にございませんか。

山本議員

今の江本議員に関連して木造住宅耐震工事の、江本議員もおっしゃるように毎年合併当時から改修補助金というのは美波町独自に取り組んでおった分と思います。ほれからやっぱり条件緩和とかもう少し見直して、他の自治体も取り組んでおりますリフォーム事業に取り組むとか、いろいろ研究していただいたらと思います。以上です。

議 住 民 生 活 課 長

長 住民生活課長

残りの分について分かる限りお話ししたいと思います。今のところ日和佐公営住宅の使用料として 22 年度に残っておりますのは 2,831,900 円。それと改良住宅が 39,600 円、更新住宅が 2,310 千円、由岐の公営住宅が 25 千円。若者住宅の方は今のところ入っておりますのでゼロになっております。由岐地区なんですけれども、今公営住宅のほうで 1 世帯滞納が続いてお

ります。若者住宅は年度末に1月分ぐらい入らなかった分がまだ残っておりますが、またじきに入ってくると思います。以上でございます。

議

長 これですべてを終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、専決第9号 平成22年度美波町一般会計補正予算(第7号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに 異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

専決第9号は、原案のとおり承認されました。

小休します

(時に11時00分)

小休中

(時に11時15分)

議

長 休憩前に引き続き、再開します。

日程第11 専決第10号 平成22年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長

保健福祉課長

(専決第10号の説明をする)

議

長 説明が終わりました。質問を行います。ございませんか。

これで質問を終わります。これから討論を行います。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、専決第10号 平成22年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

専決第10号は、原案のとおり承認されました。

日程第12 専決第11号 平成22年度美波町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

保健福祉課長  
議

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

(専決第 11 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。  
これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論は、  
ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、専決第 11 号 平成 22 年度美波町老人保健事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議  
ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

専決第 11 号は原案のとおり承認されました。

建設課長  
議

日程第 13 専決第 12 号 平成 22 年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長。

(専決第 12 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います、ありませんか。これ  
で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、専決第 12 号 平成 22 年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議  
ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

専決第 12 号は、原案のとおり承認されました。

建設課長

日程第 14 専決第 13 号 平成 22 年度 美波町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長。

(専決第 13 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います、ありませんか。

永本議員

5 番 議 員 下水道普及率がどのくらいあるかお聞きしたいと思います。  
それと将来公共下水道・合併浄化槽、本当にどのくらいの割合  
を目標に掲げておるかお願いします。

議 長 建設課長

建設 課 長 まず下水道の延長についてお答えいたします。23年の3月  
31日現在で下水道の供用可能延長が12,286メートルとなって  
ございます。面積が37ヘクタールでございます。その内接続  
件数申上げますと、これ人口1,200人に対しまして今日可能  
1,200人可能人口に対しまして、接続が現在812人でございま  
す。供用可能の接続世帯が544世帯に対しまして接続件数が  
350世帯でございます。現在の水洗化率・接続率が人口で申上  
げますと67.7%になってございます。それと下水道と合併浄化  
槽の割合というようなことでございますか。

5 番 議 員 将来の

建設 課 長 将来的なことでございますか。数字的に今は詳細には申上げ  
ることは、資料がもっていませんのでできませんが、そうす  
ね、合併浄化槽が美波町につきましては多くなると思います。  
かなり点在しているところもございまして、合併浄化槽の方が  
多いのではないかということは考えております。資料につきま  
してはまた後ほどでも。

議 長 他にございせんか。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

これから、専決第13号 平成22年度美波町公共下水道事業  
特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議  
ございませんか。

( 異議なし )

「異議なし」と認めます。

議案第13号は、原案のとおり承認されました。

日程第15 専決第14号 平成22年度美波町国民健康保険  
阿部診療所特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。住民室長

住 民 室 長 (専決第14号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います、ありませんか。  
北山議員

7 番 議 員 今の説明で医療賃金が減額になったのは当初 4 名を見込んでおいた医師を 3 名ということになって、診療日数が減ったというような説明だったと思うんですが、診療日数はどのくらい減ったのか教えてもらいたいのと、今後の見通しっていうと今後も 3 人でずっと今後推移するのかどうか。それと医薬材料費の減額についてはかかっておる患者の方が減っていたのか、そこのところをどう分析しているのかお聞かせ願いたいと思います。

議 長 住民室長

住 民 室 長 それでは北山議員さんの先ほどのご質問に対してお答えいたします。医師賃金ですが当初 4 名ということは皆さんよくご存知のとおり阿部診療所に対しては平成 20 年度におきまして濱田医師が退職したことによりまして平成 21 年度からは徳島県、それから徳島県医師会・阿南医師会等のご支援をいただきながらの運営でございます。そんな中ですね火曜日・水曜日・木曜日の 3 回の診療となっておりますが、支援をいただけるならできるだけ多く診療したいと思いから当初見込みを 4 名としていたことからなっております。それで 3 名となったのは今現在は県医師会から 1 名と徳島県から 1 名、それと阿南医師会から 1 名の先生がお越しいただいております。それで診療日数ですが、本来月 2 名の医師については毎週診療ということで、1 年間で 48 週ということになるんですが、それぞれが 35 日であったり 42 日だったりというふうなことで減額になっている部分と、後徳島県から来ていただいている先生については第 1 と第 3 水曜日の月 2 回となっておりますので、その分についても 19 日ということになっております。前年度からの比較となりますと、診療日数自体は平成 21 年度は丁度、浜田先生が退職されてから 7 月までは 1 名の医師で運営したことによりまして、診療日数が 85 日でしたのですが、22 年度は 109 日となっております。それで次の医薬材料費の減については、診療報酬自体の歳入については当初予算に組み込んでおりましたとおりの、ほぼ見込みどおりの収入になっておりますが、医薬材料費と先生の処方の関係上、やっぱり投薬量の減になったと考えられますのでよろしく申し上げます。

議 長 北山議員

7 番 議 員 今の説明で、週 3 日、火・水・木のこの 3 日はカバーできて

いるの、こう理解してもいいのかどうか。それと医薬材料費の減については、患者が少なくなったというそういう根拠はなかったとそう理解してもいいのかどうか。再度お答え願います。

議 長  
住 民 室 長

長 住民室長

お答えいたします。週3日、火曜日・水曜日・木曜日の診療については、現在先ほどお話をさせていただきましたように、県医師会等のご支援をいただきながら随時お願いをしながらの運営でございますので、あやふやな面もありますが、できるかぎり週3回を目指して診療して行きたいと思っております。また医薬材料費の減については、患者数は減っておりませんので、ご理解お願いいたします。

議 長

他に質疑ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

これから、専決第14号 平成22年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

「異議なし」と認めます。

専決第14号は、原案のとおり承認されました。

日程第16 専決第15号 平成22年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長

保 健 福 祉 課 長  
議 長

( 専決第15号の説明をする )

説明が終わりました。質疑を行います、ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

これから、専決第15号 平成22年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

「異議なし」と認めます。

議案第 15 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 17 専決第 16 号 平成 23 年度美波町一般会計補正予算（第号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長

総務企画課長  
議

（専決第 16 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います、ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、専決第 16 号 平成 23 年度美波町一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。

議案第 16 号は、原案のとおり承認されました。

小休します。

（時に 12 時 05 分）

小休

（時に 13 時 15 分）

議 長

休憩前に引続き会議を再開します。

日程第 18 議案第 45 号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 15 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長

税務課長  
議

（議案第 45 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います、ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 45 号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 15 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 46 号 平成 23 年度 美波町一般会計補正  
予算(第 2 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長

総務企画課長  
議

(議案第 46 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

影山議員

3 番 議 員

2 点お願いします。9 ページですが 13 番委託料安心安全なま  
ちづくり基礎調査委託料とあるんですが、先ほどの説明で幼保  
と役場の調査といったかと思うんですが、その内容についてお  
知らせいただけたらと思います。もう 1 点は 13 ページからい  
ろいろあるんですが、由岐小学校・木岐小学校とエアコンを設  
備しております。それから中学校も日和佐中学校・由岐中学校  
でこれは何社、1 社で業者に発注したのか。それから町内業者  
に発注したものか。それからもう 1 点は伊座利校が小中とも設  
備されていないのは希望がなかったせいなのか、そのあたりを  
お聞きしたいと思います。

議 長  
総務企画課長

総務課長

安全安心なまちづくり基礎調査委託料の 150 万円ござい  
ますけれども、これは 3 月 11 日の東日本の震災を受けまし  
て、役場でも防災体制のあり方の見直しっていうんがいわれて  
おりますけれども、その中の委託料のひとつなんですけれど  
も、役場庁舎であれば危機管理部局であります消防防災課の 2  
階以上への移設における構造用スペースをとるかどうかって  
いう検討もありますけれども、そういった検討するための委託  
料でございます。それから幼保施設につきましても、日和佐高  
校グラウンド跡地を予定といいますか、以前からそのようにい  
われているんですけど、そういったそこへ建てる場合のどうい  
ったかたちのものかいいのかっていうような、そういった委託  
料になります。それからこれだけでなく災害関連すべてにお  
いて、赤松小学校跡地を影山議員おっしゃられるような備蓄的  
な倉庫とか避難所的な取扱いにする場合においては、こういっ  
たこの委託料の中でそういった基本的な絵をかいていただく  
委託料として予算組みさせていただいておりますので、これに  
役場にいくらか幼保にいくらかっていう縛りはございません。

以上でございます。

議 長 教育課長  
学校 教育 課 長

エアコンの設備の件でございますが、業者はどういう業者なんだということなんですけども、まだこの議案をお認めいただいてから業者選定にはいることといたしておりますが、今事務局で考えておるのは、物品購入審査会にかけないかんのんですけども、そこに出す案としましては町内業者、全て町内業者ということを考えております。それから伊座利校につきましては、日和佐小学校につきましては既に設置済みでございますので、今回の対象外、伊座利校につきましては図書室という限られたスペースがございません。オープンスペースになっておりますので設置の予定はございません。以上です。

議 長

他にございませんか。

山本議員

1 4 番 議 員

9 ページの議案 316 のタクシー助成券ですか、この議案について以前から懸案事項でもあり、委員会でも説明を受けたわけでございますが、これ半年間で 500 万等の高額な予算が出てきておりますが、どのような不透明なところもあるけれど、どのような算出法方で割り出してきたか。月平均すると 80 万になるのかなと思ったりするし、どんな方法。ちょっと上がってきたのかちょっとお聞きします。ほれと同じ地域だっても、仮に赤松であれば乗れない人もあり、かというてバスが通りょうけん県道沿いの人のはのれない、けども奥の人には乗れるような不公平感があると思う。ちょっとほこらへんのところをお願いします。

議 長 総務課長  
総 務 企 画 課 長

総務課長

タクシー助成の積算根拠でございますけれども、対象地区につきましては、バス停または駅から 1 キロメートル以上離れた世帯、それから町内であればタクシー会社から 3.2 キロ程度の地区については料金千円となりますので、対象外となっております。ですから対象地区といたしましては、そういった駅からまたはバス停から離れております恵比須浜・山河内・西河内・赤松の地区になるんですけども、その 65 歳以上が対象でございますので、その人口を出してですね、5 月時点で 397 名の方がおられます。それでまあこのうちのどのぐらいの方が利用されるかっていうことは推計でしかならないんですけども、10% で換算いたしますと、40 名程度になると思うんですけども、それをですね、料金がございましてけれども料金が個人負担が千円でございますので、全地区をその 10% の方が利用した

場合に、一番多いところで大越であれば4,460円の料金がかかるんですけども、千円負担していただきますと町の助成が3,460円の負担がいきます。そしてこの方に一月ご利用いただくと往復料金となりますので6,920円の町の持ち出し金が必要ようになります。こういったかたちで1回あたりの金額を出しまして、その内また月4往復なんで8回分をかけます。それからそれを何ヶ月使用するかということで、何ヶ月間をかけて出したものが約400万近くでございますんで、約さきほど10%で計算しましたけれども、約15%の方がご利用していただいて約半年で500万円ぐらいかなっていう、そういった積算根拠に基づいております。ただこの地区にどれだけの方が自動車に乗れない方、それから免許をお持ちでない方とか、申請を出す出さないを含めましてね、つかめてはございませんので、8月から申請を受け付けて、実際やってみて結果がでるかなと思っておりますので、そのあたりはまだ推計でしかございません。それで先ほどご質問いただきましたバス停の近くの方、1キロ以内の方は対象にならないので、その方々から不公平感が出るのではということでございますけれども、たしかにこの計画を作るときにですね、そういった方々の金額的にはバス賃よりも高く設定していますんで、赤松であれば500何十円かの金額で日和佐まで出て来れますけれども、時間的にね便数が5便しかございませんので、制限を受けるってということと値段の関係で不公平感をもたれる方もおられるかと思っておりますけれども、現在試行で試させていただくということで、そういったご意見も伺いながら本格運用に向けては、そういった声をお聞きしてまた検討させていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 1 4 番 議 員

長 山本議員

町長にちょっとお伺いします。今この試用期間しもって結果ね、利用者も多いということであれば循環バスとかいうようなことも考えているのかちょっとお聞きします。

議 町

長 町長

今回のタクシー助成につきましては、交通弱者の方をいかに救うかということでありまして、以前から問題になっておりました、コミュニティバスの導入っていうのが合併時の新町の建設計画にも載っております。そういうことでコミュニティバスの導入につきましては検討いたしましたけれども、特に日和佐側につきましては谷が深いというようなこともございまして、海陽

町に視察に行かしていただきましたけれども、なかなか循環バスの位置になってないといいますが、地形になってないということもございまして、それは一旦諦めたところでございます。そういった中で町の中心部から離れたいわゆる周辺の方の交通の足をどうするかっていうことで、今回試行的にやらさしていただくのがこのタクシー助成というように考えております。で町の中心部につきましては、現在由岐地区に2路線と日和佐地区に1路線の過疎バスを走らせていただいております。それにはかなりの額の町費がでておりますが、そういった公共交通機関とそれと今回のタクシー助成、もうひとつはそれでもおぎなえない町内の例えば買物でありますとか、医療機関それと医療機関相互のそれから役場相互のとかというようなかたちで住民の方々の足を確保するというようなことで、想定といたしましては街中についてはいわゆる巡回バスのようなものが考えられたらいいなというふうに思っております。今回のタクシー助成につきましては、この試行をへて先ほど総務課長が申しましたけれども、本格的になりましたら、これは巡回バスができたとしても多分残さないとなかなか住民の方の足の足が救えないのかなと思っております。であと1つ課題は、現在走っております公共交通機関の特に過疎バスとの競合でありますとか、といったところについては今後検討させていただいて、合理的な、そして利便性の高いシステムを作り上げていきたいというふうに考えておるところであります。

議 長

他に

舛田議員

1 3 番 議 員

私は教育費の中で、日和佐道路の開通イベント、これは250万使われるということで、イベントにこういお金を使われるのは大変結構なことだと思います。その中で一番具体的にですね、この使われるお金の中で一番最大の物は具体的にどういうものに使われるかちょっとお聞きします。

議 長

社会教育課長

社会教育課長

お答えいたします。250万円の中で最大の物、金額ということでございますけれども、おくばったものというかたちでお答えさしてもらってよろしいでしょうか。参加者に対します参加賞でございます。マフラーの細長いタオルを予定しております。これにつきましては120万、それから保険代、参加者の保険代これにつきましては18万、それからマラソンにつきましては自働計測というかたちをとりたいと思っております。これ

につきましては 34 万円、それからガードマンを日和佐側・小野側それから由岐等に配置をする、安全のために配置をする、これが 35 万。それからトイレが必要になります、これにつきましても日和佐側・由岐側・由岐インターに設置を予定しております。147 千円。それからスタート地点・ゴール地点、マラソンにつきましては同じところでございますのでアーチを予定しております。これにつきましては 13 万円等々になっております。以上でございます。

議 長 他にございませんか。

北山議員

7 番 議員 12 ページの耐震性貯水槽緊急遮断弁点検委託料がのっていますが、支所の方の貯水槽が災害時にスムーズに使用できるかどうか、なんか聞くところによると使用できる職員が少ないとかというような問題点もあるやに聞くんですが、そこらのところもう少し分かりやすく説明していただけますか。

議 長 消防防災課長

消防防災課長 お答えいたします。ただ今の北山議員さんがおっしゃられました委託料ですが、これ一応日和佐小学校のグラウンドに埋まっとう分と由岐の支所の前に埋まっとう分 2 か所で、年に 2 回ということで保守点検料を 81 万円、2 か所分に入れていただいております。それでこの年 2 回の点検、業者が点検していただく時にですね、職員及び例えば自主防災組織の会員さんとかにも使い方を、これ以前からそういう要望があったんですけど、今回まで保守点検の予算を上げてなかったもんで、その時に一緒に行く予定にしております。以上です。

議 長 他にございませんか。

岩瀬議員

9 番 議員 11 ページのシステムサポート料とこれはどういう名目なのか。それと 15 ページのうみがめ保護対策協議会補助金 610 万円のほの明細、ほれとミニバスケット 1 台 126 万円というものはどういうものであるのか。

議 長 地域振興室長

地域振興室長 水産業振興費のシステムサポート料ということですね、これにつきましては以前から実は懸案になっておった部分なんですけども、漁場管理レーダーで阿部の鹿の首岬の先端に、ぐるぐる回って密漁船がやってきてたかどうか、あるいは漁業の操業状況、どういう状況であるかって監視しているものがあるんですけども、由岐とそれと阿部との間を繋いでいる連絡網が



議 長 他にございませんか。

社会教育課長

社会教育課長 先ほどのうみがめの保護対策協議会の補助金の件につきましては、うみがめ、環境省がこれ実施しております生物多様性保全推進支援事業というところで、うみがめ博物館が手を上げてまして、うみがめ保護対策協議会に補助が降りるということでございますけれども、財源がなく先に町で補助金をうっていただくというかたちをとった補助金としております。内容につきましては、かめの背中に発信機を取り付ける。3機ということでございます。今年度につきましては、ちょっと上陸の方が今かんばしくございません。しかしながら上がってきたかめに発信機を取り付けて、人工衛星で追跡をする、それでいろんなことをさくろうということでございます。また大浜海岸の近辺をまた船で潜水土も雇いながら、近辺の海も探ろうというような事業になっております。それともう1点身にバスケット台でございます。B Gには一般用のバスケットのリングしかございませんでした。それで近年、今ちょっと新聞等でここ最近徳島県のミニバスケットボール大会というのが始まっておりまして、土曜日・日曜日から始まっております。これにつきましては男子が36チーム女子が39チームということで熱戦が繰り広げられておるということで、近隣の牟岐・海南・穴喰といったようなチームが戦っております。そこで総合体育館の方では県のバスケットボール、ミニバスケットボール大会も行われ、練習にも着ております。それでB & Gの海洋センターのアリーナの方にも是非とも来てもらいたいというところも含めまして、ミニバスケット台を壁面、アリーナの壁面に取り付けるということでございます。以上です。

議 長 岩瀬議員

9 番 議 員 美波町の町内の方が競技してます。このミニバスケットのやつ。町内の美波町の。

議 長 社会教育課長

社会教育課長 町内の業者

9 番 議 員 ちゃう、町内のこのミニバスケットしよう人って。

社会教育課長 チームですか。町内では今ございません。

9 番 議 員 これ小学生がしようやつでしょ。

社会教育課長 小学生です。

9 番 議 員 今美波町の子ども達は競技しよらんのんちゃうんで。

社会教育課長 今のところの確認はできておりません。がまたそれぞれの機

材がそろっておりますれば、やってみたいという子どもさんもでてくるかと思えます。以上です。

議 9 番 議 員 長 岩瀬議員  
ほれだったら、まず小学校の体育館にありますんでね、そちらからの方が進めたらどうですか。いっこもしてない気がするんやけどな。

議 社会教育課長 長 社会教育課長  
町内の小学生にもミニバスケットということを一回来ていただきまして、体験していただくとそういうところから始めたいと思っております。

議 長 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第46号 平成23年度美波町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第46号は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第47号 平成23年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長

保健福祉課長 (議案第47号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

7 番 議 員 私は今後のことなんでこの場でお聞きをしたいと思えます。議会初日の提案理由の説明の中で、町税については時効の完成しているものについて不納欠損処分を行った訳ですが、今後は負担の公平性を確立するために、強行処分も辞さない覚悟で徴収に望むというような、そういう提案理由の説明の中に文言がありまして、その後委員会でも昨年の2900万余りの不納欠損処分と本年度の200万余りの不納欠損処分についていろいろ質疑をしましたが、最終なんか会計の、会計処理の問題でできないみたいな答弁があったやに思うんですが、今後強行処分を行うというようなことができるように、会計処理はできるのかど

うか、そこらのところを町長にお答えをいただけたらと思います。よろしく願いをいたします。

議 副  
町

長 副町長

今のご質問に私の方からお答えをさせていただきます。ちょっと数字的なこと、今ちょっと資料を持ってないんで全般的なことになりますけれども、基本的に不納欠損を行いますのはいわゆる議員がおっしゃったような時効にかかる分について不納欠損とさしていただく訳なんですけども、仮にですね差押さえなりする場合に、時効の完成している部分については、当然ですけども対象にならないというようなことがございます。したがって、それについてはきちっと会計処理上といいますか、欠損処分をしておくというようなことで整理をしているということでございます。今後ですね、今現在滞納者等についての財産調査、あるいは不動産調査、あるいは生命保険、預金等の調査、当然今さしてもらっています。その中から滞納整理機構へ送ったりもしておりますので、今後も引続きそういう調査をしながらですね、町のほうでもねできる部分については適正な対象をしていって、滞納の解消につとめてまいりたいと考えております。

議 7  
番 議

長 北山議員

あのう今の答弁を聞きまして、時効にかかっておる方を落とすための会計処理だったということのような答弁だったと思うんですが、今後は提案理由の説明にかかれておるような強行処分、こういうことは執行できるのかどうか再度お答え願いたいんと、最初にいわれた会計処理をされたということで、滞納者、時効にかかっておる方っていうんはもうおいでにならんと、そう理解してもいいのかどうか。最後お答えをお願いします。

議 副  
町

長 副町長

その前に時効にかかっていないって、私理解が今できなんだんですけど、時効にかかっていない方は・・・

議

長 小休します

小休中

議

長 再開します。

副町長

議 副  
町

今のご質問ですけども、基本的にその欠損処分をすることによりまして、欠損処分を行うっていうのはきちっと滞納処分をするために行うことであって、今現在滞納されとる方について

は、中断措置をとって、できるだけ欠損処分が、欠損の該当にならないようにしていくということでございまして、引続きいろんな調査等を行いながら徴収に務めてまいりたいというふうに思っています。

議

長 他にございませんか。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 47 号 平成 23 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 48 号 平成 23 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。水道課長

水道課  
議

長  
長

(議案第 48 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。  
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 48 号 平成 23 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 49 号 平成 23 年度美波町水道事業会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。水道課長

水道課  
議

長  
長

(議案第 49 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

小休します。  
小休中

議 長 再開します。質疑はありませんか。  
岩瀬議員

9 番 議 員 内容はどのようなことですか。  
議 長 水道課長  
水道 課 長 まず深瀬地区に水道を、上水道の拡張をするためには厚生労働省の変更認可を受けなければなりません。受けなければいけないのでそのための委託料でございます。

議 長 岩瀬議員

9 番 議 員 ちゃんと設計をまず図面を書いたりしてなんかしてから、せないかんでいうことですか。  
議 長 水道課長  
水道 課 長 まず変更設計をいたしまして、それから国の認可を受けて、それから来年度の国庫補助金なりを請求したりして、手続を進めてまいりたいと思っています。

議 長 他に質疑はございませんか。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。  
( な し )  
「討論なし」と認めます。  
これから、議案第 49 号 平成 23 年度美波町水道事業会計補正予算(第 1 号)を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
( 異議なし )  
「異議なし」と認めます。  
議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 50 号 平成 23 年度美波町病院事業会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。  
当局の説明を求めます。病院事務長  
( 議案第 50 号の説明をする )

日和佐病院事務局長 議 長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。  
( な し )  
「討論なし」と認めます。  
これから、議案第 50 号 平成 23 年度美波町病院事業会計補

正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議  
ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。

議案第50号は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第51号 美波町教育委員会委員の任命につ  
いてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長

総務企画課長  
議

（議案第51号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。これで質疑を終わ  
ります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第51号「美波町教育委員会委員の任命につ  
いて」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議  
ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。

議案第51号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第25 議案第52号 人権擁護委員の推薦につき議会の  
意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長

総務企画課長  
議

（議案第52号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。こ  
れで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第52号 人権擁護委員の推薦につき議会の  
意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議  
ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。  
議案第 52 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

議事進行上小休します。  
(時に 14 時 40 分)

小休中  
(時に 15 時 00 分)

議長、副議長交代

副議長 日程第 26 発議第 3 号 美波町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

4 番議員 提出者の説明を求めます。4 番川尻議長  
美波町議会議員政治倫理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、美波町議会議員(以下「議員」という。)が、町政に対する町民の厳粛な信託に応えるための、公平不偏の立場を基本姿勢に政治倫理に徹した議員活動に取り組むことを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、町民の全体の代表者として責任の重さを自覚するとともに、信頼される行動をし、地方自治体の本旨に従い、その使命達成に努めなければならない。

2 政治倫理に反する事実があるとの疑惑を指摘された場合は、議員自らの潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

(政治倫理基準)

第 3 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下「倫理基準」という。)を遵守しなければならない。

- (1) 町の名誉を傷つけるような行為をしないこと。
- (2) 町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎みその職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (3) 町が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請契約、業務委託契約又は物品購入契約に関し、特定の業者を紹介する等の関与をしないこと。
- (4) 地方自治法第 92 条の 2(議員の兼業禁止)の趣旨を遵守し、議員、その配偶者若しくは 2 親等以内、同居の親族又は議員が役員をしている企業及び議員がその業務について実質的な支配力を及ぼしている企業は、町との請負契

約、物品の納入及び業務の委託に係る契約をしないこと。  
ただし、特別の事由（災害、人命に関わる緊急を要するもの）がある場合はこの限りでない。

- (5) 町職員の公正な職務を妨げ、その権限若しくはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (6) 町職員（臨時職員及び非常勤職員を含む）の採用、昇格又は異動に関して、推薦又は紹介をしないこと。
- (7) 政治活動に関し、企業及び団体（政党及び政治団体を除く。）等から寄付等を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けないこと。

2 第4号に規定する「実質的な支配力を及ぼしている企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

- (1) 議員がその経営方針に関与している企業。
- (2) 議員が資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業。
- (3) 議員が定期的に報酬（顧問料等その名目を問わない。）を受領している企業。

（審査の請求）

第4条 議員は、第3条の規定に違反していると認められる議員があるときは、議員2名以上の連署をもって、その代表者が当該議員についての倫理基準違反の疑いがある事を証する書面を添えて、議長に対し審査の請求をすることができる。

（政治倫理審査会の設置）

第5条 議長は、前条に規定する審査請求を受けたときは、これを審査するため議会に美波町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を請求を受けた日から30日以内に設置し、審査会は請求を受けた日から起算して90日以内にその審査結果を議長に文書で回答しなければならない。

2 審査会の委員は7人とし、議員の中から議長が指名する。

3 審査会の委員は、審査会が審査請求に対する審査結果を議長に報告したときをもって解任されるものとする。

4 審査会の委員は、公平かつ適切に職務を遂行するとともに業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 審査会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

6 議長が審査対象議員となった場合は、副議長が議長の代行としてその職に当たる。

(政治倫理基準違反の審査)

第6条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及び倫理基準違反の有無について審査する。

2 審査会は、審査を行うため、規定に違反していると認められる議員、その他の関係者に対し資料の請求、又は事情聴取等、必要な調査を行うことができる。

(議員の協力義務)

第7条 審査請求の対象となった議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な書類を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。

(審査会の報告)

第8条 審査会は、審査を終えたときは、議長に審査結果報告書を提出するものとする。

2 議長は、前項の審査結果報告書が提出されたときは、その審査結果を第4条の代表者及び審査請求の対象者となった議員に、その概要を添えて通知するとともに公表しなければならない。

(審査結果の措置)

第9条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反していると認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、議会に諮り次に掲げる措置をとることができる。

(1) 倫理基準を遵守させるための警告

(2) 当該議員に対する辞職の勧告

(3) その他議長が必要と認める措置

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附則 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

提出者 美波町議会議員 川尻竹藏

賛成者 美波町議会議員 岩瀬公 坂口進 永本善次郎  
江本昇 丸龍孝敏 新開悦博 舛田邦人 寺下博子 向山篤  
宏 影山美雄 山本正男

美波町議会議員政治倫理条例の制定について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1

- 副 議 長 項及び第 2 項の規定により提出します。平成 23 年 6 月 27 日  
説明が終わりました。質疑を行います。
- 7 番 議 員 7 番北山  
私はこの美波町議会政治倫理条例がよりよい条例にするために質疑を行いたいと思います。質疑は 3 点お聞きをしたいと思いますが、まず 1 点ずつお聞きをしたいと思います。
- 4 番 議 員 議員 先ほどの北山議員のことに対しまして、私はこれで十分できておると思っております。
- 副 議 長 7 番北山  
7 番 議 員 続きますして第 2 点目をお聞きをしたいと思います。美波町議会政治倫理条例は、私は町民の信託に、この案は町民の信託に  
副 議 長 4 番川尻  
4 番 議 員 我々議員はですね、住民の選挙、付託によってなっておる議員でございます。自ら議員がそういうことで付託を受けておるんだから、自らでやはりやるべきだと思っております。
- 副 議 長 7 番北山  
7 番 議 員 町民の付託を受けておるといような答弁でありましたが、当然付託は受けておりますが、それに対して町民からの疑惑を指摘された場合は、議員自ら契い態度をもって疑惑を解明する  
副 議 長 4 番川尻  
4 番 議 員 とり方でですね、いろいろ議員それぞれあるかと思いますが、私はこの出しとう案がですね、最良だということで提出をさして、今回提出をさせていただいております。

副 議 長 7 番北山  
7 番 議 員 再度とり方の違いというような答弁がありました。再度質問をさせていただきたいと思えます。この条例では私の考えといわれればそういうことになるんとは思いますが、美波町議会政治倫理条例としてはやはり町政に対する町民の厳守信託、第1条に書かれているようなことからして、この条例といえるものは不備であると思えます。そこで第4条審査の請求を議員および町民は、第3条の規定に違反していると認められる議員があるときは当該議員について倫理基準違反の疑いがあることを証する正面を添えて議長に対し審査の請求をすることができるということと、第8条審査会の報告第2項、議長は前項の審査結果・報告書が提出されたときは、その審査結果を第4条の請求者である議員、中黒っているんですかね、議員中黒町民及び審査請求の対象者となった議員にその概要を沿えて通知するとともに公表しなければならないと変更すべきと私は考えますが、再度変更していただけるお考えがあるかどうか、お聞かせを願いたいと思えます。

副 議 長 4 番川尻  
4 番 議 員 すいません。私はこの提出しよう案が、私は最良ということで提出をさせていただいております。

副 議 長 質疑は他にはありませんか。なければこれで質疑を終らせていただきます。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許可します。

7 番 議 員 7 番北山  
それでは討論をさせていただきます。私は反対の立場でいたします。美波町政治倫理条例は付託を受けている町民の信頼に応えるための条例でなければならないと思えます。よって町民からの審査請求権を保障していないこの条例は不備であると思えますので反対をいたします。また町民からの審査請求権は最近制定されている他の市町村の条例ではほとんどが明記されていることからして、社会常識になっていると思えますので、変更することも合わせてお願いをいたします。

副 議 長 次に原案に賛成者の発言を許可します。

これで討論を終わります。

それでは、発議第3号 美波町議会議員政治倫理条例の制定についてを採決します。

発議第3号 美波町議会議員政治倫理条例の制定について

を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

( 賛成 11 : 反対 1 )

着席してください。

賛成多数です。よって発議第3号は可決することに決定しました。

議事進行上小休します。

副議長、議長に交代

議

長

再開します。

日程第27 意見書について議題といたします。発議第4号「国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書(案)」が提出されております。

提出者の説明を求めます。寺下議員

1 1 番 議 員

発議第4号 美波町議会議長 川尻竹蔵殿。提出者 美波町議会議員 寺下博子 賛成者 美波町議会議員 江本昇 新開悦博 永本善次郎 向山篤宏 影山美雄 以上の皆さんの賛成をいただいております。

意見書の提出について。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の第1項及び第2項の規定により提出します。

意見書(案)を読み上げることで提案に替えさせていただきます。

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書(案)

国民健康保険は、国民皆保険の基礎をなすものであるが、制度設計された当時と比べ加入者層が大きく変わり、無職者や年金生活者などの低所得者の占める割合が増加している。しかし、加入者の所得は低下しているにもかかわらず、年々保険料は上がり、支払いが困難となっている世帯が増えている。

国民健康保険の主な財源は、国・都道府県及び保険者の負担金並びに被保険者の支払う保険料である。被用者保険の事業主負担に相当するものがないため、国庫負担が定められているが、この国庫負担率を引下げたことが、医療給付費の増加とともに、保険料が高くなった大きな要因である。

昭和59年に国庫負担率が総医療費の45パーセントから38.5パーセント(保険給付費の50パーセント)に引き下げられ、その後も更に引き下げられている。その結果、現在の市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担割合は、30パーセント以下といわれている。美波町においては、平成22年度国民健康保険特別会計歳入予算に占める国庫負担(国庫支出金)の割合は、28.2パーセントとなっている。

よって、政府におかれては、国庫負担の引下げが保険料を押し上げる結果となっていることを踏まえ、国民健康保険制度を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療を受けられるようにするため、国庫負担を増額されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 以上どうぞよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありますか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、発議第4号「国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書(案)」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり採択することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

発議第4号は、原案のとおり採択されました。

続きまして、発議第5号「本四国速を含む高速道路の通行料金等に関する意見書(案)」が提出されております。

提出者の説明を求めます。丸龍議員

6番議員 発議第5号 美波町議会議長 川尻竹蔵殿 提出者 総務産業委員 丸龍孝敏 賛成者 総務産業委員 北山朝彦 総務産業委員 舛田邦人 総務産業委員 山本正男 総務産業委員 岩瀬公 総務産業委員 坂口進

意見書の提出について。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の第1項及び第2項の規定により提出します。

読み上げます。よろしく願い申し上げます。

本四高速を含む高速道路通行料金等に関する意見書(案)

先般国土交通省から発表された高速道路等に対する平日2千円上限料金の導入中止や、現在の休日千円廃止が決定されました。本町でも地域間格差の是正から、また人的交流・経済活性化の観点において、容認はできません。国

は高速道路のあり方検討有識者委員会において、高速道路の整備・管理・料金・負担のあり方について幅広く検討を行っていますが、地域視点の理念に基づく、地方の声を十分に反映することが必要であるため、以下のとおり申し入れます。

1 東日本大震災への復旧・復興財源確保のための措置であると理解していますが、本四道路の料金は、地域間格差を是正する全国一律の利用しやすい料金制度とすること。特に、経済効果の大きい休日上限制度については、普通車千円に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月27日 美波町議会 議長 川尻竹藏殿

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣、財務大臣 以上でございます。よろしく願ひいたします。

議

長 説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、発議第5号「本四国速を含む高速道路の通行料金等に関する意見書(案)について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり採択することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

発議第5号は、原案のとおり採択されました。

日程第28 常任委員会の閉会中の継続調査申出書について議題といたします。

各常任委員長から所管事項のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。それぞれ委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査

とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。次回定例会の会期日程等は、議会運営委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

次回定例会の会期等は、議会運営委員会に付託されました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成23年 第2回 美波町議会 定例会を閉会します。  
お疲れ様でした。

(時に 15時30分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 23 年 7 月 22 日

美波町議会議長

川尻 竹蔵

議会議員

丸龍 孝敏

議会議員

永本 善次郎